



# ロシア新憲法体制への道程 : 付:1993年ロシア連邦 新憲法

森下, 敏男

---

**(Citation)**

神戸法学年報, 9:79-249

**(Issue Date)**

1993

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81005132>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005132>



# ロシア新憲法体制への道程

—付：1993年ロシア連邦新憲法—

森 下 敏 男

## 第1章 憲法危機と人民代議員大会

- (1) 第6回人民代議員大会
- (2) 第7回人民代議員大会
- (3) 1992年12月憲法改正
- (4) 第8回人民代議員大会
- (5) 第9回人民代議員大会

## 第2章 大統領特別統治へ

- (1) 憲法協議会
- (2) 新憲法草案の特徴
- (3) 連邦問題
- (4) エリツィン・クーデター
- (5) 93年10月革命

資料 1993年ロシア連邦新憲法  
連邦条約案 (93-7-12)  
92年12月ロシア憲法改正

前稿で指摘したように、92年春以来、エリツィン大統領によるペルー型クーデターの噂があった。当時筆者は、法治国家の道を歩み始めたロシアにおいてそのような超憲法的措置をとるべきではないし、またそれは成功しないだろう

と考えていた。しかし92年12月の第7回人民代議員大会以降、憲法危機を解決するために大統領は非常措置をとる道義的権利を得たと論じた(その意味は後述する)。しかし93年に入って4月25日の人民投票で一応の勝利を獲得した後も、大統領は憲法協議会なるものを招集する等、あまり有効とは思えない試行錯誤を繰り返した。ところが9月21日になって、突如ペルー型クーデターを敢行したのである。つまり議会を解体し、新議会の構成とその選挙日程を決定したのであった。この時点でこのような荒療治にでたのは、人民代議員大会が大統領解任に出る可能性の考慮、軍事機構や行政機構を味方につける等の戦術的配慮を行ったうえでのことであろうが、本質的にみれば、議会との対抗が体制の本質をめぐるものに転換しつつあったことが重要であろう。

ここでロシア議会の展開過程をごく簡単に振り返っておこう。

もともと1990年3月に選出されたロシア議会は、大雑把に言って改革派と保守派の勢力は拮抗していた。当時エリツィン氏は、最高会議議長に辛うじて選出されたのである。90年にはペレストロイカの行方が、社会主義からの離脱の方向性を明確にしていくが、それに対する保守派の反撃が始まる。90年末から91年にかけてそれは頂点に達し、91年1月にはバルト諸国で流血事件が起るに至る。その勢いを借りてロシアの保守派は、エリツィン議長の解任を狙って91年3月人民代議員大会を招集した。しかしここでロシアの改革派はもちこたえ、逆に大統領制の採用を決定する。その際大きな力を発揮したのはルツコイ市の率いる「民主主義のための共産主義者」グループであった。ロシア人民は大統領にエリツィン氏を選出した。

91年8月20日のクーデター事件を経てソ連邦は解体へと向うが、それに代ってクーデターを敗北させたロシア共和国が歴史の正面に躍り出た。クーデターと闘ったエリツィンと改革派の勢力は伸張し、91年10～11月の第5回人民代議員大会では、エリツィンに非常権限が与えられ、また当時エリツィンの副官であったハズブラートフが最高会議議長に選出された。しかし92年初めか

ら実施された価格統制の撤廃は物価を急騰させ、経済は混乱した。このショック療法をめぐる改革派は二つに分れ、そこから中間派（ルツコイ副大統領の自由ロシア人民党、ボリスキーを総裁とする工業家・企業家同盟などが中核で、ハズブラトフ議長もこの派に近かった）が派生した。議会は保守派、中間派、改革派の三者鼎立状態となった。

共産主義者と反動派が統一した保守派は別にして、改革派と中間派は、当時同じ改革派の中の二つの潮流とみることもできた。92年の春の段階では、エリツィン大統領も、改革派と中間派をそれぞれ糾合した二大政党制を構想していた。二大勢力の均衡の上に立つ政治、または二大勢力の政権交替による政治の展開である。このような構想は、例えばリトアニアでは実現されているといえる。リトアニアの独立と改革を指導してきた改革派のサユジスと旧共産党を改組した民主労働党がそれである。92年の議会選挙と93年の大統領選挙で、サユジスは敗北し、民主労働党が政権に就いた。合法的なかたちで政権交替がなされたのである。ポーランドでも93年9月の選挙で、旧連帯派は敗北し、社会民主主義政党に生まれ変わった旧共産党系が進出した。これらの国では社会主義的所有制度が解体され、もはや共産主義復活の恐れはない。したがって安心して政権を交替させることができ、改革をめぐる二つの路線の対抗（改革対反改革ではなく）のうえに政治が展開しているのである。

しかしロシアはそのような道を歩まなかった。ここでは議会の保守派と中間派の一体化が進んだ。あるいはむしろ中間派が（その一部は4月25日の人民投票の結果、改革派寄りにスタンスを変えた）保守派に吸収される過程が進んだ。議会の強大な保守派の存在は、国民世論を反映していたとは言えないが、その存立根拠はあった。それは社会主義的所有制度である。企業の民営化は計画どおりには進捗していないし、株式会社化した企業においても国家は巨大な株主である。土地を含めて所有制度はなお基本的には社会主義的である。旧特権階級は、その特権を利用して民営化で甘い汁を吸い、新しい資本家階級に成

り上ることができれば、その途端に改革派に転じるに違いない。いまだ改革の利益を手中にしていない部分が、資本家階級への成り上りのチャンスを窺いつつ、改革に抵抗しているのである。他方で議会の改革派はじり貧状態になっていた。諸勢力の上に超然と立つことを望み、与党の結成を嫌ったエリツィン大統領の政治手法もこれに関係する。また大統領はフィラトフ、クラサフチェンコ、ボルコフ、ブラーギンといった議会内の有力な改革派政治家を引き抜いて行政府の要職に就けたため、議会内の改革派はますます少数派に転落していったのである。

こうして9月21日のエリツィン・クーデターへと帰結した両派の対立は、改革の主導権をめぐる権力闘争といったものではなく、改革か、反改革かの体制を問う闘争であり、敢えて言えば階級闘争であった。その意味ではこれは大きな決戦であり、妥協は許されない性格のものであった。あるいはこれはエリツィン最後の決戦であったかもしれないが、所有制度の急激な転換が困難である以上、社会主義的所有制度の残存を物質的な根拠として、これからも保守派勢力の巻き返しは繰り返されることになる。

## 第1章 憲法危機と人民代議員大会

第5回人民代議員大会までの経過は前稿で紹介したので、ここでは第6回大会以後の展開を簡単に整理しておきたい。

### (1) 第6回人民代議員大会 (92年4月)

#### (A) 経過

91年10～11月の第5回人民代議員大会(統会)は、同年8月のクーデターを敗北させた力を以て、改革派の勢力が頂点に達した時期であった。同年12月にはソ連邦が解体し、ロシア共和国はその路線を直接に実施することが可能

となった。そこでエリツィン政権は92年1月に価格自由化政策を導入したが、このいわゆるショック療法の採用は改革派内部を動揺させ、旧官僚層や国営企業指導者を中心にそこから中間派が分離・独立しつつあった。そのような状況の下で第6回大会は開かれたのである。

大会初日の4月6日、保守派のイサコフ議員が、政府の不信任問題を議題としてとりあげるよう提案したが、412:447:70で否決された。ハズブラートフ議長 の地位にも関わる議長人事を議事にのせることも、115:793:32で否決された。改革派のミロノフ議員は、ソビエト(代表機関)は共産主義の沈滞物で、改革の障害になっているとしてその権力停止案を提起したが、65:824:25の圧倒的多数で否決された。またイサコフ議員は、大会や最高会議の解体論は合法的な憲法機関の打倒、憲法体制の暴力的転覆の呼びかけであり、刑事責任を追及すべきであるとして、検事総長宛に質問状を出すことを提案したが、それは587:62:32で可決された。

翌4月7日、大統領は、彼自身の意志に反して、経済報告をすることを余儀なくされた。経済改革の推進役のガイダル副首相の演説も行われた。当時の最高会議副議長シュメイコは、独占問題について発言している。独占企業 の目録には2千以上の企業がリストアップされており、特に機械製作の多くは1つ、あるいは2・3の企業が全独占しているという。モスクワ市では、市長代理の命令で88の企業を合併して中央モスクワ建設企業が創設され、独占が強化された。反独占委員会は無力で、物価は需要と供給の関係で決まっ てはいないという。また物価は予想の10倍に達したとも指摘している。

農業相フルイストゥンは、個人経営農家が8万戸に達したことや、当時進められていたコルホーズ・ソフホーズの再登録の実情を報告している。機械や種子、ガソリンの不足のため、個人農民が与えられた土地を放棄する例があることも報告されている。最高会議の農業委員長アガフォノフも個人経営返上の動きについて発言している。イスブラブニコフ(後の最高会議副議長)や最高会

議社会政策委員長ザハロフは、市場経済は自己目的ではなく手段だというおきまりの発言をしている。副首相ショーヒンによれば、価格自由化以後最初の2カ月で物価は480%上昇し、90%の民衆が貧民に相当するという。

この段階での代議員の勢力分布調査によれば、政府完全支持130人、部分支持266人、不支持653人（非和解的な強い不支持は483人）であった。反政府派が激増しているのが分る。

4月8日には、各フラクション代表が、経済改革問題について討論を行った。その討論内容からみると、急進的民主主義派が政府支持、労働者同盟、工業同盟、スメナ、オッチズナなどが反政府的である。ロシア、自由ロシア、独立労働連盟もやや反政府的発言をしている。反政府派は、首相が空席であることを批判し（首相は最高会議の同意が必要なため、エリツィン大統領が意中の人物を任命できず、空席が続いていた）、また91年に与えられた大統領の非常大権の剥奪を要求した。

民営化担当の副首相チュバイスは、国営企業のオークションによる売却は金持・マフィアのためになっているという批判があるが、91年には民営化による収入が2億ルーブルあり、それは貧民のために使われたと説明している。ミハイロフ発言によれば、91年は国家注文が70%で契約価格は30%であったが、92年に入って逆転し、国家注文30%、契約価格70%になったという。チェルノコフは、モスクワ市庁が法的根拠なくモスクワ政府を名乗っていることを批判し、また同政府は、ゴルバチョフ基金に無料で6つの建物を提供したり、市内の公園を商業ベースで譲渡しようとしていると批判している。

4月9日の討論では、企業の民営化よりも、賃貸制（アレンダ）や、完全経営管理権の活用を主張したり、マネタリストではなくケインズ主義で、といった議論があった。保守派のスロボトキンは、北方領土問題を含め、激しい政府批判をしたが、それが倫理問題としてとりあげられた。改革派のミロノフは、スロボトキンとは正反対の立場であるが、「終始一貫した民主主義者として、言

論は自由であると言いたい」と述べている。

4月10日、シュメイコが、大会決定案の作成委員会を代表して、決定案を説明した。後にエリツィン政権の第一副首相として活躍するシュメイコは、この時はエリツィンを批判する立場だが、しかしその批判ぶりは穏やかであった。決定案には政府不信任案は含まれていなかったが、1カ月以内に閣僚会議法を制定して、首相候補を最高会議に提案せよという内容を含んでいた。この決定案は536：217：82で基本採択された。次いで演壇に立ったエリツィン大統領は、この決定案に不満を表明したが、彼の演説は3月末に締結された連邦条約の話で締め括ったためか、演説後、嵐のような拍手が起り、全員起立したと議事録にある。当時は、議会と大統領は対立してはいても、なお両者には共有する世界があったのである。連邦条約は848：10：40で批准された。

次いで大会は憲法改正案を審議した。そのなかで、ある代議員が91年11月にエリツィン大統領に非常権限を与えたのは憲法改正手続を踏んでおらず、憲法違反だと指摘している（筆者もそのように指摘したことがある）。しかしそれ以上議論になっていない。

この大会では規則遵守委員会が活躍しているのが特徴的である。大会は議事がしばしば混乱するので、その場合は規則遵守委員長の説明を聞いて議事運営を軌道に乗せている。憲法改正について同委員長は、法案審議の一般手続として、まず第一読会でコンセプトを採択し云々という説明を行った。しかし最高会議立法委員長ミチュコーフは、憲法改正については別の手続が定着しているとし、まず基本採択し、次いで個別の修正を行い、最後に全体を採択すべきだとした。結局このミチュコーフの説明に従って手続が進められた。

4月11日は、経済改革に関する決定案が審議された。ミロノフは、議会は共産党権力の時代に選出されたもので、それが執行権力による改革を妨げているという文言を入れるよう提案したが、82：783：25の大差で否決された。大統領令が大会決定に違反して発せられているという表現が、806：66：11で追

加された。シャフライは最高会議の決定にも違反があるという表現も入れるよう求めたが、351 : 438 : 72 で否決された。経済改革に関する決定は647 : 69 : 28 で可決された。

4月13日、大会は大いに沸騰した。11日の経済改革に関する決定の採択に不満なガイダル第一副首相が辞意を表明し、改革派はハズブラートフ解任案を用意した。ハズブラートフによる批判に抗議して、政府側が一斉に議場を去る場面もあった。フィラトフ第一副議長による調停工作が行われた。

4月14日、最高会議幹部会と政府協議会の合同会議で、両者が妥協した「宣言」案が作成され、シュメイコがそれを報告した。宣言案は530 : 236 : 67 で基本採択された。レニングラード市はすでにサンクト・ペテルブルク市と改称を決定していたが、憲法にはまだ旧名が残っており、改正が必要だった。しかしこの当然の改正案は否決され、再投票を行ったがやはり否決され、夜になってやっと改正案が通過した。主要大臣の任命には最高会議の同意が必要という憲法改正案は否決された（後に92年12月の第7回大会では可決される）。

4月15日、先の妥協的な宣言案は、支持勢力が会派「民主ロシア」等約300人、旧決定の支持勢力は会派「ロシア」等約310人と、拮抗していたが、最終的には賛成578票を得て可決された。

4月16日は、まずマスコミ問題（保守派は一貫してマスコミ批判を行ってきた）がとりあげられたが、これは最高会議で論議していくことになった。ある議員は、工業の96%はまだ国有であり、個人農家は約10万人（宅地付農地・別荘地保有者は3600万人）で、まだロシアは社会主義国だと指摘している。

この日はロシアの国名が審議された。7つの案についてそれぞれ賛否の投票を行ったところ、過半数の賛成を得たのは「ロシア」だけであった。この「ロシア」案について正式に投票を行い、一旦正式国名が「ロシア」に決った。その後少数民族グループが「連邦」の語を入れるように要求し、問題をむし返したが、この提案は否決された。しかし翌17日、大統領はこの問題に介入し、

「ロシア連邦—ロシア」と二つの名称を列記する方法を提案した。この案も661:114:53（改憲になるので3分の2に当る700票が必要）で否決された。しかし再投票の結果、759:77:30でやっと改正された。一旦否決された提案を何度も繰り返すことが慣例化しているため、一事不再理の規定を議事規則に入れよという提案もあった。

4月17日には、憲法の公式案（大会の憲法委員会が起草したいわゆるルミヤンツェフ案）以外は審議の対象としないことを決定した。

4月18日には、改革派が土地の自由な占有・利用・処分権を市民に与えることの是非をめぐる人民投票の実施を提案した。しかしこの提案は227:582:38で否決された。同日、憲法の公式案の「コンセプトと基本命題」が採択された。その採択をめぐる奇妙なスコラの議論があった。この案を「基礎として採択する」か、「基本的に採択する」か、それとも「コンセプトと基本命題」を採択するかが争われたのである。どこが違うのか理解に苦しむが、ともかくそれぞれの個別投票では、いずれも700票を集められず否決されたが、一番票の多かった最後の案を正式に投票に付し、過半数の賛成で可決された（個別投票では700票必要とされ、ここでは過半数でいいのも理解し難いが）。こうして憲法の公式案が一応制定手続のルールの上に乗せられたのである。

大会は4月21日、人権規定を含むかなり大幅な憲法改正を決定して閉会した（この時の改正の内容は前稿で紹介した）。

この大会で生じたことで、上に紹介しなかったことを若干付け加えておきたい。今回の大会の会議場では、以前は議長団の後にあったレーニン像が姿を消し、代ってロシアの三色旗が掲げられていた。レーニン像の撤去を批判する声があり、この問題を議題とすることが提案されたが、293:464:22で否決された。演説に際して、以前は「同志諸君」とか「同志ブレジネフ」というように、「同志」という言葉がよく用いられた。しかし今回は「同志」の語は姿を消した。呼びかけるときは「同僚諸君」が多く、「淑女・紳士諸君」というの

もある。大会期間中に誕生日を迎えた議員には議長からお祝いの言葉がかけられるのは従来どおりである。

機械の故障も含めて投票のミスや人為的なごまかしも多い。議長が「倫理と規律を守りたまえ。・・・叫び声や侮辱は許されない。2年間もやってまだ倫理問題に戻らなければならないとは！」と嘆く場面もあった。また議長はしばしば「これはその通りだ」とか、「これは必要だ」と言って投票を誘導している。経済学者のボゴモロフ議員は、「わが国にはまだ市場がないというのは、大会はまるで市場（バザール）だ」と皮肉を言っている。

大会に大統領が出席していないことについて、過去の歴史からみると失脚したと誤解されるのではないかなどという発言があったが、シャフライは、大統領も政府も出席義務はないと答えている。また憲法改正で（第92条3項）大臣等、省庁の長と代議員は兼任できなくなったため、4人の代議員が資格を失った。シャフライ氏は代議員資格を維持するために、事前に副首相を辞めていた。彼はなお国家法制局長官を務めているのではないかと疑われたが、事実無根で資格を維持した。

## (B) 大会の決定事項

大会の決定のうち、憲法体制に関わりがあるのは、4月11日の「ロシア連邦における経済改革の進行について」の決定である（公報92-17-899）。この決定は、5回大会の決定に従って経済改革が始まったが、それが否定的現実を生みだしていることを厳しく批判している。政府の誤りだけでなく、最高会議もそれに対する有効な統制を怠り、必要な法的基礎を提供しなかったと批判されている。大統領も改革推進の効果的な協力形態を見いださず、一連の大統領令は大会決定に違反していたと批判されている。そのような認識のもとに、この6回大会決定は、経済改革を正常なルールの上に乗せるための諸策をとるよう大統領や政府に命じている。憲法体制との関わりでは、ロシアの主権宣言

(90年6月)以来の懸案であった「閣僚会議法」(その他国家公務員法、公務員の憲法・法令不履行責任法)を3カ月以内に採択するよう最高会議に命じている。また大統領に対しては、首相の候補者を合意を得るために最高会議に提案するよう提起している。さらに大統領が地方に派遣している「代官」について、それを廃止するよう勧告している。

それに対して、議会側と大統領側の妥協の結果採択された4月15日の「ロシア連邦における経済改革の支援について」の宣言(公報92-17-900)では、経済改革の現状に対する否定的認識はトーンを弱め、まず経済改革に向けられた大統領、最高会議、政府の行動を支援すること、経済改革を一貫して不屈に継続することを宣言している。そして立法・執行権力の協力を呼びかけ、大統領に非常権限を与えた5回大会の決定と、先の6回大会の4月11日の決定に従って、閣僚会議法を制定し、施行すると定めている。3カ月以内に閣僚会議法を制定するという先の決定が無効になったわけではないが、5回大会決定に言及されるなど、大統領側に配慮した内容となっている。先の決定とこの宣言の関係は代議員の間でも不明確で、なぜこのようなあいまいな宣言が必要なのか、疑問の声も多かった。閣僚会議法の制定も、首相の任命も、92年12月まで実行されなかった。

この大会では、クーデター事件以後結束していた改革派から、ショック療法に反対する中間派が分離した。政治勢力としてはそれは後に「市民同盟」の結成となって現れた。ルツコイ副大統領をリーダーとする自由ロシア人民党、共産党から最も早期に分かれて新政党を結成していたトラフキン氏のロシア民主党、国営企業管理者による工業家・企業家同盟(ポリスキー総裁)系の政治組織としての「刷新」がその中核であった。

大会後大統領はこの中間派から閣僚を抜擢した。副首相のシュメイコ、ヒジャ、チュルノムイルジンなどである。当時の大統領は、改革派と中間派による二大政党型の政治運営を構想していたようで、大統領はこの二大勢力の上に超然と

立つことを希望していた。

この大会の行った大量の憲法改正は、ペレストロイカ以後に始まった憲法改正の集大成を成すもので、民主化・自由化をさらに促進するものであった。78年に制定された旧憲法は、この改正ではほぼ完全に原形を失った（とはいえ、面目を一新したこの憲法もなお過渡期の憲法であり、旧体制を一掃すれば新憲法の制定が必要となる）。しかし改革を推進する方向で大会が機能したのはこれが最後であった。

大会で、立法権と執行権は激しく対立し、この時期ペルー型クーデターの噂が囁かれた。エリツィン大統領が議会を解体させるのではないかというのである。大会は最終日に、「憲法上の権力機関の擁護について」の決定を採択している（公報92-18-986）。これは、憲法で定められた手続以外で国家権力機関を変更したり、新しい権力機関を創設したり、権力機関を廃止・活動停止したりすることを禁じている。そして、そのような行動をとった公務員の責任を追及するとしている。そして、この目的を具体化した「憲法上の国家権力機関の擁護に関する法律」を制定するよう最高会議に命じているのである。93年9月21日の大統領令を予感させるような動きであった。

## （2）第7回人民代議員大会

第5回人民代議員大会（91年10～11月）で大統領に与えられた非常権限は、92年11月末で期限切れとなる。そのため、その後の権力関係を決定するためにも、人民代議員大会の開催が必要であった。また第6回大会決定が命じていた新閣僚会議法の制定と首相の任命も実現されていなかった。議会との対応で不利な立場に置かれた大統領は、大会の延期を強く訴えたが、議会側の納得するところではなかった（イ92-10-16）。第7回人民代議員大会は、93年12月1日から12月14日まで開かれた。

12月1日、まず議事日程が審議され、最高会議の用意した議事日程案が基

本採択された。代議員フェドセーエフは、エリツィン大統領がソ連邦を崩壊させ、また92年10月26日の救国戦線に対する解散命令をはじめ、憲法違反の大統領令を多く出しているとして、憲法裁判所の結論を求めたうえで、大統領の解任問題を審議すべきだと提案した。この提案は、352：428：77で否決された。

エリツィン大統領の報告がなされ、次いでハズブラトフ最高会議議長が報告に立った。彼によれば改革には二つのモデルがある。一つは新古典的リベラル・モデルであり、国家的所有の完全否定、国家の社会的機能の縮小、私有の絶対化などを内容とするアメリカ型社会である。他は社会志向的市場経済モデルで、多様な所有形態の併存と国家の強力な社会機能の特徴とする。ヨーロッパ特にスカンジナビア諸国、イスラエル、カナダなどがそのモデルであり、この方向を選択したのが中国、韓国、ラテンアメリカや東スラブの急速発展国だという。また彼によれば、91年11月1日以来、大統領の非常権限に基づいて約70の大統領令案がだされ、それは最高会議の委員会・特別代議員グループ、さらに最高会議（幹部会）で審議された。しかし政府法制局の能力の欠如のため、不十分な大統領令が多かったという。

12月2日にはガイダル首相代行の演説が行われた。それによると、91年末までの民営化は107商店、58食堂・レストラン、36日常サービス企業にとどまっていたが、92年末までには約4万の企業が民営化されるという。ハズブラトフの語ったアメリカ型かスカンジナビア型かという問題については、ロシア経済の改革はまだそのような選択を行う水準にまで達していないという。また社会志向型経済のドイツは貨幣政策ではアメリカ以上にマネタリスト的だし、日本の国民総生産における国家の比重はアメリカより小さいと指摘している。

最高会議最高経済評議会議長イスブラブニコフの報告によれば、91～92年に所得は5.6倍、パンの価格は33倍、牛乳22倍、肉10～12倍、生産量は、

肉33%減、牛乳26%減、卵17%減、絹38%減だという。89～92年に賃金は37～40倍、年金は15倍になったと報告されている。彼によれば、アメリカ、日本、ドイツ、ノールウェイ、メキシコの学者の勧告を検討したという。ルツコイ副大統領の農業報告によれば、個人経営農家の数は16万2千に達した。

この日は、議会内会派の再登録状況が書記局によって報告された。その結果は次のとおりである。

ロシア (世話人エス・バブーリン)	55人
オッチズナ (ベ・タラソフ)	51人
農業同盟 (エム・ラブシン)	130人
急進的民主主義者 (エス・ユシェンコフ)	61人
スメナ (新政治) (ア・ゴロビン)	54人
ロシア共産主義者 (イ・ルイブキン)	68人
自由ロシア (イ・ピノグラードワ)	54人
工業同盟 (ユ・ゲフト)	51人
民主ロシア (ベ・ボルコフ)	50人
主権と平等 (ウ・チェミロフ)	51人
進歩のための合意 (ユ・ネスチェロフ)	53人
祖国 (ベ・モロキン)	55人
左翼センターと協力の統合 (デ・ボルコゴノフ、イエ・パーシン共同議長)	59人
労働者同盟 (ショック療法なしの改革) (ベ・チェルノフ)	50人
以上14の会派の他に、次の6つの代議員グループがある。	
ロシア独立労組代議員グループ	
医療勤務員代議員グループ	
商品生産者「改革支持」代議員グループ	53人

軍改革代議員グループ	150人
チェルノブイリ・グループ	62人
「市民社会」代議員グループ	

その他代議員による質問が書記局から紹介されたが、その中には、モスクワ・コムソモーレット紙のボルノ記事について検事総長に質したものもあった。

12月3日の前半は経済問題の討議が続いた。ヤコブレフ仲裁裁判所長官は、規制のない経済は闇経済であるとして、規制強化を求める方向の発言をした。スモーリン代議員は、ロシアには中産階級がないと指摘している。10%の有産者（商業・官僚資本の保有者）が貧民10%の50倍の収入を得ている。88年のソ連は5倍、中国は3倍、アメリカは14倍という。西欧では中産階級（熟練労働者、公務員、教師、学者、医者、文化活動家）は60%を占めている。ソ連でもこれらの人々はかつては中産階級だったが、今は下層階級に転落したという。彼によれば民営化小切手で中産階級を育てるというのも幻想であり、社会的保護の課題と改革には矛盾があると指摘している。なお議長の発言によれば、ロシアにおける障害者の数が500万人以上にのぼるといふ。

ノビコフ代議員は行政長官問題をとりあげ、またエリツィン大統領が地方に派遣している「代官」制度の廃止を求めた。さらにマスメディアの政治化を批判している。ガーディアンやニューヨークタイムスは保守カリベラルか、民主党か共和党か、そんなことはだれも言わないではないかというわけである。ロシアでは議会と政府はそれぞれ新聞を発行しているし、民間の新聞も確かに党派色が強い。しかし独立新聞紙のように、自立した姿勢を示す信頼しうる新聞も登場し始めている。

12月3日の午後は、憲法改正問題が審議された。議長が秘密投票を提案したため、議場は混乱した。大会議事規則によれば、5分の1以上の代議員が要求すれば、投票は公開で行わなければならない（第35条）。ポーロフ議員はこの規定に従い公開投票を求めたが封じられた。リャーボフ副議長の説明によれ

ば、議事規則は全体として見なければならないという。そして、第32条は、投票は公開または秘密で行うと規定しているから、大会は秘密投票を決定するというのである。これは解釈論としてはまったくおかしい。第32条で投票方法を一般的に定め、そのうち公開投票が義務づけられる場合を第35条が規定しているのである。従って5分の1以上の要求があれば、必ず公開投票にしなければならない。しかし議事規則も大会が定めるのであるから、大会はそのルールを覆しようというのが彼らの法意識である。一般規範と個別決定の区別などないのである。

秘密投票の是非は投票に付され、673:183:12で可決された。議場では乱闘騒ぎが起り、ロシアのテレビは、議場の乱闘だけは日本なみになったと紹介していた。

大統領に不利な憲法改正や首相の人事をめぐる大会は激しい政治闘争の場となり、妥協が模索され、さまざまのかけひきが展開された。大会に先立って大統領は、92年11月に、反対派の攻撃の矛先になっていたポルトラーニン副首相と、ブルブリス国務長官を解任していた。後者は大統領顧問団長に任命されたが、それも12月12日には解任された。この大会でなされた憲法改正の内容は次項で示すとおりであるが、それは大統領側に不利な内容となっており、しかも対立する一方当事者の大会が、自己に有利な方向に改憲するという不合理なものであった。大統領は外務等4大臣の任命について最高会議の同意権を認めるといふ譲歩を行い、その見返りとしてガイダル首相の任命に同意を得ようとしたが失敗に終わった。12月9日、ガイダル氏の首相任命案は、467:486で否決された。

12月10日、大統領は、大会の演壇から、直接人民に訴えるという方法をとった。その中で大統領は、大会が改革を妨害していることを批判し、それがかつて執行権力を支配していた共産党の政治局に似ていると述べている。また最高会議議長が、救国戦線のような反動勢力を擁護していると批判している。そし

て反対派を安っぽい人気取り主義、公然たるデマゴギー、全体主義的ソビエト・共産主義の復活等の言葉で罵倒している。そこで大統領は直接人民に訴える必要が生じたと述べ、「大会か、大統領か、裁判官は人民だけである」として人民投票の実施を訴えた。人民投票の質問事項は、「経済的・政治的危機からの国の救済およびロシア連邦の復興を、あなたはだれに托すか、現在のメンバーの大会および最高会議か、それともロシア大統領か」ということであった。大統領は93年1月に人民投票を実施するよう大会に訴えている。大統領自身には人民投票の提起権がないため、大会が実施を決定しないなら100万人の署名を集めなければならない。大統領支持派によって直ちにその準備も始められた。なおこの演説で大統領は、ガイダル氏を首相代行として続投させる意向を語っている。

大統領とともに改革派の議員が退場したため、会場には886人のうち715人が残留した。大統領に批判的な検事総長（もともと強大な権限を有するロシアの検察庁は、改革が進めばその必然的にその権限が縮小する運命にあり、改革に消極的になりがちである）は、憲法と法律を守ると言明し、大会に国防相等がないことに注意を喚起した。副議長ポローニンが国防相等を会議場に呼ぶことを提案した。ルツコイ副大統領は、なお妥協が必要だとしつつも、議会側に立つ姿勢を示した。

会場に呼びつけられた軍関係の3大臣はそれぞれ態度表明を迫られた。バランニコフ保安相は、憲法・法律を執行するだけだと述べ、後は通常の活動報告を行っている。エーリン内相は通常の活動報告を行っただけで、92年の犯罪件数が248万件、麻薬患者150万人、火事で7千人以上死亡、交通事故死2万6千人、負傷者14万8千人などと語っている。グラチョフ国防相も病院からかけつけ、軍は政治の外にあると発言した。国防相が病気をしておして大会に駆けつけたことに感謝する声があり、大会には安堵の空気が流れた。ロシア民主党のトラフキン党首は、検事総長も軍・治安関係の大臣も、保安評議会書記も、

副大統領もこの席にいる。第二の大統領も、第一（ゴルバチョフ）と同様、力が尽きたと語った。

次いで検事総長が報告に立ち、1時間毎に殺人2件、略奪・強盗16件、住宅侵入窃盗40件が発生していると述べている。公務員が兼職で商売している例（禁止されている）が多く、腐敗の原因になっているという。大統領がその権限外の問題について発した大統領令がかなり存在し、特に所有、民営化、民営化小切手、出資に関する大統領令に多いという。検察庁としては、第5回大会で与えられた権限の範囲内で公布された大統領令についてのみその執行を監督しているという。またモスクワ市は法違反が多く、市長とその機関、区長、下位区長が国有財産を単独で民営化している。検察官は20万以上の異議申立をしたが、そのうち1万6千は、ソビエト・行政府の違法な法令についてだという。労働権侵害の違法な命令は過去1年半で1万6千件あるが、裁判所の遅滞で審理されたのは6千件のみだという。検察機関への訴えは約100万件もあった。

次いで報告に立ったモスクワ市長ルシコフは、大会は大統領の執行権力を奪おうとしており、また政府の改革を妨げていると批判している。大統領が非常事態宣言を考えているのではないかという大会の疑念に対して、保安評議会書記のスココフは、非常事態宣言のための保安評議会は開かれていないと回答した。そして保安評議会は、保安法により、代表機関と執行機関に従属する大統領付属の協議機関であり、代表機関にも従属する存在であることを指摘して大会を安心させている。

12月11日には、また検事総長が発言し、クーデター事件の捜査は終了し、現在その結果を検討中だと述べている。告発結論（起訴状）は1000頁を超えるという。次いで最高会議議員のローテーションによる一部交替が決定された。

同日午後には、人民投票法の改正がなされた。大統領が人民投票に訴える姿勢を示したため、それを封じる策にでたのである。改正の内容は、立法・執行・

司法の最高機関（大会、大統領、憲法裁判所）の信任や任期切れ前の権限終了に関する人民投票はできないというものである。大統領が法律に従って人民投票を行おうとすると、事後的に法律を改正してそれを封じるというのであるから、卑怯なやり方である。

さすがに気がひけたのか、最初の投票では、484 : 283 : 104 で否決（過半数は 521）された。ところが規則遵守委員長ドロフューエフは手続にミスがあったとして、投票のやり直しを勧告した。いきなり記名投票を行ったのは間違っており、まず討論の終了の是非を採決で決定し、次いで記名投票が否かを決定した後に採決すべきであったというのである。採決のやり直しは賛成 569 で可決され、次いで討論打ち切りも 677 で可決、記名投票も 624 で可決、最後に人民投票法改正は、再投票の結果、529 : 298 : 80 で可決された。

このような緊張の激化のなかで、憲法裁判所長官ゾリキンが仲介に立ち、大統領、最高会議議長、憲法裁判所長官の 3 者による合意がなされた。それは「ロシア連邦の憲法体制の安定化のために」と題された決定案として大会に提出された。その内容は後に紹介するとおりである。この提案は、541 : 98 : 67 で可決された。この決定は、新憲法の基本規定についての人民投票の実施や、大統領側に不利であった憲法改正条項の一時凍結など含んでおり、大統領側の要求にやや近いものであり、大会側には不満が残った。

例えば、その後最高会議副議長に選出されるリャーポフは、憲法裁判所は大会が選出するのであるから大会に従うべきであり、仲裁者となるのはおかしいという趣旨の発言をしている。憲法裁判所の政治的活動に対する批判に対して、ゾリキン長官は、憲法裁判所法の定める立法発議権を行使したものと説明している。この時のゾリキン長官の行動が立法発議権の行使とは思えないが、もともと憲法裁判所の裁判官には大会での発言権があるから、このようなイニシアティブをとっても違法ではない。ただこの決定は憲法改正の効力を停止したりしており、本来は改憲手続が必要である（大会の場合でもアスタフィエフ議員が

そのように指摘している)。しかし先の採決は通常の多数決で決定されており、改憲に必要な3分の2の賛成は得ていない。

12月14日、先の決定に従い、首相の任命が行われた。まず各会派から合計18人の候補者の名が上がった。その中には後に上げる5人の他に、ヒジャ、ルツコイ、コスチン、シェルバコフ、チュパイス、ショーヒン、エメリヤノフ、クラサフチェンコ、フィリップフ、ベトロフが含まれている(イ92-12-14)。この中から大統領は首相候補5人を提案した。そのなかに、一番多くのフラクションから支持されていたヒジャが含まれていないことをトラフキンは約束違反だと批判している(イ92-12-15)。ともかくこの5人についてそれぞれ賛否の投票が行われた。

5人の候補の賛成：反対：保留の票数は次のとおりである。ガイダル-400：492：46、カダソニコフ-399：470：33、スココフ-631：255：24、同氏はスイッチミスで再投票の結果-637：254：25、チェルノムイルジン：621：280：24、シュメイコー-283：578：41であった。この上位3人の中から大統領が任命し、大会の承認を得ることなる。大統領の意中の人物であるガイダルは3位であり、しかも反対票の方が多いため、任命は無理であった。結局大統領は2位のチェルノムイルジンを任命した。スココフは安全評議会書記として必要だからという理由であったが、大統領としては、自らの任命権を誇示し、首相に影響力を行使するためには、2位の候補であることが必要であったろう。1位の候補では、首相は大統領ではなく大会が任命したことになるからである。

この首相人事は、721：172：48で承認された。

エピソード的なことを付け加える。ガイダル政府はしばしば「かみかぜ」政府と呼ばれていたが、大会である議員が「多くの人がそう呼んでいる」と語っているから、「かみかぜ」という日本語はロシア語して定着したようである。その他、ソ連・ロシアでは88年から美人コンテストが行われるようになった

が、ミス91年やミス92年が外国で売春を行っている云々という発言もあった(以上ロシア新聞掲載の議事録による)。

なお12月12～13日にモスクワ市で行われた世論調査の結果によると(イ92-12-14)、次のとおりである(数字は%)。

◎エリツィンの声明(人民投票の実施の訴え等)

支持 47.6 反対 32.5 知らない 8.7 回答困難 11.3

◎大会の声明(エリツィン声明批判等)

支持 23.0 反対 45.3 知らない 18.9 回答困難 12.8

◎危機からの望ましい脱出方法

ハズブラートフ側の勝利 5.8 エリツィン側の勝利 31.5

両者の妥協 33.1 双方の辞職 21.4 回答困難 8.2

◎大会の将来は

維持 21 改選 23.9 解散 43.9 回答困難 11.2

◎ハズブラートフの辞職

賛成 58.5 反対 24.7 回答困難 16.7

◎エリツィンの辞職

賛成 28 反対 59.7 回答困難 16.7

◎ルツコイの辞職

賛成 22.3 反対 54.9 回答困難 22.6

以上の結果からみると、経済危機にもかかわらず、エリツィン大統領に対する市民の支持はなおかなり高いようである。他方で大会に対する評価は極めて低いし、ハズブラートフ議長も市民に信頼されていない。ルツコイ副大統領はエリツィン大統領と同じ程度の支持を得ている。全ロシアレベルでは大統領に対する支持率はもっと低いであろう。

### (3) 1992年12月憲法改正

#### A. 憲法改正の主要点

##### (イ) 議会と大統領の関係

1992年12月の第7回ロシア連邦人民代議員大会による憲法の改正の最も重要な点は、議会と執行機関の相互関係に関する部分である。そのポイントは、次のように議会の権限を強化した点にある。議会側が自分で自分の権限を拡大する決定を行い、議会と執行権の間に対立が存在する状況下で、その一方当事者が勝手に自己に有利にルールを改めるのは、相撲をとっている最中に自己に有利なように勝手に土俵を書き変るようなもので、これでは法治国家は成り立たない。

① 最高会議に、4閣僚（外相、国防相、保安相、内相）の任命（大統領）の同意権が与えられた（第109条の1項3号）。また中央銀行総裁の任命権が最高会議にあることも明記された（第109条1項4号）。改正原案（ロシア新聞92-12-5）では、第一副首相、副首相、財政相、経済相、司法相、出版・情報相、国有財産国家管理委員長、反独占政策・新経済構造支援委員長の任命（解任）の同意権も定めていたが、それらは否決された。

② 最高会議は、憲法裁判所の結論に基づいて大統領令（今回の改正で「処分」も追加）を破棄できるが、今回の改正で、憲法裁判所の結論がでるまでその効力を停止する権限も与えられた（第109条1項19号）。この効力停止権は、93年に入ってから、民営化小切手に関する大統領令などに対して頻繁に活用された。

③ 省庁の新設・改組・廃止について大統領は提案権を有するが、決定するのは最高会議である（第121条の5の6号の1、第109条1項9号の改正も参照）。これまで非常権限が与えられていたこともあって、大統領が中央執行機関を組織していたが、非常権限がなくなった後も（非常権限がなかった以前も）、エリツィン大統領はしばしば勝手に中央機関を新設したりしている。それを禁

止するための改憲であろう。

④大統領は合法的な権力機関を解散または活動停止させることはできないが、それを行った場合には、大統領の権限は即時終了するという条項が追加された（第121条の6）。大統領による「ペルー型」クーデターの企てに対する牽制であった。93年9月21日の大統領による議会の解体命令に際して、議会側はこの条項に依拠して、直ちに大統領の権限が失効したとみなしたが、憲法裁判所は人民代議員大会による解任手続が必要と解した。もともと大統領権限の失効確認手続が定められていないという立法上のミスがあった。

⑤閣僚会議は、大統領だけでなく、人民代議員大会および最高会議に報告義務を負う機関とされた（第122条）。

他方で執行機関の権限を強化したのは、①閣僚会議に立法発議権が与えられたことと、②大統領は軍の最高司令官であることが明記されたことである。

以上のような憲法改正を受けて92年12月22日には閣僚会議法が制定された。もともとロシア憲法は旧ソ連憲法（91年12月改正段階）に比べて権力分立が進んでいたが、この改正で若干旧ソ連憲法型に逆戻りした感があった。なお91年の第5回人民代議員大会でエリツィン大統領に与えられていた非常権限は、92年11月末で期限切れになった。

#### （ロ）所有権規定

改正前は所有権の種類は列記されていなかったが、第10条の改正により私的所有の語も用いられた。他方でその濫用を戒めるような3項の表現も導入された。また第11条3項の追加によって天然資源の所有形態も明記されたが、旧規定には天然資源の規定はなかった。

第12条の改正により、土地売買の自由化が進んだ。また92年12月23日には、次に紹介する関連する短い法律も採択されている。現在個人農民（ファーマー）経営のための土地、菜園用、個人住宅用の土地や、民営化された企業の

立地する土地等は私有が認められている。しかしロシアの所有権概念は近代的なそれとは異なっており、自由な処分権がなくても所有権概念に矛盾しないと考えられている。92年12月の改正前の憲法(90年12月改正)では、土地は国家に対してのみ売却できるとか、取得後10年間は売却できないという条件がついていた。今回の改正でこの条件が緩和されたが、なお中途半端な妥協策である。

★「個人副業経営、別荘地経営、菜園および個人住宅建設のための土地を私有物として取得し、売却するロシア連邦市民の権利について」の法律(1992年12月28日)

第1条 市、町および農村地域における個人副業経営、別荘地経営、菜園および個人住宅建設のための土地、ならびに個人用の住宅および経営用建物の建っている土地を市民に譲渡してその私的所有とすることは、ロシア連邦およびロシア内共和国の土地法制ならびにこの法律に従って行われる。

本条1項で定められた目的のために土地を受け取って私有とした市民は、その土地の所有権を取得した期間の長さに関わりなく、土地提供の基準面積の範囲内で、ロシア連邦の他の市民にそれを売却する権利を与えられる。

取得した土地をその用途に反して所有者が利用することは、法律で別の定めがない限り許されない。

この法律が発効した時点で限界基準を超える面積の土地を有する市民は、いかなる場合でも、定められた限界基準を超える土地の部分について、相続可能終身占有権または利用権を維持する。この場合当該市民は、地方人民代議員会議から、契約価格で、土地の当該部分を取得して私的所有とする権利を与えられる。

第2条 この法律の第1条で定められた目的のための土地の売却は、その所有者が買主との契約の方法で自主的に行い、または地区(市)土地資源・土地

整備委員会の援助を得て、所定の手続で、競売もしくは入札の方法で行われる。

土地の売買（不動産売買）契約は、公証手続で行い、対応する土地資源・土地整備委員会に登録しなければならない。

土地の売買（不動産売買）の典型契約の書式は、ロシア連邦土地資源・土地整備委員会によって承認される。

ロシア連邦大統領　　イェ・エリツィン

なおロシア連邦政府付属土地資源・土地整備委員会委員長エヌ・コモフの現状報告によれば、個人副業経営500万ヘクタール（1800万家族）、集団菜園・園芸210万ヘクタール（2900万家族）、個人住宅・別荘建築10万ヘクタール（80万家族）、ファーマーの土地800万ヘクタール（17万3千農家）だという。また1万1千以上のコルホーズ・ソフホーズが改組され、約800のファーマー協会、3800の株式会社、1100の農業協同組合、6000以上のその他の経営形態へと改編された。土地分与について地方では混乱が多く、土地資源・土地整備委員会は全国で1200以上の違法な決定を停止し、土地分与の遅れで違反者から200万ルーブル以上の罰金を徴収し、事務渋滞その他の違反で約7000人から1億5700万ルーブルの罰金を徴収したという（ロシア新聞98-1-14）。

#### （ハ）その他の改正点

① まだ残っていた社会主義時代の古い規定（ソ連邦の存在を前提とした規定、「ソビエト国家体制」、「社会主義国家」等の表現）が削除された。② モスクワ市とサンクト・ペテルブルク市は州と同レベルの自治体であるので、州の語の登場する諸規定に両市の名称が追加された。また州レベル以下の自治体の権限が若干強化された。③ 第7条の結社の規定の改定。④ 第58条の住宅権の規定の改定—国家が一方的に住宅を提供するというのではなく、国家と市民の関係に対等者間の契約関係として構成している。⑤ 司法関係では、陪審員、

治安判事の制度が規定された。裁判官の任期制が廃止され、身分が保障された。検察官は合法性の監督機能を有するが、「最高の監督」という表現から「最高の」の語が削除された。なお第180条の国章の規定は、社会主義時代の古い規定のままであり、それを帝政時代の双頭の鷲に変更する案が提起されたが、479対464で否決された。

## (二) 付則

92年12月の憲法改正には付則が付いているが、政治的かけひきを反映した重要な項目もある。

①この憲法改正は公表の時から発効する。但し、ゾリキン憲法裁判所長官の斡旋により、エリツィン大統領とハズブラトフ議長の妥協に基づいて採択された92年12月12日の「ロシア連邦憲法体制安定化について」の7回大会決定により、第109条1条19号（最高会議による大統領令・処分の効力の停止の部分）、第110条の閣僚会議に立法発議権を与える部分、および第121条の6の大統領権限の即時の終了の部分は、第7回人民代議員大会が決定した新憲法案の基本規定に関する人民投票の実施（93年4月11日）まで発効しないことになっていた。しかし93年3月12日、第8回人民代議員大会の採択した「ロシア連邦における憲法改革の実現措置について」の決定は、先の7回大会決定を失効させ、先の三点の憲法改正部分を発効させた。

②第92条3項（大臣等の代議員兼職禁止）の定める職務に就いている者は、この憲法改正の発効の日から1カ月以内に、それぞれの人民代議員会議に、代議員権限の撤回または職務からの辞任について申請する義務を負う。

③第121条の5の6号の1の定める省、国家委員会および官庁の新設、改組および廃止の手続は、この憲法改正後に行われる省、国家委員会および官庁の新設、改組および廃止に適用される〔つまり大統領が非常権限に基づいてこれまで設置した官庁は有効なことになる〕。

④ 第164条8項の規定〔裁判官の任期制の廃止〕は、この憲法改正後に選出されるロシア連邦の最高裁判所、ロシア連邦内共和国の最高裁判所、道および州の裁判所、自治州および自治区の裁判所、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の裁判所、地区（市）人民裁判所、ならびに軍事裁判所の裁判官に適用される。

ロシア連邦最高会議は、1993年中に、その選出時に有効であった法令によればその任期が終了するロシア連邦最高裁判所、道および州の裁判所、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の裁判所、ならびに軍事裁判所の裁判官の選挙を実施するものとする。

なお92年12月10日の憲法一部改正で、第71条1項（ロシア連邦の構成）の「チェチェン・イングーシ共和国」は「チェチェン共和国」と「イングーシ共和国」に分けられ、アルファベット順の位置に記述されることになった。

（木）「ロシア連邦の憲法体制の安定化のために」の第7回ロシア連邦人民代議員大会決定（全文、1992年12月12日）

1. 1993年4月11日に、ロシア連邦の新憲法（基本法）の基本的諸規定について全ロシア人民投票を実施する。

人民投票に付すべきロシア連邦の新憲法（基本法）の基本的諸規定の草案のテキストを、ロシア連邦大統領およびロシア連邦憲法裁判所との合意を得たうえで承認するようロシア連邦最高会議に委任する。草案の個々の定式について合意が得られない場合は、それらは対案として投票に付される。

ロシア連邦の新憲法（基本法）の基本的諸規定の草案は、必ずロシア連邦の構成主体に送付されるものとする。連邦条約はロシア連邦の新憲法に含まなければならない。

ロシア連邦憲法の基本的諸規定の草案は、1993年3月31日までに公表されなければならない。

2. ロシア連邦憲法第109条19号の、ロシア連邦最高会議によるロシア連邦大統領の大統領令および処分 효力の停止に関する部分、第110条の、ロシア連邦閣僚會議に立法發議權を与えた部分、ならびにロシア連邦憲法第121条の6の、ロシア連邦大統領の權限の即座の終了に関する部分は、ロシア連邦憲法の基本的諸規定に関する人民投票の実施まで、効力を發しないものとする。

3. ロシア連邦最高會議は、立法發議權に基づいて提出された、立法、執行および裁判權力の既存のバランスを壊すような修正は、審理のために受理してはならない。

4. ロシア連邦の新憲法の採択までの時期は、ロシア連邦憲法裁判所の欠員は補充しないものとする。

5. 第7回ロシア連邦人民代議員大会による、「ロシア連邦人民投票法」の条項追加の決定は失効したとみなす。

6. 「行政府長官」に関するロシア連邦人民代議員大会の決定第2項のうち、行政府長官の權限の期限前の終了に関する部分は、新期の人民代議員會議の選挙まで効効しないものとする。

7. ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の構成主体の代表、および代議員會派との協議に基づいて、1992年12月14日に、第7回ロシア連邦人民代議員大会に、ロシア連邦閣僚會議議長の職務の候補者を数人、各候補者別に賛否を問うかたちの投票を行うために提案するものとする。

ロシア連邦大統領は、投票の結果多数の票を獲得した上位3人の候補者の中から1人を、第7回ロシア連邦人民代議員大会の承認を求めて提案するものとする。

ロシア連邦人民代議員大会によって候補者が選出されなかった場合は、大統領は、第8回ロシア連邦人民代議員大会までの時期のロシア連邦閣僚會議議長代行を任命するものとする。

8. この決定の採択の時から、ロシア連邦人民に対する大統領の声明および

大会の声明は失効する。

9. この決定の1ないし8項の諸命題は一体のものであり、どれも独立しては効力をもたない。

#### (4) 第8回人民代議員大会

##### A. 閣僚会議法

第7回人民代議員大会でもかくも懸案の首相が決定したが、閣僚会議法はロシアがソ連邦から自立した後も未制定のままであった。第7回大会を前にエリツィン大統領はこの点で主導権をとっておくことが必要であった。そこで92年9月30日、「連邦中央執行権力機関のシステムについて」の大統領令を発して、省・国家委員会等から成る閣僚会議の構造を定めると同時に、「連邦中央執行権力機関の構造について」の大統領令で、省庁の廃止・新設・改編を定めた（ロシア新聞92-10-7）。しかしこの大統領令は短命に終わった。第7回大会の終了後の92年12月22日、最高会議はやっと新しい閣僚会議法を制定したからである。その主要な内容は次のようである（ロシア新聞93-1-4）。

閣僚会議は執行権力機関であり、大会、最高会議および大統領に報告義務を負う。これは第7回大会の憲法改正に応じた規定である。それ以前は閣僚会議は大統領に責任を負う機関であり、議会には直接責任を負っていなかったのである。大統領は執行権の長として、閣僚会議を指導する。

閣僚会議は、首相、第一副首相（複数）、副首相、大臣および国家委員会委員長によって構成される。ロシア内の共和国の首相、閣僚会議官房長官も政府の構成員である。大統領は、首相の提案に基づいて、政府管下の他の中央機関の長を政府の構成に含めることができる。省・国家委員会のリストは、大統領が提案し、最高会議の承認を求める。

首相は最高会議の同意を得て、大統領が任命する。首相の任命は人民代議員大会の承認を必要とする。最高会議の同意または大会の承認が得られない場合、

大統領は首相代行を任命することができるが、その任期は3カ月以内であり、この期間内に大統領は別の首相候補を提案しなければならない。この首相代行の期間制限は、エリツィン大統領が、ガイダル氏を首相代行にしたまま長期間首相を任命しない（議会の同意を得られないので）という実例があったために設けられたものである。

第一副首相、副首相、大臣、国家委員会委員長は、首相の提案に基づいて大統領が任命し、解任するが、外相、内相、国防相、保安相の4大臣の任命には最高会議の同意が必要である。この同意条件も7回大会の憲法改正によるものである。この4大臣の解任に最高会議の同意が必要か否かは明記されていない。93年8月にバラニコフ保安相が大統領によって解任された際、最高会議側にはその同意を必要とするという解釈論もあったが、結局立ち消えとなり、同意は要しないという扱いになった。

大会および最高会議は、政府不信任決議によって政府を総辞職させることができる。大統領も政府を総辞職させることができるが、その場合は最高会議の同意が必要である。政府が自ら総辞職を求める場合、または政府の一部メンバーが辞職を希望する場合、大統領がそれを決定する。首相が辞任する場合は政府全体が辞職しなければならない。政府が総辞職した場合、大統領は3カ月以内に新政府を組織しなければならないが、その間は旧政府に職務を代行させる。政府構成員は人民代議員になることはできず、また企業活動等を行うこともできない。

閣僚会議法は、その他政府と議会との関係、地方の行政機関との関係、閣僚会議の権限等、活動方法等を定めているが、省略する。

92年12月23日、エリツィン大統領は、閣僚会議の構成員を発表した（ロシア新聞92-12-23）。そのリストは次のとおりである。

首相—ベ・チュルノムイルジン、第一副首相—ベ・シュメイコ、副首相—ベ・サルトゥイコフ（科学・高級学校・技術政策相）、ベ・フォードロフ、ゲ・ヒ

ジャ、ア・チュバイス（国有財産国家管理委員長）、エス・シャフライ（民族政策国家委員長）、ア・ショーヒン、ユ・ヤーロフ、保安相ーベ・バラシニコフ、財政相ーベ・バルチューク、通信相ーベ・ブルガック、国防相ーベ・グラチョフ、対外経済相ーエス・グラジエフ、環境・天然資源保護相ーパニロフ・ダニリヤン、内相ーベ・イェーリン、運輸相ーベ・エフィーモフ、外相ーア・ゴズィレフ、労働相ーゲ・メリキヤン、原子力エネルギー相ーベ・ミハイロフ、経済相ーア・ネチャーエフ、保健相ーエ・ネチャーエフ、住民社会保護相ーエ・パンフィロワ、文化相ーイェ・シドロフ、教育相ーイェ・トカチュンコ、交通相ーゲ・ファージェエフ、司法相ーエヌ・フォードロフ、出版・情報相ーエム・フェドトフ、農業・食糧相ーベ・フルイストゥン、建築・建設問題国家委員長ーイェ・パッシン、反独占政策・新経済構造支援国家委員長ーイェリ・ボッチン、市民の社会保護・チェルノブイリその他の放射能事故被災地復興国家委員長ーベ・ボズニャック、国家関税委員長ーア・クルグロフ、北方社会経済発展国家委員長ーベ・クラミン、共同体構成国家との経済協力国家委員長ーベ・マシツ、民間防衛・非常事態・自然災害被害救済国家委員長ーエス・ショイグ。

このように、閣僚会議は21省、9国家委員会で構成されている。その後（93年10月10日現在）、第一副首相には、イェ・ガイダル、オ・ソスコベツが加わり（その間ロボフも第一副首相に任命され、その後解任されている）、3人となった。副首相は、サルトゥイコフ、ヒジャが解任され、ア・ザベリユーハ（農業担当）が加わった。保安相はエヌ・ゴルシコに代った。経済相ネチャーエフは解任され、その後ロボフが兼任していたが、現在はガイダルの兼任である。財政相はベ・フォードロフ副首相の、出版・情報相はシュメイコ第一副首相の兼任である。司法相はユ・カルムイコフ（旧ソ連の最高会議立法委員長）に代った。対外経済相はグラジエフが辞任し、ダヴィドフに代った。

国防相等4人は最高会議の同意が必要であるが、大統領側は、今回の人事に

については同意は不要という態度をとった。シャフライ副首相の説明によれば(イ92-12-24)、この4大臣はすでに憲法改正以前から任命されていたのであるから、新しいルールは選及適用されないというのである。新しい閣僚会議法の下で新たに政府が発足するのであるから、このような説明は疑問に思うが、最高会議側もこの論理に納得している。

大臣は首相の提案に基づいて大統領が任命することになっている。そのためチュルノムイルジン首相が誕生したときは、急進改革派の旧ガイダルチームが却けられるのではないかと予想された。しかし主要閣僚は留任しており、「ガイダルチームは基本的に維持された」というのが一般的な評価であった(独立新聞92-12-24)。その後の大臣人事をみても、多くの場合首相が主導権をとっているようにはみえず、大統領が「首相の提案に基づいた」というかたちをとりつつも独自に決定しているようである。

その後、大会決定に添い、93年3月16日の大統領令で、ゲラシェンコ中央銀行総裁、タベエフ・ロシア連邦財産ファンド理事長、ロシア連邦年金基金理事長、ロシア連邦国家統計委員長の4人を政府メンバーとすることが決定された(ロシア新聞93-3-19)。中央銀行はソビエト時代は政府の構成に入っていたが、ベレストロイカ時代の銀行法以来議会の管轄に転換していた。当時の「全権力をソビエトへ」というスローガンの反映であった。今回の制度改革は、これら組織を議会管下に留めつつ、その長を政府の構成員に含めたものであり、最高会議側が大統領と政府を切り離し、政府を最高会議に従属させようとする(ソビエト時代にそうであったように)戦術の表れでもあった。

議会との緊張が激化するなかで、エリツィン大統領は大統領府の機構の整備を行った。93年2月22日の「ロシア連邦大統領の活動保証システムの整備について」の大統領令がそれである。大統領諮問評議会が大統領評議会に改組され、新メンバーとして、ガイダル、法学者のアレクセーエフ、最高会議外交委員長アンバルツォフ、後に検事総長に抜擢されるカザンニック、政治学者の

ミグラニョン、サタロフ、イズベスチャ紙評論員ラツィスなどが任命された(独立新聞93-2-12、ロシア新聞93-2-12)。この大統領評議会は大統領の政策決定にかなり大きな役割を果たしている。行政長官評議会も公式の機関として規定された。情報分析センターは、一般政策分析センター、社会・経済政策分析センター等に分割された。大統領府長官、同代理、大統領首席補佐官、同補佐官、専門家評議会、国家法制局などのポスト、機構は従来どおりである(独立新聞93-3-6、ロシア新聞93-3-5)。

## B. 人民投票の回避へ

さて第7回大会で、93年4月11日の人民投票が決定されながらも、93年に入ると議会側からはこれに対する否定的な発言が聞かれるようになった。93年1月10～11日の論文で、ハズブラートフ議長は、7回大会の「憲法体制の安定化について」の決定は、憲法改正手続で行われていないから憲法違反であるとか、同決定は、大統領や憲法裁判所長官に強要されたものだとして主張して、その実施に消極的な姿勢を示した。また地方をはじめ人民投票への参加率が低く、それが不成立に終る可能性が高いが、その場合はその発起人である大統領は辞任すべきだとも述べている(ロシア新聞93-1-10～11)。

しかもそればかりではなく、議会と大統領の調停者として活躍し、4月11日の人民投票実施の決定に漕ぎ着けたはずのゾリキン憲法裁判所長官までも、この人民投票のモラトリアムを主張するようになった(イ93-2-9)。これはゾリキン長官の大きな誤りだと思う。長官は対立する両者の間でバランスをとったつもりであったようだが、この時憲法の基本原則に関する人民投票が行われておれば、新しい憲法体制が成立し、93年9～10月の騒乱は避けられたはずである。一旦三者の合意で成立したものを三者の合意なしに取り消すことはできないであろう。また大統領を支持する側からは、人民は最後の決定者であるから、この主権者の判定に委ねる決定を行った以上、もはやだれもそれを

取り消すことはできないといった主張も当時なされていた。

とは言え、人民投票の実施が正式に取り消されていない以上その準備をしなければならず、1月14日、最高会議は「1993年4月11日の全ロシア人民投票の実施の保証措置について」の決定を採択し、人民投票委員会（選挙委員会）の組織等を決定している（ロシア新聞93-1-20）。さらに1月29日には、最高会議幹部会は、人民投票に付すべき憲法の基本規定11項目の案を決定している（公報93-6-258）。大統領側や改革派政治組織でも、人民投票の質問項目について検討が始まっていた。しかし議会側は人民投票の実施にいよいよ否定的で、ハズブラートフ議長は先の論拠にさらに新しい理由を付け加えた。人民投票の実施を決定した後、社会・経済危機はいっそう深まり、緊張が高まっているため、人民投票は人民権力の道具であるよりも、社会を敵対させ分裂させる道具になったという主張である（ロシア新聞93-2-20）。

このような状況のなかで、大統領側は、新憲法制定までの間の憲法体制の安定化のために、立法・執行機関の間の「憲法協定」を締結することを提案し（イ93-2-18）、その草案を発表した（イ90-2-20）。同時に議会側と交渉するための5人の作業グループ（シュメイコ第一副首相等）を決定した（ロシア新聞93-2-20）。しかし議会側の反応はなかった。このような状況のもとで、ポポフ元モスクワ市長等の民主改革運動その他の改革派団体は、憲法制定の意思のない議会を相手にすることに見切りをつけ、憲法制定会議の招集を要求するようになる（イ93-1-19、93-2-19、ロシア通報93-1-23）。他方で議会側は、人民投票の実施決定を取り消すために、第8回人民代議員大会の招集を決定した。

大会直前になっても大統領側は人民投票の方針を変えず、3月7日にはその質問事項を発表している。そして大会が憲法協定を採択するならば人民投票は放棄してもよいと提案した。人民投票に付すべきとされた質問事項は次の4つである。①ロシア連邦を大統領制共和国にすることに賛成か。②2院制の議会

をロシア連邦の最高立法機関とすることに賛成か。③憲法集会で新憲法を採択することに賛成か。④すべての市民が土地の所有者としてそれを占有・利用・処分する権利を有することに賛成か。

### C. 第8回人民代議員大会の開催

第8回大会は、93年3月10～13日に開催された。この大会の主要な議題は三つあり、一つは憲法の遵守についてであった。これについては憲法裁判所の教書が提出され、それに関連して討論が行われたが、この問題については、憲法裁判所に関する別稿でとりあげたい。第二は経済改革の問題であり、チュルノムイルジン首相が報告した。同報告は大会で友好的に迎えられ、最後に挨拶した首相は、中央銀行総裁等を閣僚会議メンバーに加えるという決定も含め、大会の政府に対する信頼に謝意を表している。大会も首相挨拶に拍手を贈っている。大統領演説が騒然とした中で行われたのと対象的であった。首相は、「政府は存在している。政府は活動しており、国の状況を改善するためにあらゆることをするだろう」と発言して拍手を浴びているが、大統領が完全に大会で敗北するなかで、議会と政府の協調関係を誇示するような雰囲気であった。

大会第三の、そして議会側にとってのこの大会の最大の議題は、4月11日に予定されていた人民投票の問題であり、第7回大会が決定したこの人民投票の実施を取り消すことがその目的であった。10日、議会側を代表してリャーボフ副議長が、この問題について報告を行った。同副議長は7回大会で副議長に選出され（それ以前は共和国院の議長であった）、当時はハズブラートフ議長の片腕といった存在であったが、4月25日の人民投票後、エリツィン側に鞍替えすることになる。

報告のなかで同副議長は、人民投票に先立って人民討議を行わなければならない、人民投票に付される問題の定式化を行う手続を定める必要がある、マスメディアの平等の利用権が与えられなければならない等々の問題点があること

を指摘し、結局、人民投票を行う前に、その実施のルールを定めなければならないと主張している。そして第7回大会の決定は誤っていたとして、4月11日の人民投票の実施に反対した。また第7回大会決定が大統領側に一方的に譲歩したものであったとも批判している。大統領側は、人民代議員大会とは別に、世論調査といったかたちで人民投票を行うことも考慮していたが、それについても法的根拠がないと批判している。さらに大統領側が提起していた大統領と最高会議の「憲法協定」の締結についても、憲法上の根拠がないことや最高機関としての人民代議員大会を無視することになるとして反対している。

大統領側は劣勢で、3月12日には、7回大会決定を取り消した「ロシア連邦における憲法改革の実現措置について」の決定が採択された。その全文は次のとおりである。

「ロシア連邦における憲法改革の実現措置について」のロシア連邦人民代議員大会の決定 (98-3-12)

ロシア連邦の憲法体制の安定の必要性と、この方向でなされたロシア連邦第7回人民代議員大会の意義を確認し、市民的平和の維持の必要性と、社会、国家における合意の必要性、およびロシア連邦の領域的全一性に依拠し、ロシアの今日の社会経済的・政治的状況の困難性に注意を払い、ロシア連邦大統領、ロシア連邦構成主体およびロシア連邦人民代議員のイニシアティブを考慮し、ロシア連邦人民代議員大会は次のように決定する。

1. ロシア連邦憲法の定めた手続により憲法改革を実現する。連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の権力機関の間の権限の再分配に向けられた国家権力機関および公務員の、ロシア連邦憲法および連邦条約に適合しない協定およびその他の規範的法令は無効とみなす。

2. 「ロシア連邦の憲法体制の安定化について」の第7回ロシア連邦人民代議員大会の決定、および「ロシア連邦の憲法体制の安定化についての第7回ロ

シア連邦人民代議員大会の決定の個々の規定の解釈について」の同大会の決定は失効したとみなす。

3. ロシア連邦大統領、ロシア連邦最高会議および憲法委員会は、お互いに、3カ月以内に、ロシア連邦の新憲法の基本規定案について合意し、合意に基づいてそれをロシア連邦の構成主体に送付するものとする。ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦構成主体とともに立法的法令案の合意手続を策定するものとする。

連邦条約の内容は、ロシア連邦の新憲法案に含まなければならない。

4. ロシア連邦閣僚会議—政府の管轄に、連邦の国家的所有および連邦の経済的職務の日常的國家管理の諸問題、ならびにロシア連邦の経済・社会発展の分野の反危機プログラムの策定、調整および実現を集中する。

ロシア中央銀行総裁、ロシア連邦財産ファンド理事長、年金ファンド理事長およびロシア連邦国家統計委員会委員長は、ロシア連邦最高会議の統制下の地位を維持しつつ、ロシア連邦閣僚会議—政府の構成員となることができる。

ロシア連邦大統領およびロシア連邦最高会議によって採択された決定でロシア連邦の国家予算および予算外連邦基金からの支出を必要とするものは、ロシア連邦政府の結論を考慮にいれて採択しなければならない。

5. 連邦関係の終始一貫した刷新および連邦条約の実現を、ロシアの國家体制強化の第一次的課題とみなす。

6. ロシア連邦最高会議は次のことを行う。

ロシア連邦の新憲法案に基づくロシア連邦構成主体の提案の登録手続、および連邦条約の諸規定の実現の法的メカニズムを策定し承認する。それぞれの法案の準備のために、ロシア連邦人民代議員、ならびに連邦執行権力機関、ロシア連邦構成共和国、道、州、自治州、自治区および連邦レベルの市の代表および執行権力の全権代表をメンバーとして含む委員会を組織する。

ロシア連邦閣僚会議—政府と共同で、通貨・信用政策およびロシア連邦中央

銀行の管理について合意のメカニズムを策定する。

ロシア連邦大統領選挙、政党、国営テレビ・ラジオ、全人民投票（レフェレンダム）、および国家生活の最重要問題の討議に関する連邦の立法的法令を策定し採択する。

7. ロシア連邦憲法第109条、第110条および第121条の6は、この決定の採択の時から完全に発効する。

8. この決定はその採択の時から発効する。

93年3月13日には、「全ロシア人民投票について」の決定が採択された。その全文は次のとおりである。

「全ロシア人民投票について」のロシア人民代議員大会の決定(93-3-13)

1993年4月11日の全ロシア人民投票の実施に関するロシア連邦大統領の提案を審議し、「ロシア連邦における憲法改革の実現措置について」（「ロシア連邦の憲法体裁の安定化について」の第7回ロシア連邦人民代議員大会の決定について）の第8回ロシア連邦人民代議員（臨時）大会の決定、およびロシア連邦構成主体の代表・執行権力の長のロシア連邦人民代議員大会へのアピールに注目し、現在全ロシア人民投票を実施することはロシア連邦の国家的・地域的全一性にとって危険な結果を惹き起しかねないことに注意を払い、全ロシア人民投票を実施するための立法的基礎が不備であり、その結果の法律的解释が一義的でなく、ロシア連邦大統領には人民投票を指定する憲法上の権利がないことを考慮にいれ、ロシア連邦人民代議員大会は次のように決定する。

1. 現在全ロシア人民投票を行うことは目的に合わないとなす。

ロシア連邦の新憲法案の基本規定に関する全ロシア人民投票の実施の問題の審議は、「ロシア連邦における憲法改革の実現措置について」（「ロシア連邦の憲法体裁の安定化について」の第7回ロシア連邦人民代議員大会の決定について）のロシア連邦人民代議員（臨時）大会の決定第3項の実施の後に行う。

2. 1993年4月11日の全ロシア人民投票の実施のために予定されていた200億ルーブルは、1993年のロシア連邦共和国予算で規定されていた額に追加して、軍勤務員の住宅建設の資金に当てられる。

3月13日、大会は人民宛のアピールを採択して幕を閉じたが、このアピールは大統領を厳しく批判するものであった。そこでは、大統領に非常権限を与えたことが失敗に終り、経済改革は人民を困窮させたこと、大統領はしばしば憲法に違反し、それがロシア国家に大きな損害を与えたこと、ロシアは非常措置、非常権限を拒否し正常な発展の道を選ぶべきこと等が指摘されている。また大統領はそのような道に反対し、非常権限の維持を求めたが、法治国家と民主社会をめざす大会は大統領に支持を与えなかったと述べている。他方で大会は、政府に経済活動、財政政策を調整する可能性を与える決定を行ったと記している。

第8回大会は、大統領側の完敗に終わった。大統領を無視して、政府を議会の支配化におくという大会の戦略が部分的に成功したのである。「大会は大統領のすべての権限を事実上奪った」とも評された（イ93-3-17）。ロシア革命後の一時期には「ソビエト権力の凱旋行進」という言葉がよく用いられたが、第8回大会をそれに次ぐソビエト権力の勝利と評する者もいた（イ93-3-20）。しかし一旦大会が決定した人民投票を一方的に取り消すというのは許されないことであらう。

7回大会決定は、単なる大会決定ではなく、最高会議議長、大統領、憲法裁判所長官という三権のトップの合意を基礎にしたのであるから、それを一方的に破棄することはできない。また大統領側は、人民主権の観点からも、人民投票実施は破棄できないと訴えた。憲法第2条によれば、人民は代表機関をとおして、または「直接に」その権力を行使する。人民投票も、人民が「直接に」権力を行使する形態である。その人民投票が一旦決定されたら、それを取り消

すことは人民以外にはできない、さもなければ人民の権力の否定になるというのである。筆者自身は憲法の抽象的規範に依拠してもあまり意味がないと思うが、ともかく大会のこのような態度は、大統領が強権を発動する根拠となっていくことになる。

## (5) 第9回人民代議員大会

### A. 大統領の特別統治演説

93年3月20日、大統領はテレビで人民に訴え、大統領特別統治に関する大統領令に署名したと述べ、その概要を説明した。後に発表された大統領令はこのテレビ発言と異なるものであった。大統領はまずテレビ演説で国内の反応を探ったと思われる。憲法裁判所は直ちに反応し、即日大統領の行為を憲法違反に相当すると認定した。大会は憲法裁判所の結論を根拠に大統領解任へと動き始めた。時に利あらずと判断したのか、大統領がその後発表した大統領令の内容は、無内容なものに変わっていた。議会側の「ロシア新聞」紙は、3月23日、大統領が20日に用意していた幻の大統領令を暴露したが、それは、「権力危機克服までの特別統治体制について」と題されており、その内容は次のようであった。

まず前文では、旧ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国がロシア連邦に生まれ変わったことによって、その権力・管理機関の正統性を確認する必要が生じたこと、第8回大会が人民投票を取り消したことによって人民が直接意思表示を行う機会が奪われたこと等が指摘され、「執行権力の長の特別活動体制」を導入するとしている。そして次のような項目が列記されている。

① 4月25日に大統領・副大統領の信任投票を行う。

② 新憲法草案、議会選挙法案の投票も同時に行う。大統領・副大統領への信任票は、大統領の提案する憲法案、選挙法案に対する賛成票とみなす。新憲法、選挙法は、大統領等の信任の結果が中央選挙委員会によって公表された時

に発効する。

③ 大統領の信任と新憲法の発効までの期間は、大統領が「憲法体制を擁護するために必要なすべての措置をとる」としてその権限が列挙されている。この期間は、1カ月あまりの短期間ではあるが、大統領の直接統治ということになる。大会・最高会議は廃止されるわけではないが、後の項にみるように、大統領令を破棄・停止できないのである。

④ 連邦構成主体の執行権の長と政府は、憲法、連邦条約、法令の定める連邦の権限の範囲内の問題については、直接ロシア連邦の大統領と政府に報告義務を負う。

⑤ 憲法の定める人および市民の権利および自由は維持される。裁判機関および検察庁はその憲法上の機能を維持する。民族国家構造は変更されない。連邦条約は維持される。国際条約も維持される。

⑥ 大統領の命令・処分、政府の決定・処分を破棄したり停止したりする国家機関および公務員の決定は無効である。

⑦ 政府（チェルノムイルジン）は国の経済を直接管理する。

⑧ 内務省（イェーリン）、保安省（バラソニコフ）は社会秩序の維持を保証する。国防省（グラチョフ）は軍の政治行動不参加を保証する。保安評議会（スココフ）は内務省、保安省、国防省との協力のための措置をとる。

⑨ 副大統領（ルツコイ）は、前項の実行を統制する。

⑩ 出版・情報省（フェドトフ）は、マスコミの自由の濫用（憲法体制の暴力的変更の扇動等）を根絶する措置をとる。

⑪ 第7～11項目の各責任者は、2週間以内に、とった措置の報告を行う。

⑫ 連邦構成主体の領土において、その最高公職者、執行権力の長および連邦執行権力の地域機関がこの大統領令を実行する。

⑬ 外務省（コースィレフ）は、国連事務総長をとおして、特別統治体制は非常事態令の導入を意味しておらず、市民的・政治的諸権利に関する国際規約

上の義務は遵守されることを他国に通知する。

この内容は、その後93年9月21日に発せられることになる大統領令とはほぼ同じである。大統領は、3月20日に予行演習をすることができたのである。

3月21日、最高会議は、前日の大統領のテレビ演説について、その合憲性を審査するよう憲法裁判所に訴える決定を採択した。同決定は、この大統領のアピールの準備に加わった全公務員の責任について審査するよう検事総長にも訴えている。大統領の行動を準備した者の責任を追及するのは法的に困難だと思うが、ロシアでは以前からしばしばこのようなかたちでの責任追及がなされる。以前エリツィン大統領の権威が高く、それを正面から批判することが困難であった時期には、しばしば「悪いのはエリツィンではなくその取り巻きだ」という意味で、周囲のブルブリスやポルトラーニンが槍玉に上げられた。ばか殿様の代りに家老に切腹させるようなものである。現代でもそのような発想が残っているのではないだろうか。

3月23日、憲法裁判所はこの問題を審理した。憲法第121条の10によれば、大統領が憲法や法律に違反し、そのことを憲法裁判所が認定したときは、人民代議員大会は全議員の3分の2の多数で大統領を解任することができる。また憲法裁判所法第74条1項1号は、大統領の行為および決定の合憲性について結論を与えることを同裁判所の機能として定めている。後に大統領側は、3月20日の大統領令は未だ公表されておらず、憲法裁判所は公表されていない大統領令を審査の対象としたと批判した（後に公表された大統領令は別の内容に変わっていた）が、大統領の「行為」そのものも審査の対象となるのである。憲法裁判所の結論の詳細は省略するが、ともかく大統領の行為は、憲法違反であると結論した（公報93-13-466）。

憲法裁判所の結論を得て、大統領を解任するため、議会側は第9回人民代議員大会を急拠招集することに決定した。

なお3月20日に予告された大統領令は、3月24日付けでその後公表された

(イ 93-3-25)。その表題は、「権力危機克服までの執行機関の活動について」と変っており、特別統治体制の語はない。憲法違反とされないように注意深く書いてあるので、元の大統領令案とかなり違う印象を受けるが、本質的には変わっていない。憲法制定までの短期間の特別統治体制（議会の権限制限）がないだけである。この大統領令では、やはり4月25日に大統領（副大統領の語は削除）の信任投票と新憲法案・新議会選挙法案の人民投票を行うとなっている。ただ原案と違って大統領の信任がそのまま新憲法の承認となるわけではないし、また憲法案の人民投票の意義は明確にされていない。この点でも人民投票（レフェレンダム）法の違反にならないように、レフェレンダムという言葉を避け、単に投票（голосование）という表現が用いられているので、その効果は明確でない。ただしそれが世論調査的な人民投票ではなく、憲法の最終的採択を意味するとすれば、その後新議会の選挙が行われることになるから、旧議会は廃止されることになる。

いずれにしろ大統領には人民投票を指定する権限はないから、この内容であってもなお憲法違反である。また大統領の命令・処分を停止する決定は無効であるという条項も、「憲法裁判所の決定なしに」という条項の付加によって合憲的な装いを整えたが、現行憲法では最高会議は憲法裁判所の決定ができるまで違憲とみなした大統領令の効力を停止しうる（7回大会の憲法改正）から、これも憲法違反ということになる。

大統領のこのような奇策は、シャフライ副首相あたりの考案と思われるが、あまりにも姑息な手段である。もっと正々堂々とした方法をとるべきであった。あるいは後に93年9月21日に本格的に実施するための予行演習という高等戦術だったのであろうか（以上大会速記録による）。

この時点（3月22日）での世論調査（モスクワ市）によれば、特別統治体制に賛成56%、反対23%、信任投票を行えば大統領を信任するというもの59%、反対16%、議会の改選に賛成63%、反対18%である（イ 93-3-25）。

モスクワ市に限って言えば、大統領はなお多くの支持を得ていたのである。

#### B. 第9回大会の開催

第9回人民代議員大会は、93年3月26日～29日の4日間開催された。

3月26日、まず憲法裁判所長官ゾリキンが報告を行った。彼は立法権と執行権の対決のなかで、憲法体制が脅威に晒されていると述べ、合意の道を探らないならば、憲法は崩壊すると訴えた。そして3月20日に行われた大統領のアピールを憲法違反と認定した憲法裁判所の論拠について説明した（憲法違反と認定した憲法裁判所の会議には、モルジャコフ、アメチストフ、コノノフの3判事は出席していなかったという）。

そしてゾリキン長官は、大会に対して10項目の提案を行った。憲法の基本原則の擁護等々のありきたりの項目を除いて、具体的な意味をもつ項目を若干紹介すると、大会と最高会議の強大な権限を定めた憲法の条項（第104条と第109条）を、権力分立原則（憲法第1条、第3条）に適合させること、新選挙の後に、独立した立法機関としての大会を廃止するような憲法レベルの法律を採択すること、大統領や人民代議員の期限切れ前の選挙ができるよう憲法を改正し、大統領と合意の上で93年秋に選挙を行うこと、大会は大統領、大会および最高会議の権限を確認し、また先の第104条と第109条を改正した後は憲法改正を行わないこと（憲法改正のモラトリアム）、3月20日の大統領のアピールや大統領令の準備に際して大統領を誤解に導いた者は解任され、責任を負うべきであること。

この提案の内容は大統領の立場を配慮したものである。大統領の行動を憲法違反と認定し、その解任の条件を整えながらも、この提案では大統領の権限を確認すると言っている。期限前選挙の提案等も妥当なところであろう。ただ「大統領を誤解させた者の責任」というのは、相変わらず大統領をばか殿扱いしておもしろい。ともかく憲法裁判所は、7回大会以来、大統領側と議会側のバランスをうまくとっているかのようにみえるが、しかし策を弄しすぎたと

いう気もする。

次いでエリツィン大統領は、憲法危機から脱するための妥協の努力が8回大会決定で水泡に帰したと議会側を批判し、4月25日に大統領（大会も）の信任を問い、新憲法草案の是非を問う人民投票を実施することを訴えた。

スチュペパンコフ検事総長はゾリキン憲法裁判所長官を称賛し、その提案を支持している。大統領に対してはこれ以上誤りを重ねないように警告しているが、その時会場には嵐のような拍手が起きている。

3月27日、リャーボフ副議長が、「ロシア連邦の憲法体制の維持に関する緊急措置について」の決定案を提起した。その基本的内容は次のようであった（議事録198～201頁）。①3月20日の大統領のアピールは憲法違反であり、大統領にはその個人的な責任がある。②大統領と最高会議議長は自発的に辞職するよう提案する。③連合政府を作るよう大統領に提案する。連邦情報センターは廃止すべきである。3月20日のアピールを用意した公務員は解任されるべきである。④憲法第104条（人民代議員大会の権限）および第109条（最高会議の権限）と権力分立原則との矛盾を除去するような法律案を用意するよう最高会議に提案する。

この決定案は喧嘩両成敗的であって一方的に大統領を批判したものではないし、また権力分立原則を重視する立場から憲法を見直すという合理的な内容も含んでいた。しかしエリツィン大統領はこの決定案に反対した（その中で最高会議が憲法違反を犯した例が約300件あると指摘している）。

この間さまざまなかけひきや裏交渉が行われ、3月28日には、大統領、最高会議議長、閣僚会議の3者による合意案が提案された。そのタイトルは「ロシア連邦の権力危機の克服および憲法体制の維持について」の決定と題され、その基本的内容は次のようであった（議事録206～207頁）。

①1993年3月20日のロシア人民へのアピールと関連したベ・エヌ・エリツィン・ロシア連邦大統領の行動および決定のロシア連邦憲法への適合性につ

いて」のロシア連邦憲法裁判所の結論を聴取した。ロシア連邦の憲法および法律の違反は許されない。

② 人民権力の原則に導かれ、93年11月21日に、大統領と最高会議（2院制の最高立法機関）の任期切れ前の同時選挙を実施する。

③ 新しい憲法が制定されるまで、新最高会議の権限は、ロシア連邦人民代議員大会の権限を定めている現行憲法の規範に従って定められる。憲法第104条（人民代議員大会の権限）および第109条（最高会議の権限）は、権力分立原則（憲法第1条および第2条）に違反しない範囲において適用される。

④ 新しく選出される大統領と最高会議は、94年2月15日から職務を行う。

⑤ 最高会議は、93年6月15日までに、大統領選挙法、人民代議員選挙法、政党・社会団体法を採択するものとする。

その他、社会団体との関係、連邦構成主体との関係、連邦条約の問題等が続く。

この決定案についての討論では、多くのフラクシオン代表が反対意見を述べた。オッチズナ、ロジナ等のフラクシオンは大統領の解任投票を要求した。労働者同盟や「ロシア」フラクシオンは大統領と最高会議議長の辞職を求めた。決定案第7項が、現在の人民代議員は、本来の任期である95年3月31日まで現在享受している社会的保障を受けると規定していることを侮辱的とする反対意見もあった。改革派の民主ロシア、急進的民主主義者、進歩のための合意の3フラクシオンの決定案に対する反応はあまり明確でなく、彼らは主として人民投票の実施を求めた。

結局この決定案は否決された。採決の結果は、130 : 687 : 31であった。この決定案は、大統領と議会の同日選挙（大会は廃止）を中心的な内容としており、両者の妥協策としては妥当なものであったろう。しかし、結果としてそれは圧倒的多数で否決された。大統領と議会との対立は、妥協を許さぬところにまできていたのである。決定案の否決を受けて、保守派は急遽大統領と最高会

議院長の解任案を提案した。この第9回大会は当初から大統領の解任問題が焦点となっており、何人かの代議員が解任提案を行っていたが、これまで議題としてはとりあげられていなかったのである。

3月28日、保守派のイサコフ議員（かつての最高会議副議長で、91年の第3回当時は6人組の1人として、当時のエリツィン議長の追い落しを図った。91年8月のクーデター事件の際はロシア最高会議の防衛に参加せず、その後副議長を辞任していた）は、このような妥協を無原則な態度と批判し、憲法原則を取引することに反対して、「ロシア統一」ブロックの名において、大統領と最高会議議長の解任を提案した。この問題を議題としてとりあげるか否かがまず投票に付された。エリツィン大統領については、594：287：24で、ハズブラトフ議長については、614：258：41で、いずれも議題としてとりあげることが決定された。大統領については保守派と中間派が、議長については改革派と保守派が賛成したのであろう。

その後行われた解任の是非を問う投票では、エリツィン大統領の解任案は617：268で、ハズブラトフ議長の解任案は339：558で、いずれも否決された。大統領の解任には全議員（欠員を除く）の3分の2（689票）が必要であり、72票の不足でエリツィン大統領は辛うじて解任を免れた。最高会議議長は過半数（518票）で解任できるが、賛成票は遙かにそれに及ばなかった。保守派の多くが結局解任反対に回ったからであろう。

こうして大会は何も決定しえないまま推移したのであるが、最終日の3月29日、2つの決定を採択し、一応の結末をつけた。一つは「ロシア連邦の憲法体制の維持に関する緊急措置について」の決定であり、他は人民投票についての決定であった。前者の内容は次のようであるが、3月28日に否決された妥協案と異なり、全面的に大統領の非を非難するものであった。

★「ロシア連邦の憲法体制の維持に関する緊急措置について」のロシア連邦

## 人民代議員大会の決定 (93-3-29)

ベ・デ・ゾリキン・ロシア連邦憲法裁判所長官の「ロシア連邦の憲法体制の維持に関する緊急措置について」の報告を聴取し、「1993年3月20日のロシア人民へのアピールと関連したベ・エヌ・エリツィン・ロシア連邦大統領の行動および決定のロシア連邦憲法への適合性について」のロシア連邦憲法裁判所の結論を審議し、ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦の憲法体制の基礎、まず第一に人民権力、連邦制度、権力分立および連邦条約に厳格に適合して行動する義務を遵守すべきだというロシア連邦大統領のアピールに述べてた目的を共有することを明らかにする。

それと同時にロシア連邦人民代議員大会は、この目的の達成のためにロシア連邦大統領によって選ばれた若干の手段および方法がロシア連邦憲法の諸規定に適合しておらず、社会における敵対と政治危機の深化への直接の道であることを強調する。

第8回(臨時)ロシア連邦人民代議員大会によって立案されたロシア連邦における憲法改革の実現措置を確認し、ロシア連邦の国家体制と領土の全一性を脅威に晒す連邦権力構造の危機の急激な先鋭化に注意を払い、ロシア連邦人民代議員大会は次のように決定する。

1. 「1993年3月20日のロシア人民へのアピールと関連したベ・エヌ・エリツィン・ロシア連邦大統領の行動および決定のロシア連邦憲法への適合性について」のロシア連邦憲法裁判所の結論によって確定されたロシア連邦—ロシア憲法(基本法)の深刻な違反を確認する。権力の敵対の強化と社会における政治対決について、ベ・エヌ・エリツィン・ロシア連邦大統領の個人的責任を指摘する。

道、州、自治州、自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市におけるロシア連邦大統領の代理人の制度を廃止する。ロシア連邦大統領は、この点について第7回および第8回ロシア連邦人民代議員大会の決定を実行してい

ないことを指摘する。

2. 1993年3月20日の「権力危機の克服までの執行機関の活動について」、1993年2月5日の「道、州、自治州、自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市におけるロシア連邦大統領の代理人について」、1993年3月15日の「ロシア連邦の北カフカース地域の領土における軍事部隊、国境警備隊および内務軍の再編ならびにコサックの国家支援について」のロシア連邦大統領令の合憲性の点検をロシア連邦憲法裁判所に申請するようロシア連邦最高会議に委任する。ロシア連邦憲法裁判所が結論をだすまで、これらのロシア連邦大統領令の効力は停止される。

人民権力、人権尊重、連邦制度ならびに立法・執行権力の相互関係およびそれらの間の合意の基礎としての権力分立を含め、ロシア連邦の憲法体制の諸原則の不動性を確認する。ロシア連邦の憲法体制の擁護のための憲法裁判所の行動が時宜を得ていたことを支持する。

ロシア連邦閣僚会議—政府は、1992年7月16日の「コサックの復権について」のロシア連邦最高会議の決定の執行の措置を遅滞なくとることとする。

3. ロシア連邦大統領およびロシア連邦最高会議に次のことを提案する。

ロシア連邦の連合政府（国民合意政府）を組織すること

ロシア連邦大統領府に組織された機関および施設で、ロシア連邦憲法、および国家管理機能を定めているロシア共和国大統領法に定められていないものすべてをロシア連邦閣僚会議—政府の管轄に移譲すること

ロシア連邦情報センターは廃止すること

1993年3月20日のロシア連邦大統領のロシア市民へのアピールおよびロシア連邦憲法に矛盾するロシア連邦大統領令を準備することによって名を汚した公務員、また自らの行動で憲法体制の安定性に損害を与え、社会的不満を惹き起した公務員を職務から解任すること

4. 憲法委員会は、「ロシア連邦—ロシアの憲法（基本法）の修正および追

加について」のロシア連邦構成主体との合意を得たロシア連邦の法律案を、ロシア連邦最高会議に審理のために提出し、その後ロシア連邦人民代議員大会の審理に付すものとする。

5. この決定は公表の時から発効する。

大統領の違憲行為を批判し、3つの大統領令の効力を停止し、連合政府の樹立を提案し、連邦情報センターと大統領の地方代理人制度を廃止する、これが決定の主要な内容であった。しかしこれだけではわざわざ大会を開いて政治危機の打開を図った意味はない。そこでなされたのが人民投票実施の決定である。人民投票は92年12月の第7回大会以来大統領が提案していたものであり、大会はこの大統領の主張を逆手にとるかたちで、大統領に不利な内容の人民投票の実施を決めた。その主要な内容は次のとおりである。

1993年4月25日に人民投票を行う。その質問項目は次の4つである。

- ① ロシア連邦大統領ベ・エヌ・エリツィンを支持するか否か？
- ② ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府が1992年以來行ってきた社会・経済政策を支持するか否か？
- ③ ロシア連邦大統領の任期切れ前選挙の実施を必要とみなすか否か？
- ④ ロシア連邦人民代議員の任期切れ前選挙の実施を必要とみなすか否か？

この決定の第2項によれば、投票の結果は、有権者（投票者ではなく）の過半数の賛成で採択されることになっていたが、この点が憲法裁判所で後に否定されることは後に述べる。

この人民投票の質問内容は大統領にとって不利なものであった。各種の世論調査によれば、エリツィン大統領は辛うじて人民の相対的多数の支持を得ていたが、投票者ではなく有権者の過半数というのは絶望的な数字であった。価格自由化政策で市民の生活は苦しくなっているときに、大統領・政府の社会・経済政策の当否を問うというのも大統領に対する意地悪のように見える。人民に

不人気な政策を敢えて行っている大統領の弱味をことさら問うのである。

大会の場では、シャフライ副首相がこの提案を批判した。まず第1に、②と③の質問は①に含まれるのであり、①だけで十分ということであった。不信任の場合は当然大統領は辞任し、新選挙が行われるのである。第2に、人民投票法は経済政策に関する人民投票を禁止しており、またどの国でもその種の人民投票は行っていない。それは人民投票になじまないのである。また大統領の信任投票は憲法の改正なしに行いうるから、有権者でなく投票者の過半数でいいはずだとも述べている。

結局この人民投票実施提案は、シャフライの意見を容れることなく採決に付され、654:102:27で可決された。原案には、「人民代議員大会で承認されていないその他の質問事項を人民投票に追加することはできない」という項目が付け加えられた。質問事項に不満な大統領が別の項目を追加しないよう先手を打ったのである。

大統領の信任投票の実施には、法的に面倒な問題もあった。92年12月の第7回大会による人民投票法の改正によって、国家権力の代表者の信任を問う人民投票は禁止されていた。しかし既述のとおり、その後の妥協的な大会決定によってこの改正は失効したのである。ところが、これまた既述のとおり、8回大会決定によって、先の7回大会決定は破棄された。しかも7回大会決定は全体として一つであり、その一部だけを執行することは許されないと明記されていた。8回大会も、7回大会決定を全体として破棄したのである。ということは人民投票法の改正は生き返ったということになる。となると、大統領の信任投票は許されないことになる。この点の矛盾を指摘する論者もいた（ロシア新聞97-4-13）が、注目されることなく終った。人民投票法の改正は失効したという扱いがされたのである。もともと信任投票を禁止すること自体、人民主権の規定に違反するという指摘もあったが（イ92-12-16）。

こうしてともかく4月25日の人民投票が決定されたのであるが、元々この

日に人民投票を行うとっていた大統領側は、独自のそれを行うかどうか決断を迫られることになった。大統領は、大会の決定したレフェレンダムとは別の人民「投票」(голосование)を独自に行う決意を維持していた(以上大会速記録による)。

### C. 人民投票の実施

第9回人民代議員大会が人民投票の実施を決定した後も、その内容に不満な大統領は、独自の人民投票を実施する姿勢を変えていなかった(イ93-3-31)。しかしその後独自の投票は諦め、4月19日には人民投票実施・準備に際しての合法性の保証に関する大統領処分を発している(法令集93-17-1536)。それに先立つ4月15日には、政府も人民投票実施のための委員会を設立していた(法令集93-17-1562)。

同時に大統領側は、大会の決定した人民投票の結果の評価方法(有権者の過半数の賛成で採択)は人民投票法に違反していると訴えた。しかし憲法裁判所に不信の念を抱いている大統領はこの問題を憲法裁判所に訴えることはしなかった。その代わりに人民投票の結果の評価方法についての大統領令を発し、そこで大会の決定ではなく人民投票法の規定によることを命じる計画であった(イ93-4-16)。

議会側も大会決定が人民投票法に違反していることを意識し、急拠人民投票法を改正しようとしたが(92年12月の第7回人民代議員大会の時と同じように)、最高会議はその改正に失敗した(イ93-4-3)。いくらなんでもそのような露骨な方法には無理があったし、後で法律を改正してもすでに決定した人民投票について遡及適用することはできなかったであろう。

人民投票法第35条によれば、通常人民投票は投票参加者の過半数の賛成で採択されるが、憲法改正の問題は有権者の過半数の賛成で採択されるとなっている。今回の人民投票のうち、質問の①と②は大統領の信任およびその社会・

経済政策の是非を問うものであって憲法の改正ではない。したがってこれは投票者の過半数で採択することができるはずである。他方で質問の③と④は、直接憲法改正の是非を問うているわけではないが、大統領や人民代議員の任期切れ前選挙は憲法に規定がないため、憲法を改正しなうえでないと実施できない。人民投票で採択されれば、大会は任期切れ前選挙が可能となるように憲法を改正しなければならないから、事実上これは憲法改正の人民投票になると解せられる。

人民代議員等の訴えでこの問題を審理した憲法裁判所は、93年4月21日に判決を下した。その内容は今述べたように、質問の①と②は投票者の過半数でよいとするものであった（公報93-18-663）。この場合憲法裁判所の判決は、大会決定は憲法第4条の国家組織等の法律遵守義務などに違反しているとしている。確かに大会決定は人民投票法に違反しているのであるが、大会は人民投票法を制定した最高会議より上位の機関であるから、直接憲法の規定に違反していない限り、憲法違反とは言えないという論理も成り立ちうるであろう。もともと大会のような全能の権力機関の存在がおかしいのであるが。

この憲法裁判所の結論によって、質問①の大統領の信任投票は、信任が得られる見通しが強まった。質問②はいずれにしても支持を得ることが難しいとみられていた。他方で大統領の狙う議会（人民代議員）の改選は、有権者の過半数の賛成が必要であるから、採択される可能性は絶望的であった。ともかくこのような動向のなかで、大統領も結局独自の人民投票は諦め、大会の決定した人民投票で勝利を目指すという戦術に切り変えた（イ93-4-3）。ラジオ・テレビのマスコミを握る大統領側は、それを使って大統領支持のキャンペーンを張った。大統領自身は、自分の改選についての第3項目を含め、すべての質問に対して、ダー（イエス）と答えるよう訴えていたが、大統領支持勢力は、マスコミも使って、ダー、ダー、ニェット、ダー（イエス、イエス、ノー、イエ

ス)を合言葉にした。第3項目以外は支持せよというのである。

他方で議会側の「ロシア新聞」には、各州の世論調査による事前の予想が連載されたが、その数字は大統領にとってかなり厳しい内容であった。結果からみるとかなり操作された世論調査だと思われる。議会側は大統領側によるマスコミ独占を批判した。ラジオ・テレビの利用時間は、85%（モスクワやサンクト・ペテルブルクでは96%）が大統領側に割り当てられていた批判する者もいた（ロシア新聞93-6-19）。ハズブラトフ議長は、このマスコミの不公平さを根拠に、後に人民投票の結果を無効と主張したりしている（イ93-6-2）。

人民投票の結果は、93年5月5日に、全ロシア・レフェレンダム中央委員会によって公表された（ロシア新聞93-5-6）。有権者総数は約1億731万人、投票参加者は約6922万人で、投票率は約64.5%であった。質問①の大統領の信任については、信任が投票者の58.7%（有権者の37.7%）、反対が39.2%（25.2%）、質問②の社会・経済政策については支持が投票者の53.0%（有権者の34.0%）、反対44.6%（有権者の28.6%）、質問③の大統領の改選は賛成が有権者の31.7%（投票者の49.35%）、反対30.2%（投票者の47.2%）、質問④の人民代議員の改選は、賛成が有権者の43.1%（投票者の67.2%）、反対19.3%（投票者の30.1%）であった。

人民投票は大統領に有利な結果に終わった。大統領に対する信任票は60%を割り、あまり高いとは言えない。91年の大統領選挙の際の得票率は有権者の42%であったが、今回はそれが37.7%に減少したのである。しかし、現状ではこれでも大勝利であろう。しかも支持されるとは予想されていなかった社会・経済政策さえ過半数の賛成票を得たことは予想外の成功であった。しかし人民代議員の改選は、予想通りではあるが、支持されなかった。したがって大統領の勝利とは言え、具体的には何の新たな権限も大統領に与えられたわけではなかった。改革派のなかには、この勝利を根拠に大統領が強権を発動するよう期

待する向きもあったが、当時はその条件があったとは思えない。人民代議員の改選が否定された直後に議会を解散するわけにもいかなかったであろう。可能性があったとすれば、続いて憲法改正の人民投票を行うか、憲法制定会議を招集するかであった。しかし大統領は意外に地道な方法を選んだ。憲法協議会を招集するという道である。

## 第2章 大統領特別統治と憲法制定

### (1) 憲法協議会

93年4月25日の人民投票でエリツィン大統領は一応人民の支持を獲得し、次の争点は新憲法の制定に絞られてきた。4月30日には、シャフライとアレクセーエフが中心になってまとめた大統領側の憲法案が発表された(イ93-4-30)。次いで5月8日には議会側の憲法委員会の公式案も公表された(ロシア新聞93-5-8)。大統領が自己のペースで憲法を制定するために合法的に打つことのできる手は限られていた。そのなかで大統領の選んだ方法は、憲法協議会なるものの招集であった。おそらくシャフライ副首相などの入り知恵であろう。93年5月12日、新憲法草案の準備についての大統領令(法令集93-20-1757)が、次いで5月20日、「憲法協議会の招集およびロシア連邦憲法案の準備の完遂について」の大統領令が発せられた(ロシア新聞93-5-25)。

これらの大統領令によれば、6月5日に憲法協議会を開催するが、憲法協議会の課題は憲法案を完成して大統領に提出するだけである。憲法を制定するわけではない。その後その憲法案をどのような手続で正式に制定するかは白紙であった。状況の進展具合によってはこの憲法協議会を憲法制定会議に格上げし、公式に憲法を制定するという筋書きも一つのシナリオとしてはあったであろう。

憲法協議会に参加するのは次のようなメンバーである。①連邦国家権力機関の代表(人民代議員大会の憲法委員会メンバー、人民代議員各フラクションの

代表、50人の大統領・政府側代表)、②共和国・道・州・自治州・自治区・モスクワ市・サンクトペテルブルク市の国家権力機関の代表(各2人の全権代表と、各連邦構成主体の立法・執行機関から1人の代表)、③地方自治体代表(地方自治の連合体の代表)、④政党・労働組合・青年団体・その他の大衆団体・宗教団体や科学アカデミーの代表、⑤商品生産者・企業家の代表。③～⑤の団体が憲法協議会に参加を希望するもの(司法省に登録されている団体)は5月25日までに申請書を提出する(その総数は250人以下とする)。憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、連邦検察庁の代表も参加することができる。②の連邦構成主体からの代表は、5月31日の大統領令で各4人に増員された(ロシア通報93-6-4)。

その後の展開をみると、政党その他の団体からは101組織の代表が参加を認められた。そのうち政党は34で、独立新聞の調査によれば、民主派16、反対派11、中間派4という。著名なところでは、ロシア自由民主党のジリノフスキー党首、自由ロシア人民党のリビツキー党首、民主改革運動のポポフ執行委員長、民主ロシア運動のスタロボイトワ共同議長、ロシア農民党のチュルニチェンコ党首、その他ロシア連邦共産党、ロシア共産主義労働者党、ロシア人民党、立憲民主党などの代表も参加している。宗教団体では、登録されている全ロシア・レベルの団体20のうち15(ロシア正教、イスラム教、バプチスト、カトリック、仏教等)が参加している(ロシア通報93-6-5、独立新聞93-5-25)。

憲法委員会からは95人、最高会議のフラクション代表は14人、大統領代理人50人、連邦構成主体からの代表は176人である。91年クーデター事件で裁判中の元ソ連邦最高会議議長ルキヤノフも、ロシア全人民同盟の代表として参加を希望したが拒否された(イ93-5-29)。結局憲法協議会の総員数は762人となった(イ93-5-26、イ93-6-2)。当初エス・アレクセーエフ氏を憲法協議会の議長にするという話があった(イ93-5-29)が、結局そのようなポストは設置されなかった。

6月2日には、「憲法協議会の作業手続について」の大統領令と「憲法協議会作業規則」が発表された（ロシア通報93-6-4）。ここでは各グループのまとめ役が決められているが、連邦機関代表グループはチェルノムイルジン首相とア・ヤコブレフ氏、連邦構成主体からの代表グループの場合はシャフライ副首相、ステパノフ・カレリア共和国最高会議議長など、地方自治体代表グループはヤーロフ副首相など、政党代表などのグループはサブチャック・サンクトペテルブルク市長とシェイニス憲法委員会書記代理、企業家代表等のグループはシュメイコ第一副首相とアレクセーエフ（元ソ連邦憲法監督委員長）氏である。

地方の代表のなかには、タンポフ州代表のように、参加はするが最終案への署名は認めないという条件を付けられところもあった。憲法を最終的に採択するのは大会または最高会議だからという理由である（イ93-6-2）。またモルドビア共和国では議会が憲法を改正して大統領制を廃止したが、人民が選挙で選出した大統領をこのようなかたちで追放するのは問題があるところであった（これはロシア連邦の大統領制を否定するモデルになるとも言われていた）。ロシア政府はこの大統領制の廃止を認めなかったから、憲法協議会にはモルドビア共和国大統領も参加していたが、そのため同共和国の議会代表は出席を拒否した（ロシア新聞93-6-11）。

憲法協議会は6月5日に始まった。21ある共和国からは、執行機関の長18人、議会の議長16人、州等の行政長官66人、同議会議長65人、企業家代表43人、労働組合代表55人等も参加していた（ロシア新聞93-6-5）。イサコフ議員、パブーリン議員など一部の保守派は最初から出席を拒否した。協議会の構成が不公平であるという批判もあった（ロシア新聞93-6-10）。ハズブラートフ最高会議議長は発言の自由が得られなかったことに不服で退場し、約70人のメンバーがそれに従った。憲法委員会責任書記ルミャンツェフも退場した。ゾリキン憲法裁判所長官も退席したが、クレムリン内部には留まった（独立新

聞93-6-8)。

憲法協議会の設置以前の5月初め、大統領は憲法案作成作業委員会を設置する処分を発しているが、その中にはリャーポフ最高会議副議長の名が入っていて注目された(イ93-5-13、独立新聞93-5-13)。同副議長は第8・9回大会で大統領攻撃の中心になった人物であったが、人民投票の結果大統領が信任されると、大統領との協調路線に転換していた。そのためハズブラートフ議長との間で摩擦が生じていた(独立新聞93-5-15、イ93-5-18)。リャーポフ副議長は憲法協議会に積極的に参加し、議会内部に生まれかけていた反議長派の魁となった。共和国院議長ソコロフ、民族院議長アブドラチポフ、国防委員長ステパーソン、予算委員長ポチノック、外交委員長アムバルツォフ、立法委員長ミチュコフ、その他アスラハノフ、ポドプリゴラといった幹部会メンバーも反ハズブラートフの動きをみせた(イ93-6-2)。議長が常任委員会を改組して、反議長派の常任委員長を解任しようとしたことも反発を買ひ、議会の幹部40人がアピールを発する事態も発生した(イ93-6-9)。

6月5日憲法協議会が開催され、エリツィン大統領が冒頭発言を行った(ロシア通報93-6-8)。その中で大統領は、従来のソビエト(最高会議等)の問題点を列挙している。まず現在のソビエトは1918年に民选的に選出された憲法制定会議の強制解散のうえに成立し、以来権力を奪ってきた機構の継承者であり、民主主義と相容れないという。第二に、大会と最高会議という二重の議会制度の問題点、第三に両院が自立しておらず、両者の上に立つ最高会議議長、副議長等のポストや幹部会があり、両院合同の委員会があり、両院の合同会議が常態化している等の問題点、第四に議会の手続が整備されていないことが指摘されている。大統領は新憲法案の特質を説明した後に、その採択手続については、憲法協議会で支持され連邦構成主体が承認した案を、連邦構成主体が人民代議員大会に提出するという方法を考えていた。この方法ならば人民代議員大会も拒否することは困難であり、おそらくシャフライ副首相の考えた巧みな

方法ではあった。

6月5日の報告の中でエリツィン大統領は、議会制を批判し、「ソビエトと民主主義は両立しない」という言葉を使った。この言葉は当時の争点を集約する重要な表現となった。ハズブラトフ議長はこの言葉を撤回しない限り憲法協議会には戻らないと述べた（イ93-6-10）。この場合のソビエトとは革命以来の代表機関のことであり、「最高会議」もロシア語では「最高ソビエト」であった。ペレストロイカ初期に「全権力をソビエトへ」という革命当初のスローガンが復活し（共産党に奪われていたソビエトの権力を回復しようという運動）、あたかも全権力を統合した本来の意味での「ソビエト」の復活が目指されたかのようにであったが、客観的な歴史の発展の論理としては、権力分立論を受容したうえで代表機関としてのソビエトを立法機関に純化・再編しようという運動であった。そしてこの目的は、ペレストロイカによってかなりの程度実現されていたのではあったが、人民代議員大会のような「ソビエト」型の全権力機関がなお残存していたのである。エリツィン大統領の「ソビエトと民主主義は両立しない」という発言は正しかったのである。

最高会議は6月9日、憲法協議会への参加の問題について決定を発し、最高会議の代表としてハズブラトフ議長を派遣することを決定したが、その場合次の4つの原則を確認している。憲法案は、憲法委員会案、大統領案、その他の案を考慮した統一案を作ること、「ソビエトと民主主義は両立しない」という大統領の発言は拒否すること、憲法協議会の決定は「勧告」にすぎないこと、憲法制定手続は最高会議および大会が決定することの4つである（公報93-25-913）。

憲法協議会での憲法草案の審議は部会別に行われたが、6月16日の総会では「ロシア連邦新憲法草案についての声明」が、594人中467人の賛成で採択された（ロシア通報93-6-17、独立新聞93-6-17）。その後部会での審議を続けた後、7月12日憲法協議会は最終日を迎えた。この日の総会で憲法協議会

の憲法案が433:62:63で承認された。当初750人いたメンバーも、この時点では585人に減っていた(独立新聞93-8-13)。大統領側は、この憲法案が地方で支持され、それが中央に跳ね返ってくることを期待していたのであるが、憲法協議会の場での地方の反応はむしろネガティブであった。連邦構成主体の代表の多くは反対投票し、共和国レベル(全部で21)で賛成したのは5つの共和国の代表だけであった(独立新聞93-7-13)。憲法協議会で審議の基礎になったのは大統領の提案した憲法案であったが、それは大幅に修正されていた。協議会では500以上の修正案が提起され、約200が採用され、その結果130の条文が修正され、約40の新規範が追加されたという(イ93-7-13)。

憲法協議会の構想が発表された当時は、筆者は、またまた時間の無駄をするのかとうんざりした気分になると同時に、エリツィン大統領の意外な辛抱強さに感心もした。しかし完成された憲法案をみると、原案よりはるかに改善されており、憲法協議会を開催して衆知を結集した意味はあったようである。しかしこの原案をどうするかについては依然として不透明のままであった。憲法案は地方に送られ審議されることになっていた。地方で圧倒的な支持を得られれば、それを根拠に次の手を打つことも考えられたが、もともと憲法協議会の場でも、地方代表はこの憲法案に積極的には賛成していなかった。よりよい憲法案はできたが、その制定は前途多難であった。

このような大統領主導の憲法協議会の動きに対して、議会側はどのように対応していたか。人民代議員大会の存在が旧時代の残滓であることは議会側も認めざるをえず、大会の憲法委員会の作成した憲法案でも、大会の存続は予定されていなかった。したがって新憲法が制定されれば現在の代議員達は必然的にその地位を失うことになる。新しい議会が形成されてもその定員は激減する(1068人から400~500人程度に)し、共産党の支配下で選出された現代議員が再選される可能性は低かった。そのため彼らは新憲法の制定に消極的だったのである。

第7回大会の「ロシア連邦新憲法草案に関する作業の継続について」の決定（92年12月9日）では、新憲法制定作業をさらに継続し、93年の人民代議員大会で審理するとしているが、将来の日程は明確ではなかった。

4月25日の人民投票後、大統領主導で憲法が制定されることを危惧した最高会議は、4月25日に「ロシア連邦の憲法草案の作業の完遂について」の決定を採択し、憲法制定の日程表を決定した（ロシア新聞93-5-8）。それによると、憲法委員会は、共和国院および民族院と共同で、93年5月20日までに憲法の基本規定案の作成と大統領との合意を成し遂げ、合意を得るためそれを連邦構成主体に送付する。連邦構成主体の議会はそれを審議し、93年6月10日までに憲法委員会へ修正案等を送付する。93年5月25日に議会で地方代表や専門家の意見を聴聞する。憲法委員会は、それらの結果を考慮した新憲法案を、93年6月30日までに最高会議に提出する。最高会議は93年10月10日までに憲法案の逐条的な審議を終る。93年10月15日までにこの憲法案を公表する。93年11月17日に新憲法の審議・採択のための人民代議員大会を招集する。これが議会側の計画であり、議会の主導で93年11月17日以後に新憲法は制定されるはずであった。

大統領側の憲法協議会の開催に対抗して、議会側も大会の憲法委員会を開いたり（その委員長は大統領自身であるから、大統領抜きで開催できるのか否かが問題になった）、地方議会の代表者会議を開いたりしたが、憲法制定の主導権は大統領に握られたままであった。

93年6月4日、憲法協議会の開催を目前に、最高会議は「ロシア連邦の憲法草案の合意および採択手続について」の決定を採択し、大統領側に妥協の姿勢を示した（ロシア新聞93-6-10）。4月25日の決定でも一応大統領との合意が目指されていたが、それを改めて明確にするとともに、統一案の作成に際して憲法協議会の提案も考慮に入れることになっている。また3カ月の全人民討議を行うことが盛り込まれた。憲法の採択はやはり人民代議員大会で行うが、

11月17日に招集されるのは第一読会とされており、最終的採択はさらに先のことになるようであった。6月25日にも最高会議は憲法作成作業についての決定を採択しているが、作業を継続するという無内容なものである(公報93-27-1025)。

93年7月14日、憲法協議会の憲法案は、大統領によって最高会議に送付された。最高会議はそれを受けて、7月20日に「ロシア連邦憲法案の作業について」の決定を採択した。同決定は、議会側の憲法委員会に対して、議会側の憲法案を基礎にしつつ、この大統領提案の憲法案その他も考慮にいれ、起草作業を継続するよう提案した。また大統領側の地方重視の姿勢に刺激されたのであろう、憲法委員会に連邦構成主体の代表も追加することを決定している。他方で大統領も、7月24日に「ロシア連邦憲法案の合意手続について」の大統領令を発し、憲法案について議会や地方との合意を得ることの必要性を再び説いている。あまり内容はない大統領令だが、地方での審議を経た上で再び憲法協議会総会の招集を予定しており、また制定方法についても意見を集約するよう提起している(ロシア新聞93-7-27)。

このように議会側も一応憲法の制定自体を拒否することはできなかったが、まだ任期を残す現職代議員達は憲法制定に熱意はなかった。ハズブラートフ議長は、新憲法の大統領案と議会案について、「悪い憲法案と非常に悪い憲法案の間の選択」だと述べた(イ93-7-17、独立新聞93-7-17)。悪い憲法案とは議会案のことであり、非常に悪い憲法案とは大統領案のことである。あるいは同議長は、重要なのは憲法ではなく経済問題であり、「憲法はわれわれが採択する時がくれれば採択されるだろう」などと語っていた(イ93-7-14、ロシア新聞93-7-30)。

## (2) 新憲法草案の特徴

憲法制定をめぐるさまざまな論争があり、多くの文献がある。ここでそれらを整理する余裕がなく、遺憾に思うが、別稿で簡単に論じたことはある。〔「ロシア新憲法論争」(日本国際政治学会編「CISの行方」(国際政治104号)、1993年)ここでは、主として、原案(93年4月30日に公表された大統領案)と比較しつつ、93年7月12日の憲法協議会案と同年11月10日の最終案(その後93年12月12日の人民投票で採択された)の特徴を簡単に整理するとどめる。

#### A. 1993年7月12日憲法協議会草案

##### ① 総論

原案には総則的な章はなく、第1章はいきなり「人の権利および自由」となっていた。この第1章の最初の7カ条が総則的な規定であった。今回の案では、第1章は「憲法体制の基礎」と題され、特別の位置付けが与えられている。この第1章は憲法自体の基礎をなす部分であり、憲法の他の部分はこの第1章に矛盾してはならない(第16条)ことになっているのである。旧憲法のもとでは、総則において権力分立原則を規定しながらも、いわば各則に当る部分で人民代議員大会の「全権力性」を定めており、この両者は矛盾していた。現実には「各則」の方が機能していたのである。この否定的教訓から、先のような条項が設けられたのである。また、この第1章は、通常の改憲手続では改正できないことになっている(第135条)。つまりそれは憲法改正ではなく、新憲法の制定になるという意味であろう。この場合は憲法制定権力を行使する「憲法集会」を招集することになる。

次に「憲法的法律」という新しい概念が登場した(原案にもある)。この語は従来から用いられてはいたが、実定法上の具体的な意味はもっていなかった。しかし新憲法案によれば、憲法に「憲法的法律」として規定されたものは、通常の法律とは異なり、その採択にはかなり厳しい特別多数が必要(通常の憲法

改正手続と同じ)であり、またこの場合は、大統領は署名拒否権をもたない(第107条)。憲法的法律は憲法と同一の効力をもつのである。憲法的法律として憲法が予定しているのは、例えば、非常事態法(第56条)、連邦の構成に関する諸法律(第66条、第137条)、国旗等に関する法律(第70条)、人民投票法(第84条)、閣僚会議法(第114条)、裁判所構成法(第118条)、憲法裁判所法・最高裁判所法・最高仲裁裁判所法(第128条)、憲法第1章の改正に関する法律(第135条)などである。

小さな問題だが、憲法典に登場する地名の変更は、憲法改正手続なしに、いわば自動的に行われることになる(第137条)。レニングラード市がサンクト・ペテルブルク市に改称した時、憲法典中の改称がなかなか承認されない事例があったが、そんなことを考慮にいらしたのであろう。

原案になかった社会国家の規定が導入された(第7条)。これは公式案にあった規定を参照したものである。

## ② 人権規定

原案は、人権と市民の権利を分けて別の章に規定していた。92年のサブチャック・アレクセーエフ案以来の形式である。両者を学問的に区別することは意味のあることであるが、実定法上は理に走りすぎてかえって混乱を招く恐れがある。今回の案では、第2章の「人および市民の権利および自由」の中に2種の権利は統合された。

規定の順序は、一般原則、個人的権利、精神的権利、政治的権利、経済的権利、社会的権利、裁判を受ける権利、義務となっている。私的所有権を人の自然権とした規定(第34条)が目立つ(原案以来である)。

## ③ 大統領制

大統領は国家元首であり、副大統領のポストはない。この点は原案と同じである。大統領の任期は5年から4年に短縮された(第81条)。大臣の任命に際しては、原案では連邦院への諮問が必要であったが、それは削除された。大統

領令と大統領の処分について、原案では限定が付いていないが、憲法および法律によって定められた権限の範囲内という趣旨の限定が付けられた（第90条）。

大統領による議会の解散は、要件が厳重になった。原案では、大統領の提案した首相候補を連邦院が拒否し続け、そのため首相の任命ができない場合のほか、国家権力の危機が憲法の定める手続で解決できない場合にも議会を解散できた。新案では、首相が任命できない場合と国家院が政府不信任を反復した場合に国家院を解散できる（第111条、第116条）。

憲法案では、大統領は3権の上に超然と立つ国家元首であり、従来のように執行権力の長ではない。執行権力の長は首相である。したがって大統領は閣議を主宰する立場ではない。そのため政府が大統領の思惑を超えた行動にできることはありうる。これまでも大統領府と政府の二頭制が存在していた。それを考慮したのか、新案では、大統領は、憲法・法律・大統領令に違反する政府の決定・処分を破棄する権限を与えられている（第115条）。

#### ④ 議 会

人民代議員大会のような全権機関や、最高会議幹部会、最高会議議長といった制度が存在しないのは原案と同じである。原案では両院の合同会議が従来どおり重要な役割を演じそうにみえた（原案第91条）が、新案では両院は別の機関であることが明確になっており（第99条）、その権限もかなり詳細に規定されている。首相の任命権、政府の不信任・総辞職の決定権は連邦院から国家院に移行した。

#### ⑤ 裁判権

原案には、最高司法会同という奇妙な制度があった。これは憲法裁判所長官、最高裁判所長官、最高仲裁裁判所長官とその各第一代理のほか、3人の連邦裁判官から構成される司法の最高機関である。大統領の解任事由の存在の認定等重要な機能を果たすことが予定されていた。これは従来憲法裁判所が議会寄り

の姿勢を示していた（憲法裁判所が偏っていたからというよりも、憲法が議会側に有利にできていたため、憲法に忠実であれば議会寄りにならざるをえなかったのであるが）ため、それを統制しうるさらに上位の機関を構想したのであった。しかしそれはいかにも不恰好な制度であり、廃止されたのは当然であった。

原案では、憲法裁判所に個人が訴えることができるのか否か明確でなかったが、新案では個人の訴願権が明記された。檢察機関は、従来の一般監督権を基本的に失い、ただ国家機関や公務員の違法な法令を裁判所に提訴しうるのである（第129条）。

#### ④ 連邦制度

総則的規定のなかに、ロシア連邦を構成する共和国が「主権国家」であるという条項が導入された（第5条）。原案にはなかった表現である。また立法の区分が多少明確になった。つまり連邦管轄については当然ながら連邦法が規定する。共同管轄については、連邦が基本法を制定し、構成主体がその範囲内で独自の法令を採択することになる。これは従来と同じ方法であり、共同管轄といっても事実上連邦管轄と同じことになる可能性がある（第76条）。連邦が地方に出先機関を設置しうることも明記された（第78条）。

### B. 1993年12月12日ロシア連邦新憲法

#### ① 総則

まず注目されるのは、ロシア連邦の構成単位である共和国の憲法上の地位が低下した。連邦制度の基本規定（第5条）から「共和国は主権国家である」という条項が削除された。ロシア連邦の構成主体である21の共和国は前案では「主権」国家とされていたのである。旧ソ連邦を構成した15の共和国も主権国家とされていたが、かつてはそれがソ連邦解体を促進する理論的根拠となる日がくるとは予想できなかった。ソ連において憲法上の原則が現実的な力をもつとは思えなかったのである。ロシア連邦においても共和国に主権を認めること

は将来に禍根を残すことになる。「共和国は自らの市民権を定めることができる」(旧第6条)という条項や、権力の「非集権性」(旧第5条)という表現も削除された。93年10月政変後の有利な権力関係を利用して、中央政府は連邦のたがを締め直そうとしているのである。他方でそれとバランスをとるためか、ロシア連邦の主権に関する表現や(旧第1条)や、「全一的で不可分の国家」(旧第4条)という表現も削除されている。

経済活動の自由については、「法律で禁止されていない」限りという条件が削除され(第8条)、自由化の必要性がいっそう強調されているのに対して、第7条の「社会国家」の規定は「後退」している。「人間の自由な発展の条件」作りが強調される反面、「社会福祉の保障」の語は姿を消した。福祉国家よりも自由国家が目標とされているのである。

旧13条には、許されない行動の列挙のなかに、「ロシア連邦憲法および連邦の法律の定めていない権力構造の創設」が含まれていたが、それは削除された。93年9月21日のエリツィン・クーデターは、これに該当する可能性がある。新憲法下で将来反エリツィン政権が誕生すれば、エリツィンの行動はその責任が追及される可能性がある。そのようなことも考慮されたかもしれない。

## ② 人 権

人権規定については大きな変化はない。前案では、死刑は陪審員の参加する裁判所の判決によってのみ科すことができた。新憲法では、陪審裁判の要求は被告人の権利であるが、被告人がそれを放棄すれば陪審員の参加なしに死刑判決はできることになった(第20条)。国家機密のリストは連邦法で定められるが、前案ではそれは「網羅的」なリストであるとされていた。しかし「網羅的」という言葉は削除された(第29条)。

前案では、結社の自由は、法律その他で制限しうることになっていたが(前案第29条)、それが削除された。市民の裁判への参加権が明記された(第32条)。国家機関等への訴願権が規定された(第33条)。

所有権の規定は表現が変化した。前案では「私的所有権は人の自然権である」とされていたが、それが「私的所有権は法律によって保護される」に変わった(第35条)。私有権の尊重という観点からはやや後退した表現のようにみえる。他方で、法律によって財産を奪うという趣旨の表現は削除された。土地所有権については、所有権を尊重する方向に多少表現が変化している(第36条)。

ストライキ権などを行使しうるのは、「連邦の法律で定められた解決方法を利用」した上でのことであるという条件が付加された(第37条)。

家族に関して、育児労働は勤続年数の計算に入らないことになった(第38条)。

社会保障を受ける条件から「労働能力喪失」が削除された。これは老齢、病氣、障害のいずれかに該当するからであろうか(第39条)。「年金、社会扶助料および社会的援助は、法律で定められた最低生活基準以上の生活水準を保障しなければならない」という表現は削除された。

環境について信頼しうる情報を得る権利が追加された(第42条)。各人は、エコロジー上の法違反によってその健康または財産が被った損害の補償を受ける権利を有する。

成人年齢は18歳であるが、前案では法律でその例外を定めうることになっていた。しかしこの例外規定は削除された(第60条)。以前は婚姻年齢も18歳で(これも成人年齢として統一されていたのである)、例外的には16歳でも認められていた。例外規定の削除は婚姻年齢にも影響を与えるかもしれない。

### ③ 大統領制

大統領は国家元首であるが、同時に「最高公職者」という規定もあった(前案第80条)。後者は本来「国家元首」以前の段階で用いられた表現であるから、新憲法では削除された。大統領の年齢資格は上限が65歳(選出時の年齢)となっていたが、それが削除された(第81条)。これは政治的な意味はないかもしれないが、エリツィン大統領の年齢を考えると多少気になる修正である。エリツィン大統領は91年に選出された時59歳であり、任期の満了する96年に

は64歳になるはずであった。つまりもう一度立候補できたのである。大統領は2期務めることができるが、新憲法の制定によって任期の計算がどうなるのか、94年6月に大統領選挙を行う場合も含めて面倒な問題が残る。もし94年の選挙でエリツィン大統領が誕生し、それが新憲法下の1期目と考えれば、98年の選挙にもう一度立候補できる（65歳を超えているが）ことになる。

大統領の権限は強化された（第83条）。まず首相の任命権が国家院から大統領に移った（国家院の同意が必要だが）。政府の総辞職の決定も国家院から大統領に移った。次に大統領は、政府の会議を主宰する権利を与えられた。前案では、大統領は一見強大な権力を有するようでありながら、他方でその地位は「象徴」化する可能性があった。大統領は閣議を主宰する地位にはなく、三権の上に超然と立つ存在であったのである。しかし新憲法では、大統領は閣議を主宰しうることが明記されたのである。

#### ④ 議会制

連邦院の性格が変わった。その議員は選挙で選ばれるのではなく、以前の構想のように、連邦構成主体の代表・執行機関から1人ずつ代表が派遣されることになった（第95条）。国家院議員の数は400人から450人に増えた（同条）。前案の第97条には、「連邦院議員および国家院議員は、その発した意見、採決に際しての立場、および議員の地位に基づくその他の行為のために、その任期の満了後も含めて、法律的責任を追及されることはない」という条項があったが、削除された。国家院の首相任命権は、同意権に変わった（第103条）。

#### ⑤ 政府

首相の任命権が国家院から大統領に変わったことは既述のとおりである。ただ新憲法でも、首相の任命には国家院の同意が必要だから、実質的にはあまり変わらない。国家院が3度同意を拒否した場合、前案では、大統領は国家院を解散し、「首相代行」を任命できることになっていたが、新憲法では国家院を解散して「首相」を任命できることになった（第111条）。

前案では、大統領は国家院に対して政府の総辞職の問題を提起することができるだけであったが、新憲法では、大統領は自ら政府の総辞職を決定できる。国家院の同意は不要である。ここでも大統領の権限は強まった。新憲法では、首相も政府不信任問題を国家院に提起できることになった。この場合国家院が不信任を拒否したときは、大統領は7日以内にロシア連邦政府の総辞職の決定を行うか、または国家院の解散を決定して新選挙を指定することになる。(第117条)。

前案では、連邦構成主体の執行権力の長は、自動的にロシア連邦政府の構成員になることになっていた。旧ソ連邦時代もそうであったし、現在でも21の共和国の首相はロシア連邦政府のメンバーである。しかし連邦構成主体の首長ということになると89人も存在し、それを政府メンバーに加えることは人数的にも無理がある。そのため新憲法では削除された(第110条)。

#### ④ 裁判権

憲法裁判所の裁判官数が18人から19人に増えた。憲法裁判所の管轄について、規定の表現がかなり変わったが、実質的な面は憲法裁判所法の展開をみないと分らない。合憲性の審査の提訴権者が列挙されており、憲法裁判所が自らのイニシアティブで審査することはできないようである。ゾリキン長官時代の憲法裁判所は独自のイニシアティブで重要な役割を演じたが、それはしばしば大統領側にとって不利であった。また審査対象から、「社会団体の創設および活動の合憲性」が削除された。以前の共産党裁判は、エリツィン大統領の共産党禁止令の合憲性を問う裁判と、共産党の存在自体の合憲性を問う裁判が競合していたのであるが、後者の裁判はできないことになる。また市民の憲法上の権利および自由の侵害に関する事件については、当該市民だけでなく裁判所も憲法裁判所に審査請求できることになった。さらに憲法裁判所の憲法解釈権に関する条項も設けられた(第125条)。

檢察制度については、その権限に関する条項が削除され、それは法律に委ね

られることになった。前案でもすでに、かつての一般監督権は大幅に縮小していたが、さらに縮小して西欧型の検察機関に近づくことになるかもしれない。代って検察機関の集権性を強調する条項が置かれた（第129条）。

#### ⑦ 憲法改正

前案では憲法第1章（憲法体制の基礎）は通常の憲法改正の対象外とされ、事実上新憲法制定の手続によることになっていたが、それが、第2章（人権）および第9章（憲法改正）にも拡大された。新憲法の制定の場合は憲法集会が招集されることになるが、新憲法では、それとは別に人民投票によって制定することもできるように改められた（第135条）

#### ⑧ 移行措置について

憲法典第2部の移行措置にはいろいろ問題がある。93年12月12日の人民投票によって新憲法が採択された場合、現在の国家諸機関はどうなるのか。

まず現在のロシア連邦大統領は、その本来の任期が満了する（1996年6月）までその権限を行使することになっている。しかし他方で大統領令により94年6月に大統領選挙は予定されている。この矛盾の解消が必要であるし、また大統領歴の計算の問題もあることは既述のとおりである。

次に議会については、第1期の連邦院および第1期の国家院は、2年の任期で選出されることになっている。しかし憲法採択の人民投票と議会選挙は同時に行われており、この選挙が新憲法案のいう第1期の議会に相当するのか否かも問題になる。新憲法案の定める連邦院と93年12月12日の選挙で選ばれる連邦院は、議員の選出方法が違うのであるから、なおさら疑問がわく。第1期の国家院議員だけは政府の構成員であってもよいというのも問題である。93年10月1日の国家院議員選挙規程では大臣との兼職を禁止しているからである。これらの諸問題について法的な整合性を与えるための「移行措置」がさらに必要となろう。

## (2) ロシアの連邦問題

### A. 連邦問題の経過

ロシアの連邦問題について、ここで全面的に論じる余裕がない。新憲法をめぐる動向との関連で、問題点を概観するに止める。

91年3月31日のロシアの連邦条約の調印により、ロシアの連邦問題は一応決着したかにみえた。しかし現実の連邦関係に変化はなかったし、また不安定な政局と、新憲法の制定を睨んで、中央と地方の関係は流動的であり続けた。92年11月、第7回人民代議員大会を前にして、大統領は大会に対抗するために共和国首脳会議を招集した。以後地方勢力に依拠しつつ議会に対抗しようという大統領側の戦術が展開されることになる。しかし中央の政局に対する地方勢力の態度は日和見主義的であり、彼らは、中央の政争に便乗して地方の権限の拡大を図ろうとしていた。

93年5月26日共和国首脳会議が開かれたが、92年に調印された連邦条約が実施されていないという点に共和国の不満が集中した（イ93-5-27、ロシア通報93-5-27）。5月27日には、大統領に対して連邦条約を現実化するよう求めた最後通牒的な文書に16の共和国首脳が署名したと伝えられ、その文書が公表された（独立新聞93-5-27）が、実際には署名は拒否されていたことが後に判明するといった事件もあった（独立新聞93-5-29、ロシア新聞93-5-29）。

90年9月27日に主権宣言をしていたサハ（ヤクーチア）共和国は、その生産するダイヤモンドを武器としていた。地下資源の所有権は共和国に認められているが、しかし産出したダイヤモンドの80%はロシア政府に引き渡し、共和国で自由に処分するのは20%にすぎなかった（独立新聞93-9-14）。このような事情が地方の自立化傾向を促していた。

中央政府は、少数民族による共和国とロシア人中心の道・州を対抗させ、共和国の権限拡大要求に対しては州の警戒心を利用し、州の権限拡大要求に対し

では、それに対する優位を主張する共和国側の心理を利用した。

このような情勢の下で、州のなかには共和国への格上げを宣言する例がでてきた。93年5月14日、ボログダ州議会は、ボログダをロシア連邦を構成する国家・地域構成体と宣言し、ボログダ共和国の創設を承認するようロシア連邦に訴えた（ロシア通報93-9-8）。スベルドロフスク州では4月25日の人民投票に際して、州の共和国格上げの是非も質問事項に加えていたが、住民の多数はそれを支持していた。7月1日、スベルドロフスク州議会は共和国宣言を行った（イ93-7-3、イ93-7-9）。さらにそれは近隣の4つの州（クルガン、オレンブルク、ペルミ、チェラビンスク）を加えた拡大ウラル共和国構想へと発展している（ロシア通報93-9-16）。これらウラル地域はロシア全体の税収の18.3%を負担しながら、これら地域に支出されるのは12%にすぎないという不満がある（イ93-9-17）。沿海道でも共和国創設の方針が決定された（イ93-7-9）。後にケメロボ州知事トゥレーエフ（保守派で以前ロシアの大統領選にも立候補したことがある）は、シベリア共和国の創設を提唱している（イ93-9-28）。共和国の権限拡大要求と並んで、地方の「共和国化」（独立新聞93-7-6）のいう現象が進んだのである。

中央における議会と大統領の対立の構図は地方にも及んだ。当然ながら、地方の議会は中央の議会を、地方の執行権力は中央の大統領を支持する傾向があった（独立新聞93-3-10）。モルドビア共和国では憲法改正で大統領制が廃止されたが、すでに人民の選挙で選ばれている大統領をそれで失職させることができるのか否か問題があった（イ93-4-9）。チェラビンスク州では、エリツィン大統領の任命した行政長官と選挙で選ばれた行政長官が並立し、二重権力状態となった（イ93-6-18）。チェラビンスクには南ウラル共和国構想もある（イ93-8-3）。ペルミでは州議会と市議会が対立した（イ93-9-15）。ペンザ州では反エリツィン派の知事が選出され、旧行政長官が逮捕された（イ93-6-1）。

地方の支持をとりつけるために、その権限の拡大や利益の保護を認める法的措置もとられた。93年6月4日には、「ロシア連邦の国家建設に関する若干の緊急措置について」の大統領令が発せられ、連邦条約の実質化を図る措置をとるよう政府に命じた(ロシア通報93-6-8)。8月23日には、「ロシア連邦構成主体の執行権の長の社会的・法的保護のための追加措置について」の大統領令が発せられた(ロシア新聞93-8-31)。

93年7月12日に憲法協議会の憲法案が承認されたが、その制定方法をめぐっては手詰り状態が続いた。打開策として大統領側が行ったのは連邦評議会の招集という構想であった。ロシア連邦の構成主体(89)の代表で構成される連邦評議会の構想は、第9回人民代議員大会で、地方の代表が提起したものであった(イ93-4-13)。連邦評議会は将来の議会の上院(連邦院)に転換するものと予定されていたから、連邦評議会を使って半公式的に憲法を制定するという選択肢もありえた。

8月13日、ペトロザボーツクで共和国首脳会議が開催され、チェチェン共和国以外の共和国首脳が出席した。大統領は、諮問・協議機関として、各構成主体から2人の代表(立法・執行権力の代表)を派遣して構成される連邦評議会の設置を提案した(イ93-8-14)。共和国代表もこの構想を支持した(独立新聞93-8-14)。チェチェン共和国はすでに独立を宣言し、ロシアの動向を無視する態度をとっており、各種会議にも代表を派遣しないため、この時期以降は、構成主体の数は通常88と表記されている。連邦評議会を公式の機関とするためには、議会による立法措置が必要であったが、議会側はそれを無視した(ロシア通報93-8-31)。連邦評議会は現議会の競争相手となる存在であったから、それも当然であった(独立新聞93-8-27)。

大統領側は、連邦評議会結成協定と連邦評議会規程の草案を準備したが、議会側はそれに反対であった(ロシア新聞93-9-17)。9月18日、連邦構成主体の代表・執行機関の指導者の会議が開かれ、エリツィン大統領は連邦評議会の

創設の必要性を力説した（ロシア通報93-9-21）。後から思えば、これは9月21日のエリツィン・クーデターの予告でもあった。議会を廃止した後にそれを代行する機関として、連邦評議会が位置づけられていたのである。9月21日の大統領令では、先にみたように、連邦評議会が議会の1院として位置づけられていた。

しかし9月21日のエリツィン・クーデターに対する地方の反応には厳しいものがあり、特に地方議会は反エリツィンの立場を明確にした（独立新聞93-9-30）。9月26日にはエリツィン大統領の行動を批判し、ロシア連邦最高会議の立場を支持する地方議会のリストが発表されているが、それにはカレリア、モルドビア等9の共和国最高会議、サハ・ヤクーチアとトゥワの2つの共和国の最高会議幹部会・政府、マリー共和国最高会議幹部会、39の道・州議会、モスクワ市議会、サンクト・ペテルブルク市議会、14の道・州小議会その他が名を連らねている（プラウダ93-9-29）。

それでもロシアの連邦体制を維持するためには、エリツィン政権としても地方と妥協する必要があり、当初はその姿勢も示していた。しかし10月4日の騒乱を鎮圧した後、エリツィン政権は、その余勢をかって、地方の保守派勢力の一掃に乗り出した。10月2日の大統領は、10月9日に連邦評議会を開催するという処分を発していた（法令集93-40-3859）が、その後の武力衝突を経て、結局連邦評議会は開催されなかった（独立新聞93-10-7）。連邦評議会は、連邦構成主体の立法・執行機関の長（計2名）が自動的に議員になることになっていたが、それでは旧勢力が温存されるからである。結局10月11日の大統領令（後述）で、連邦院の議員も直接選挙で選ぶように方針が変わるのである。

9月27日には「ロシア連邦の段階的憲法改革期における執行権力機関の機能について」の大統領令が発せられたが、それによれば新連邦議会の発足まで道・州・自治州・自治区・連邦構成市の行政長官の選挙は行わず、その任命・解任は大統領が行うことになった（法令集93-40-3739）。10月7日には「道・

州・自治州・自治区および連邦構成市の行政長官の任命・解任手続について」の大統領令が発せられ、この人事は首相の提案に基づいて大統領が行うと定められた（法令集 93-41-3918）。

大統領は、ブリャンスク州、ノボシビルスク州、アムール州、ベルゴロド州などで行政長官あるいはその代行の新人事を行った（法令集 93-39-3668、同 93-41-3932～3933、同 93-42-4014）。10月11日には、大統領制を廃止して中央政府にも反抗的なモルドビア共和国に、大統領の代官を派遣する大統領令が発せられ、また大統領に従わなかったベルゴロド州の行政長官を解任して新長官を任命する大統領令が発せられた（ロシア新聞 93-10-13）。9月21日の大統領令を批判していた地方でも、10月3～4日の騒乱後は、エリツィン政権に恐れをなしたのか、中央政府を支持する傾向が現れ、地方議会の中には自主解散する動きもみられた（イ 93-10-9）。保守派の強かったトゥレ〜エフ議長を戴くケメロボ州議会も、事実上解散状態となった（イ 93-10-15）。他方でスベルドロフスク州のように、ウラル共和国創立宣言後憲法を制定して本格的に共和国の道を目指している州もある（イ 93-10-28）。

9月21日の大統領令では、地方議会はそのまま維持されることになっていた。しかし地方議会の多くはこの大統領令に異議を唱えたため、10月3～4日の銃撃戦を経た後、大統領側は地方議会の改革に乗り出した。10月7日にはモスクワ市議会や市内の区議会等を解散する大統領令が発せられた（法令集 93-41-3915）。これら議会が9月21日の大統領令の執行に反対し、10月3～4日の武装決起に加担したことを理由としている。

10月9日には、「ロシア連邦における代表権力機関および地方自治機関の改革について」の大統領令が発せられた。これは主権を有している連邦内の共和国は対象外となっており、道・州以下の地方の代表機関の改編を目指したものである。代表機関の改革のための国家委員会を組織し、10月15日までに改革案をまとめるよう指示したものである。地方のソビエト（地方議会）が自主解

散したり、あるいは機能麻痺に陥っている地方では、行政府がその機能を代行することになっている（ロシア新聞93-10-12）。

10月22日には、「段階的憲法改革期におけるロシア連邦の道・州・連邦構成市、自治州および自治区の国家権力機関の組織および活動の基本原則に関する規程」が大統領令によって承認された（ロシア新聞93-10-26）。それによれば代表機関の議員数は50人以下と少なく制限されており、また任期は2年と短い。

10月24日、「モスクワ市・モスクワ州の国家権力機関・地方自治機関の改革に関するモスクワ政府・モスクワ州人民代議員会議の措置の支援について」の大統領令が公布され、93年12月12日に、モスクワ市議会（ドゥーマ）とモスクワ州議会の選挙も合わせて実施されることになった。それによるとモスクワ市議会はわずか35人、州議会は50人で構成されることになる。これに付随して一連の規程が発表された。モスクワ市選挙規程、モスクワ州議会選挙規程、モスクワ州議会臨時規程、モスクワ州地方国家管理・地方自治臨時規程である（ロシア新聞93-10-27、同93-10-28）。

10月26日には、「ロシア連邦における地方自治改革について」の大統領令と、「段階的憲法改革期におけるロシア連邦の地方自治組織の基礎についての規程」が公布された。市と地区の従来の議会の活動は終了したとされ、その機能はそれぞれの地方行政府が行うことになった。地方自治の代表機関の選挙は93年12月から94年6月までに行うとされている。そして地方自治の仕組みについては、例えば人口5万人以上の市や町では、代表者集会と行政長官（州レベルの行政長官の任命）または選挙される地方自治長官を地方自治機関とする。農村の地区や村では地方自治長官（行政長官）が地方自治機関であり、代表者集会（議会に相当）は必ずしも置く必要はない。代表者集会は地方自治長官（行政長官）によって招集され、またその決定には地方自治長官の署名が必要である。地方議会の権限を狭める内容となっている（ロシア新聞93-10-29）。

10月29日には、「地方自治機関選挙臨時規程」が大統領令によって公布されている(ロシア新聞93-11-3)。

10月27日には、「道・州・連邦構成市・自治州および自治区代表国家権力機関選挙基本規程」が大統領令によって公布された(ロシア新聞93-10-30)。こうして、その「主権」の故に中央権力が直接命令することのできない共和国を除いて、他のすべての地方議会についても新選挙が行われることになったのである。

## B. 理論問題

ソ連邦が解体し、ロシア連邦もその後を追いかけているようにみえる。しかし両者の連邦問題はかなり異質である。ソ連邦の連邦問題は民族問題の性格が強かった。民族問題の噴出は、単にこれまで抑圧されてきた民族のエネルギーが一挙に吹き出したというにとどまらない。民族問題は新しく作られてもいるのである。西欧近代においても、市場経済の発展とともにネーションステートは形成されてきた。これは資本主義の要請する統一市場がさし当りはネーションという共同体で完結することによる。それは市場の統一性を保証すると同時に、市場のもつ普遍性に対する民族共同体の防衛線でもあった。市場の普遍性は民族的共同性をも解体して拡大する傾向があるが、それに対する民族の防衛本能がネーションを自立させたのである。旧社会主義諸国で民族運動が激発しているのは、単に隠蔽されてきた民族間矛盾の露呈であるにとどまらず、市場経済への移行政策に対する民族共同体の防衛策でもある。

旧ソ連邦の連邦問題は、経済的利益得失を度外視した非妥協的な民族運動でもあったから、合理的理性でそれを抑えることは困難であった。しかしロシアの連邦問題は民族問題であるよりは経済問題である。ロシア連邦の構成体には、民族自治体と地域自治体の二つがある。前者は、21の共和国(旧自治共和国16と、その後共和国に格上になった旧自治州5)、1つの自治州、10の自治

区からなる。しかし表(83頁)に見るように、これらの民族自治体の主体となるべき少数民族は必ずしも人口の多数を占めてはいないし、チェチェン共和国など一部の共和国を除き、民族独立の運動はそれほど激しくはない。地域自治体としての道・州なども、中央を牽制するために共和国格上げを宣言したりしているが、これは主として経済闘争である。

ある意味では、現在のロシアの中央と地方の争いは、旧社会主義の遺産をめぐる財産紛争である。以前経済学者シャターリンは、日本の大企業の名を上げて、これは日本国の管轄か、それともどこかの県の管轄かといった事例を上げていた。答はどちらでもない。企業は企業として独立であり、どこかの管轄に属しているわけではない。しかし現在なお国営企業が多数を占めロシアにおいては、企業はロシア連邦管轄であったり、州の管轄であったりする。両者の間で利権をめぐる争いが展開されているのである。土地や地下資源も基本的には国有である。サハ共和国のダイヤモンドが民間企業の所有物であるなら、連邦と共和国の間に対立は生じない。私有化が進めば、このような問題は解消するのである。この意味では、連邦問題は単なる連邦問題ではなく、社会主義をいかにして清算するかという体制転換の問題でもあるのである。

ロシアの連邦問題が経済問題であるということは、妥協の余地があり、解決可能であるということでもある。ロシア連邦の解体の危機が叫ばれるが、地方にそれだけの力があるわけでもない。旧ソ連の新連邦条約案とロシアの連邦条約案を比較してもそのことは分る。旧ソ連の場合、最終段階の連邦条約案では、ソ連はすでに国家連合に転換していた。国有財産の所有権は基本的には連邦ではなく共和国にあり、租税徴収権も共和国にあって連邦の財政は共和国からの拠出金で賄われることになっていた。法令の効力についても連邦と共和国は対等の地位にあった。さらに、1922年のソ連邦結成以来、共和国にはともかくも連邦脱退権が認められていた。

91年8月のクーデター失敗後のソ連邦の国家構造は、事実上国家連合に転

換しており、連邦国家機関は共和国国家機関の連合体のようになっていた。例えばソ連邦最高会議には独自の代議員はおらず、それは共和国の派遣する代議員で構成されていた。共和国はしばしば代議員を引き上げたため、最高会議の会議は成立しないことが多かった。共和国が租税を納付しないため、最後にはソ連邦の公務員の給与は支払不能になっていた。

他方でロシアの連邦条約の場合はそこまではっていない。憲法協議会の連邦条約案をみても、実際には運用次第ではあるが、ロシアの連邦体制は維持されており、国家連合にはなっていない。草案の条文から現在の中央・地方の力関係を直接に推測することはできないが、ともかく現在のロシアの地方勢力は、ロシア連邦を解体させるだけの力をもっていないようである。91年のクーデター騒ぎは、共和国の独立を一挙に加速したが、93年のエリツィン・クーデターは逆に地方を萎縮させ、ともかくも中央の権限を高める方向に作用している。

ロシアが地方の「侯国」に分裂する危険性がよく指摘される(ロシア新聞99-7-8)。実際ロシアは侯国の連合体のような面がある。旧ソ連は決して正常な中央集権国家ではなかった。むしろ常態としての封建的な分散国家を、共産党の力で一つにまとめていたのである。法律に媒介された法治国家としての中央集権国家ではなかった。共産党の権力が崩壊した今、ロシアが分散していく可能性はある。中央・地方の構成原理の問題としては、これは「二重の従属」原則の問題に関わっている。革命後のロシアでは「地方自治」の原則は否定され、それに代って登場したのが「二重の従属」原則であった。

「二重の従属」原則とは、地方の行政機関は、垂直的・水平的二重の従属原則に服することをいう。例えば市の内務部は州の内務部や連邦の内務省に垂直的に従属すると同時に、市の執行委員会や市議会(ソビエト)に水平的に従属する。レーニン時代に「二重の従属」原則をめぐる論争があったのは検察機関をめぐるものであった。レーニンは検察機関については中央集権体制を主張

し、水平的従属を排することを主張したのである。このように例外はあったが、ソビエトの行政機関は原則として二重の従属というシステムにおかれていた。これはある意味では極めて分権的な権力構造である。しかし社会主義の時代には共産党の力で、垂直的従属が一元的に支配していたのである。

しかし共産党政権が崩壊した今、地方を支配しているのは水平的従属だけである。これまでのロシアの行政機構においては、中央の政策を直接地方で実施するメカニズムは存在せず、地方の行政機関を垂直的従属原則で利用していた。しかし現在ではそれは通用しない。例えば租税の徴収についても、日本の税務署のように、中央の国税庁の出先機関として地方で直接租税を徴収する機関はロシアには存在しなかった。地方行政機関の財政部がその仕事を行ったのである。しかし市の財政部は市行政府や市議会に従属するのであって、中央の財政省には従属していない。そこで徴収した税金を中央に納入しないといった現象も発生するのである。92年の統計によれば、ヤクーチア、タタールスタン、チェチェノ・イングーシ、バシキリアの共和国は、ほとんど中央に税金を納めていない。他にも一部しか納付していない共和国がある（ロシア通報93-6-26）。

現在ロシアに必要なのは法に基づいた効率的な中央集権国家である。そのことを可能にするためには、中央直轄の行政機関も必要であるが、同時に二重の従属原則を廃止し、地方自治の原則を確立することが重要である。地方機関に中央の委任事務を実行させるメカニズムを確立するのである。しかし現在のロシアでは「地方自治」とは地方の市・地区レベル以下の単位に適用される概念であり、州レベル以上は連邦構成主体として地方自治の担い手ではないのである。エリツィン大統領は自らの代理（代官）を地方に派遣するという方法もとったが、これは伝統的な「監督」的方法であり、有効ではない。代官制度の存在自体、ロシアの権力機構の分散性の証明である。

憲法制定過程では、連邦構成単位の位置づけの問題が大きな争点となった。

憲法協議会の草案では、連邦構成単位は同権と規定されており（第5条）、民族を基盤とする共和国と地域を基盤とする道・州は平等である。しかし共和国は「主権」国家と規定されており、憲法や閣僚会議、市民権、国語を有し、外形上国家としての形態をとる。他方で道・州は国家ではない。このことが実質的にどのような意味をもつのかは明確ではない。共和国側は自己の優位を主張し、道・州側は平等を要求する。そして双方とも連邦に対しては権限の拡大を求めている。

旧ソ連邦の場合と異なり、ロシア連邦の構成主体は連邦からの脱退権を有していない。しかし共和国に主権を認めている以上、脱退を阻止することは困難になるかもしれない。主権の承認は将来に対して禍根を残すことになる。憲法の最終案では「主権」規定が削除された。10月政変後の有利な力関係を利用して、大統領側が巻き返したものであるが、これはロシア連邦にとって重要な成果である。

## ロシアの民族構成 (人口は1989年)

アガニョーク誌93年7号

共和国・自治州・自治区等	人口(万人)	ロシア人の比率(%)
バシキール共和国	394	38
ブリヤート	104	70
ダゲスタン	182	9
カバルジノ・バルカル	75	32
カルムイク	32	38
カレリア	79	73
コミ	125	58
マリ	75	47
モルドワ	96	60
北オセチア	63	29
タタール	364	42
トゥワ	31	30
ウドムルト	161	56
チュチェノ・イングーシ	127	23
チュワシ	134	26
ヤクート	109	50
アディゲイ	42	67
アルタイ	19	63
カラチャエボ・チェルケス	41	41
ハカス	57	80
ユダヤ自治州	21	80
アギン・ブリヤート自治区	8	40
コミ・ベルミヤク	16	36
コリヤーク	4	64
ネネツ	5	65
タイムイル	6	67
ウスチ・オルダ・ブリヤート	14	56
ハンティ・マンシー	128	66
チュクチ	16	63
エベンキ	2	68
ヤマロ・ネネツ	49	59
アルタイ道	282	86
クラスノダール	505	85
クラスノヤルスク	361	86
沿海道	226	87
スタブローポリ	283	77
ハバロフスク	181	86
モスクワ市	888	90
サンクト・ペテルブルク市	498	89
ロシアの州平均		85

#### (4) エリツィン・クーデター

##### A. 嵐の前の静寂

大統領主導の新憲法制定運動に対して、議会側はむしろ、現行憲法を前提としたうえで、その部分修正によってさらに大統領の権限を縮小することを狙っていた。6月24日、最高会議の立法委員会は廃止され、「憲法的立法委員会」（憲法レベルの法令の立法を準備する）と、「司法改革・通常立法委員会」に分割された。立法委員会のミチュコフ委員長は中間派で、保守派寄りの姿勢が鮮明になったハズブラトフ議長とは対立が生じていた（イ93-6-26）。委員会の改組はこのミチュコフ委員長を失脚させると同時に、憲法的立法委員会によって憲法の部分改正を推進することにあつた。後者の委員長には保守派の「ロシア統一」ブロックのリーダーのイサコフ氏が就任した（ロシア通報93-7-9）。

8月に入ってイサコフ氏が提案した憲法改正案によれば、大統領は副首相の任命に際しても最高会議の同意が必要で、また議会は政府の個々の構成員を不信任することができた。大統領は執行権力の長ではなく、政府は議会に従属した。大統領は保安評議会の議長ではなく、条約の調印もせず、これらの機能は首相が果すことになる。イサコフ氏は、これが憲法危機を解決する最も穏当な方法であると述べている（独立新聞93-8-11、ロシア新聞93-8-13）。イサコフ委員会は、閣僚会議法についても同様の改正案を提案し、さらに大統領の法律署名権も制限し、大統領が署名しない場合は議会の議長が代って署名できるよう改正することを提案した（独立新聞93-8-12、93-8-13）。

議会と執行府の間の緊張は、別の側面でも激化していた。第7回大会（92年12）の憲法改正で、政府は議会に報告義務を負うことになった。93年7月、最高会議は93年前半の経済危機脱出政策の実情について報告するよう政府に求めた。しかし政府は、東京で行われる7カ国首脳会議の準備や最終局面を迎えた憲法協議会での審議のため、経済報告は無理であるとし、議会への報告は

7月29日以降になると回答した。ハズブラートフ議長は、これはシャフライ副首相による議会に対する挑発的行動であるとして同副議長の解任を求める決議案を提出したが、議会はそれを否決した（イ93-7-9、独立新聞93-7-9、ロシア新聞93-7-13）。

また同じ第7回大会の憲法改正で、最高会議は大統領令の効力の停止権（憲法裁判所に訴え、その結論ができるまで）を与えていた。最高会議は、93年7月20日、この権限を行使して、93年5月の民営化に関する大統領令の効力を停止した（イ9-37-27）。予算問題も緊迫していた。赤字予算を組んだ議会の予算案に大統領が署名を拒否したときは（大統領は拒否権を有するが、再度単純多数決で採択されたときは署名しなければならない）、それを根拠に大統領の解任を図るという目論見もあった（独立新聞93-8-25）。

議会側（イサコフ委員会）は、「新憲法採択手続法」の制定作業も進めた。それによると憲法制定会議の招集案は否認され、大会が人民投票で新憲法を制定すべきだとされていた。例えば人民投票の場合は、有権者（投票者でなく）の過半数の賛成と連邦構成主体の3分の2の賛成という高いハードルを越えることが必要であった（独立新聞93-7-17、ロシア新聞93-8-27）。ハズブラートフ議長は、議会案、大統領案、共産主義者案の三つを人民投票にかけるという構想もしばしば語っていた。しかしこれは、3つの案を投票にかけることによって、過半数の獲得を困難にし、憲法制定を流産させる陰謀だと批判されていた（独立新聞93-6-2、ロシア通報93-6-30）。

7月12日に憲法協議会の憲法案が完成して以来政局は夏休みに入り、一時的な落ち着きを見せた。大統領側も手詰りで、次の一手が打てないでいた。憲法協議会は失敗だったと評価し、大統領の強権発動を求める声も聞かれた（イ93-8-7、キワ論文）。91年8月のクーデター事件後に、議会を解散しておくべきであったという主張も聞かれた（イ93-8-10、コノネンコ論文）。しかし当時はロシア議会がクーデターに対する抵抗の拠点になり、それを失敗に終らせた

のであったから、あの時点で議会を解散することは不可能であつたらう。

他方で、憲法の制定については、憲法協議会案と議会側の公式案を折衷した統一案を作成する試みも続けられた。議会側憲法委員会の責任書記ルミャンツェフも統一案の作成を呼びかけていた(独立新聞93-8-18)。エリツィン大統領の処分により、議会側の憲法委員会にも、大統領に協力的なリャーポフを長とする作業部会が設けられた。同委員会は10月5日までに統一案を作成し、その後憲法委員会(議会側)と憲法協議会(大統領側)の合同会議を開催することが予定されていた(独立新聞93-9-15、同93-9-16)。

このように両者の協力が進む一方で、嵐を予感させるような兆候も現れた。9月1日、大統領は汚職の疑いが指摘されていた大統領側の第一副首相シュメイコと反大統領側の副大統領ルツコイを喧嘩両成敗のようなかたちで、一時的にその職務の執行から排除するという措置をとった(法令集93-36-3400)。副大統領の職務を一時停止させる法的根拠は疑わしいが、大統領法第8条に依るものとされている。それに依れば大統領は一般に公務員を排除する権限が与えられているが、その公務員に副大統領が含まれているとは思えない。これもシャフライ副首相の入れ知恵のようである。もともと副大統領は大統領の委任を受けて個々の職務を行うのであるが、この時点ではすでに副大統領には何も委任されていなかったから、彼には担当すべき職務がなかったのである。その後シュメイコ第一副首相は検察庁により嫌疑が晴れたとされ、職務に復帰した。

9月18日には副大統領の権限に関するやや奇妙な大統領令が発せられた。副大統領は大統領の委任に基づきその個々の権限を行使するのであるが、この委任は大統領令または大統領処分のかたちで行われること、また大統領不在の場合の大統領の職務の代行の決定も、大統領令によって行われることがそこで確認されている(法令集93-38-3518)。何かを予感させるような決定であった。同日着任後約半年しか経たない中間派的なロポフ第一副首相が解任され、ガイダル氏が第一副首相として政府に復帰した(法令集93-39-3636)。大臣の提案

権は首相にあるから、かたちのうえではチェルノムイルジン首相が提案したことになっている。

## B. 93年9月21日の政変

93年8月、エリツィン大統領は、9月に入ったなら断固とした措置をとると言明していたが、従来の言動からして、必ずしもそれが具体的な意味をもっていているとは思えなかった。しかし、1993年9月21日、エリツィン大統領は「ロシア連邦における段階的憲法改革について」の大統領令を発し、議会の活動を中止させるとともに、新議会が選出されるまでの過渡期の大統領特別統治体制を敷いた。3月20日に一旦発動しかけながら止めた非常措置をついに採用したのである。この大統領令のなかで、非常措置をとる理由としては次のようなことが列記されている。人民代議員が新憲法の採択をさぼっていること、憲法体制の基礎（人民権力、権力分割、連邦制）が侵害されていること、ロシア連邦は新しい国家であからソ連邦時代に選出された議会に代る新選挙が必要であることなどである。また現行憲法は新しい憲法の採択手続を定めていないから、大統領主導で行うという趣旨のことも書かれている。

この大統領令の基本的な内容は次のとおりである（ロシア新聞93-9-23）。

① 大会・最高会議の立法・処分・統制機能の実現を中止させる。新議会の活動開始までは大統領令と政府決定が指導する。この大統領令に矛盾しない限り既存の憲法・法令は有効である。

② 憲法委員会と憲法協議会は、憲法委員会の作業グループの勧告に従い、12月12日までに憲法の統一合意案を提出せよ。

③ 憲法および連邦集会〔議会〕の選挙法の採択と選挙の実施まで、93年7月12日の憲法協議会が承認した憲法案に基づいて準備された「移行期における連邦権力機関について」の規程を実施する。連邦評議会には連邦集会の院の機能が与えられ、移行期規程の定める権限を有する。その権限の行使は、国家

院の選挙の実施後始まる。

④ 人民代議員と憲法協議会によって作成された「国家院議員選挙規程」を導入する。連邦集会は大統領選挙の問題を審理する。

⑤ 国家院の選挙を12月11 - 12日に実施する。

⑥ 国家院選挙のための選挙委員会を組織する。

⑦ その選挙費用は連邦予算から支出する。

⑧ 連邦構成主体の代表権力機関の権限は維持される。

⑨ 人民代議員大会の会議は招集されない。人民代議員の権限は終了した。議会職員は新議会が開催されるまで休職とする。

⑩ 憲法裁判所には新連邦集会の活動開始まで会議を招集しないよう提案する。

さらに⑪閣僚会議の任務、⑫中央銀行の任務、⑬検事総長の任務、⑭内務省の任務、⑮外務省の任務が定められている。

この大統領令によって議会は廃止され、一時的に大統領令によってすべてが規律されることになった。93年12月に新議会が選出されるまでは大統領特別統治体制が敷かれることになる。この大統領令は、もちろん憲法違反であるが、一応憲法の人民権力の規定(第1条、第2条)や4月25日の人民投票の結果に依拠したかたちをとっている。憲法危機のなかで主権者である人民こそが最終的な決定を行うべきであり、4月25日に表明されたその意思に従うべきだということである。以前から噂されていたペルー型クーデターがついに実行に移されたのである。

同じ9月21日、大統領令によって「移行期における連邦権力機関に関する規程」が採択されたが、連邦集会(議会)と政府の二章からなる簡単なもので、新議会成立から新憲法採択までの短期間の権力構造を規定したものである。また同日、国家院議員選挙規程も発表されたが、国家院議員400人のうち、270人は小選挙区で選出され、130人は全国区で比例代表制により選出されること

になっていた。任期は4年であった(イ93-9-24)。その後10月1日の大統領令は、上記の二つの規程に修正を施した。国家院の定員は450人に増員され、その半分は小選挙区制で、残る半分は比例代表制で選出されることになった。選挙の日取は93年12月12日であった(ロシア新聞93-10-8)。9月24日には中央選挙委員会の組織化に関する大統領令が発令された(ロシア通報93-9-28)。

9月22日、大統領代行を名乗っていたルツコイ副大統領の命令を違法とする大統領令が発せられた(法令集93-39-3599)。中央銀行総裁としてゲラシェンコ氏が、検事総長としてスチュパンコフ氏が改めて大統領によって任命された(法令集93-39-3645、3646)。いずれも大統領派とはいえない人物であり、後者はその後解任される。

9月23日には「ロシア連邦大統領の任期切れ前選挙について」の大統領令が発せられ、94年6月12日に大統領選挙を行うことを決定した。大統領選挙法は、新しく選出される連邦集会(議会)が94年2月1日までに制定する計画であった(法令集93-39-3601)。

同じ23日には「1990年～1995年任期のロシア連邦人民代議員の社会保障について」の大統領令も発せられている。現在の人民代議員は90年に選出され、本来の任期は95年までであった。したがってそれまでの期間は給与、住宅、医療援助、不可侵特権等々の特典を保障される。また最高会議の常勤議員は再就職(旧職への復帰等)の世話も受けることができる(ロシア通報93-9-28)。議会を放棄して再就職を望む議員も相次いだ(ロシア通報93-9-28)。最高会議の常勤職にいた384人のうち、10月3日までに85人が政府機関等に再就職した(ロシア通報93-10-14)。最高会議副議長だったリャーボフは12月12日の選挙のための選挙委員会委員長に就任した(ロシア通報93-9-30)。ステパーシン最高会議防衛・保安委員長は保安省第一次官へ、最高会議のポチノック予算委員長は財政省次官へ、最高会議立法委員長を務めたミチュコーフ

は大統領府副立法提案委員長に転身した(ロシア通報93-9-28)。

この立法提案委員会は、議会が存在しないという状況下で、旧人民代議員に活動の場を提供しつつ、その経験を活かそうという趣旨である(法令集93-40-3737)。この立法提案委員会の規程は10月22日に制定された(ロシア新聞93-10-26)が、それをみると国家法制局の機能と重なっているようである。ロシアにしばしばみられるパラレリズムの一例である。

9月25日には、9月21日の大統領令に違反した者の責任について定めた大統領令が発せられた。また解散を命じられた後に議会側が行った刑法改正は無効であり、それを適用することを禁止した大統領令も公布された(ロシア通報93-9-29)。

以上のようなエリツィン・クーデターに対して議会側も直ちに反応した。9月21日最高会議幹部会は「ベ・エヌ・エリツィン・ロシア連邦大統領の権限の即時の終了について」の決定を採択した。92年の第7回大会の憲法改正で、大統領が議会を解散したり活動停止にしたときは直ちに大統領の権限は終了することになっていた(第121条の6)が、幹部会はこの規定に依拠して、大統領が先の大統領令に署名した瞬間にその権限は終了したとみなし、憲法第121条の11により、副大統領のルツコイが大統領代行であることを確認したのである。またこの「国家クーデター」を議題とする臨時人民代議員大会を9月22日に招集することを決定した(ロシア新聞93-9-23)。

憲法裁判所の反応も早く、9月21日には先の大統領令と同日の大統領の市民宛アピールを審理の対象とし、同日、「1993年9月21日のロシア連邦における段階的憲法改革についての大統領令および1993年9月21日のロシア市民への訴えに関連したベ・エヌ・エリツィン・ロシア連邦大統領の行動および決定のロシア憲法への適合性について」のロシア連邦憲法裁判所の結論を発した。大統領の決定と行為は、権力分立、代表制度等の憲法の一般規定や、大統領による議会の解散・活動停止を禁じた第121条の5の11号、第121条の6、大

統領令の憲法・法律への従属性の規定（第121条の8）などに違反していた。憲法裁判所はそのように結論し、このことはエリツィン大統領を職務から解任する根拠になると断じた（ロシア新聞93-9-28）。この結論とは別に、憲法裁判所のゾリキン長官は声明を発し、憲法危機を脱するための解決策として議会と大統領の同日選挙等を提案している。

ところで、先にみたように最高会議幹部会はすでに大統領は失権したという立場をとったわけであるが、憲法裁判所は人民代議員大会による解任という方法をとるべきだと解した。議会側もそれに従い、大会の場で解任しようとしたが、大会は代議員の結果が思うように進まず成立に至らなかったから、結局大統領を解任できなかった。しかしこの点については、大統領は自動的に失権したとみなす方が憲法の解釈論としては正しいであろう。もともと憲法に規定されていた大統領の解任手続とは別の手続を7回大会は定めたのであり、大統領は議会の強制解散によって即時に大統領の職務を終わったと解すべきである。ただそれを確認する手続等を憲法が定めていないため面倒なことになったのである。現実には幹部会による確認とルツコイ代行自身による職務代行宣言という形式がとられたが、そのような方法も容認できると思われる。いずれにしろ憲法ではなく実力が問題を解決したから、憲法解釈論の虚しさを改めて思い知らせたわけである。

9月22日、最高会議は改めて大統領の職務終了を確認する決定、ルツコイ氏が大統領代行になったことを確認する決定、大統領の行為を「国家クーデター」と断じ、憲法裁判所に訴えることを決めた決定、および人民や軍隊へのアピールを採択している。ルツコイ大統領代行も、グラチョフ国防相を解任してアチャロフ氏を任命し、ゴルシコ保安相を解任してバランニコフ氏を任命し、イェーリン内相を解任してドゥナーエフ氏を任命する大統領代行命令を発し、それぞれ最高会議が同意を与えている。さらに最高会議は、中央銀行に最高会議の決定に従うよう指示した決定を採択し、ルツコイ副大統領は、エリツィン大統領

の命令を無効と宣言し、関係機関に一連の指示を与えた命令と、アピールを発している（ロシア新聞93-9-23）。

さらに最高会議は、バブーリン議員の提案によって刑法を改正し、「憲法体制の暴力的変更に向けられた行為」を10年～15年の懲役または死刑に処すとする追加を行おうとした。エリツィン大統領の行為はこれに該当するというのである。またイサコフ議員の提案により「反憲法的国家クーデターの克服のための緊急措置について」の決定案を審議した。それは国家クーデターの準備を促進した市民に刑事罰を科すという内容のものであった（イ93-9-23）。しかしいずれにしろ議会には120人しか集まっておらず、すでに定足数に達していなかった。

93年9月27日のモスクワ市内での調査によれば、この政変でだれに共鳴するかという問いに対して、エリツィン—55%、最高会議・ハズブラートフ・ルツコイ—8%である。選挙については、大統領と議会の同時選挙支持が30%、議会を先になが38%、大統領を先になが11%である。一般にソビエト（議会）について、維持すべきが22%、廃止すべきが58%であった（論拠と事実93-39）。

#### (5) 93年10月革命

93年9月21日の大統領令による事実上のクーデターに対して、議会側は議会の建物に立て籠った。大統領側がそれを包囲するかたちでしばらくの間膠着状態が続いたが、10月3日、ついに流血の騒乱が起った。議会側を支持する民衆が議会になだれ込み、議会側指導部の指示で隣接するモスクワ市庁舎ビルを占拠し、さらにオスタンキノ・テレビ局を襲撃したのである。エリツィン大統領は10月3日モスクワ市に非常事態を宣言し、議会の制圧にのりだし、同日中に制圧に成功した。同日ロシア政府も、連邦構成主体の国家権力機関の指導部と連名で声明を発し、大統領の支持を訴えた（ロシア新聞93-10-6）。

非常事態令は、まず非常事態の宣言が必要となった事情を述べ、10月10日までの1週間、モスクワ市に非常事態体制を導入することを宣言した。そして政府や関係省庁にしかるべき行動をとるよう命じている（ロシア通報93-10-5）。その後10月9日の大統領令で、非常事態体制は10月18日まで延期され（ロシア通報10-10-12）、その日で終了した。10月3日には、同時にルツコイ副大統領を解任する大統領令も公布された（ロシア通報93-10-5）。大統領特別統治体制下であるから、大統領にはできないことは何もないであろうが、本来副大統領を解任する権限はない。それならそれで超憲法的に行えばいいのであって、わざわざ憲法の条項に無理に依拠しているのは欺瞞的である。せいぜい4月25日に表明された人民の意思とか、大統領法第8条の公務員の排除権（それも本来無理であるが）に依拠しうるだけである。

次いで10月4日には、「モスクワにおける非常事態体制の保証のための緊急措置について」の大統領令が公布された。それは、国防、保安、内務の3大臣は統合作戦本部を設置して、秩序回復のための措置をとること、モスクワ市議会、市内の区議会の活動を一時停止すること、司法省は大衆騒乱その他の違法行為に参加した社会団体の活動を停止し、所定の手続でその団体の解散の問題を決定すること、中央銀行は活動停止団体の銀行預金を凍結すること、出版・情報省は非常事態法第23条の措置（出版・マスメディアの自由の規制、検閲制導入、出版物の押収等）をとること、その他関係機関に必要な措置をとることを命じている（独立新聞93-10-5）。これらの措置は、いずれも非常事態法に依拠したものである。翌10月5日、非常事態令の実施を保証するための追加措置についての新たな大統領令が発せられ、外出禁止時間の設定、モスクワへの流入の制限、移動の自由の制限、検問、集会等の制限等の措置をとった（ロシア新聞93-10-6）。

大統領令と軍モスクワ管区クリコフ司令官の命令を受けて、10月4日、司法相は一連の団体の活動停止処分をとった。独立新聞紙はそのリストを掲げて

いる(独立新聞93-10-7、イ93-10-7)が、その内容は次のとおりである。

国家復興党(数十人、エリツィン解任運動、ブリドニエストル独立運動等、救国戦線加入)、ロシア全人民同盟(約1千人、バプーリン代表、救国戦線からは脱退、愛国センター創設)、ロシア党(数十人、ミロセルドフ代表、反共・反キリスト教・反シオニスト団体)、ロシア民族会議(数百人、ステルリゴフ代表、右派連合組織)、ロシア民族統一(数百人、パーミャッチ系が創設、反ユダヤ主義)、救国戦線(コンスタンチノフ議長、大衆組織にはなっておらず、数十人の政治家のグループだが、政府反対派の急先鋒だった)、民族愛国戦線パーミャッチ(4月25日の人民投票に際してエリツィン支持を呼びかけ、10月3日の事件の際はハズブラトフ、ルツコイを共産主義者・ナチスと激しく批判)。以上は右翼的団体である。

左翼的団体としては、勤労ロシア(アンピーロフ代表、モスクワに3千人以内、ロシア共産主義労働者党が創設)、勤労首都(勤労ロシアの支部、10月3日に軍と衝突)、全連邦ポリシェビキ共産党(1千人以下、ニーナ・アンドレーエフ書記長)、ロシア連邦共産党(50万人、ジュガノフ中央執行委員会幹部会議長、議会内会派「ロシア共産主義者」、旧共産党を継承)、ロシア共産主義労働者党(約6万人、アンピーロフ書記)、ロシア共産主義青年同盟(数百人)、勤労者統一戦線(数十人)がリストアップされている。

軍人の組織として、将校同盟(予備役将校の団体、チュレホフ代表)、軍人・軍勤務員・その家族の社会的・法的擁護同盟「楯」(もともと民主派の軍人組織であったが、同名の二つの組織に分裂した)の二つが上がっている。

同時に発禁措置がとられた出版物は次のとおりである。共産党に近い「ブラウダ」紙と「ソビエツカヤ・ロシア」紙、週刊誌「グラスノスチ」、ロシア共産主義労働者党の機関紙「モルニャ」、救国戦線に近い「ジューニ」紙、「わがロシア」紙、「クラスナヤ・プレスニャ」紙、ロシア・キリスト教民主運動の「プチ」紙、ロシア独立労組と工業家・企業家同盟の機関紙「ラボーチャ

ヤ・トリブーナ」紙、反ユダヤ主義の「ルースカヤ・ガジュータ」紙、「プリスト・トシナ」紙、「ロシアの日曜日」紙。

10月5日、大統領は今回の事件について市民へのアピールを発した。そのなかで大統領は、騒乱を起したグループを共産主義者＝ファシストと呼び、彼らが「血の共産主義＝ファシスト独裁の樹立」を企んだと最大級の悪罵を浴びせている。同日大統領は、「軍事国家クーデターの試みの結果の除去措置について」の大統領令も発し、復旧措置を命じた（ロシア新聞93-10-7）。

同日大統領はスチェンバンコフ検事総長を解任し、カザニク氏を新検事総長に任命した（法令集93-41-3934、3935）。同氏は第一回のソ連邦人民代議員大会で、エリツィン氏に最高会議議員の地位を譲ったことのある人物である（拙稿「ソビエト議会のドラマ的展開」、『神戸法学年報』第5号、37～38頁）。5人の検事総長代理も任命された（法令集93-42-4016、4022～4045）。10月20日には「ロシア連邦の段階的憲法改革期における検察庁の活動について」の大統領令が公布された（ロシア新聞93-10-20）。また空席となっていた出版・情報相に第一副首相のシュメイコ氏を当てた（法令集93-41-3936）。大統領に反抗したアムール州とノボシビルスク州の行政長官を職務から排除し、それぞれ代行を任命した（ロシア新聞93-10-7、イ93-10-7）。

非常事態令の下で、検閲も行われた。10月5日と6日の独立新聞紙には数箇所空白の部分が残ったが、それは検閲で削除された部分である。しかし検閲に対する批判の声は強く、2日間だけで廃止された（ロシア通報93-10-7）。停刊を命じられていた出版物も、人事移動等を行った後順次再刊が認められ、活動停止の政治グループも徐々に活動の再開を認められていった。

先にみたように、9月23日の大統領令により、旧人民代議員はその本来の任期中の社会的保障を約束されていたのであるが、10月5日、大統領は新たな大統領令を発し、新たな条件を付けた。社会的保護を受けることができるのは、10月3日までにその受領に同意し、10月3日までに議会への参加を止め、

10月3～4日の騒乱に参加しなかった者だけである。この3つの条件を合わせて満たしていなければならない。すでに扶助料の支給を受けている者でこの条件に違反した者は、全額返還を命じられる(ロシア新聞93-10-7)。

10月7日の「ロシア連邦憲法裁判所について」の大統領令は、憲法裁判所を厳しく批判したものであった。それは「1993年に憲法裁判所は、2度〔3月20と9月21日の大統領の行動を憲法違反と認定〕にわたって、自らの性急な行動および決定によって国を内戦の淵に追いやった」とし、しかもこの内戦が現実のものとなったときしかるべき手を打たなかったと批判している。「政治闘争の道具になった」とも批判している。大統領令は、新憲法の制定まで憲法裁判所の活動は不可能であるとし、その会議を招集しないよう命じた(法令集93-41-3921)。その大統領令に先立って、憲法裁判所長官ゾリキンが長官を辞任していた(裁判官としては残る)。憲法裁判所内部からもその政治的行動に対する批判の声があった(独立新聞93-10-7)。

同じ10月7日、政変で混乱した法体系を整序するため、「ロシア連邦の段階的憲法改革期における法的規制について」の大統領令が公布された(法令集93-41-3919)。これは既成の法令の効力を再確認すると同時に、新議会が活動を始めるまでは議会の権限に属していた諸問題の法的規制は大統領が行うとしている。大統領令が最高の立法形式となるのである。大統領に法案を提案することができるのは閣僚会議や大統領付属の立法提案委員会等に限定されているが、実際には大統領の側近がいろいろその影響力を行使しようと大統領に働きかけることも多いようである。

10月8日には、大統領令によって連邦集会(議会)の事務機構が定められた(ロシア新聞93-10-8)。10月9日、モスクワ市における非常事態令を10月18日まで延長する大統領令が発せられた(ロシア新聞93-10-12)。10月18日で非常事態は解除され、それ以上延長されることはなかった。

10月11日には、「ロシア連邦の連邦集会連邦院の選挙について」の大統領

令が公布され、「1993年ロシア連邦の連邦集会連邦院議員選挙規程」が発表された。国家院と並んで連邦集会（議会）を構成する連邦院（連邦評議会）は、9月21日の大統領令では、各連邦構成主体の立法機関と執行機関の長が自動的に議員となるはずであった。しかしその後地方議会が大統領の措置に批判的な態度をとったこともあって、こちらも普通選挙で議員を選出することになったのである。選挙日程は国家院と同じく12月12日である（ロシア新聞93-10-19）。以上の改定に伴って9月21日の過渡期連邦権力機関規程も修正された。

さらに10月15日、エリツィン大統領は「ロシア連邦憲法草案の全人民投票の実施について」の大統領令を発し、「1993年12月12日ロシア連邦憲法草案全人民投票規程」が公表された。懸案の新憲法の制定は、ついに人民投票の方法で制定されることになったのである。ちなみにここでの全人民投票は、やはりголосованиеであってレフェンダムという言葉は用いられていない。人民投票にかけられるのは「大統領の提案する」憲法案であり、対案を出すわけにはいかない。人民投票は有権者の過半数の参加で成立し、投票者の過半数の賛成があれば憲法は採択される。人民投票による憲法制定の場合は、有権者の過半数説や、連邦構成主体の3分の2以上の賛成説等も主張されていたから、それに比べると緩やかな基準となり、憲法の制定は容易になった（ロシア新聞93-10-19）。なお10月11日には、憲法協議会に社会局（サブチャック氏が長を務める）が設置され、世論を憲法案に反映させる努力をすることになった（法令集93-42-4000）。

人民投票に付される憲法の最終案は11月10日に公表された。懸案の新憲法はついに制定の運びとなった。ちなみに10月2日の都市住民のアンケート調査によれば、93年中に憲法を制定すべきだとするもの43%、反対27%であった（ロシア通報93-10-23）。

10月3～4日の政変劇に対する世論の反応はどうか。10月4日にモスクワ市内での電話によるアンケート調査では、大統領と政府を支持する者71%、

最高会議やハズブラートフ氏、ルツコイ氏を支持する者4%である(論拠と事実93-40)。10月9～10日にモスクワ市で行われたある調査では、この事件で流血の責任を負うべきはだれかという問いに対して、最高会議39.0%、どちらかと言えば最高会議14.5%、大統領2.5%、どちらかと言えば大統領1.0%、双方24.5%、回答困難18.5%であった(論拠と事実93-41)。事件直後、改革派政治勢力は大統領の行動を支持したが、ルツコイ氏の自由ロシア人民党や、中間派のロシア民主党、工業家・企業家同盟、社会民主党、さらにはパーミャチのような団体も大統領を支持した(独立新聞93-10-5)。勝ち馬に乗ったということもあるが、先に武力を使った議会側に非難の矛先が向けられている感じである。

#### おわりに

93年9月21日のエリツィン大統領による事実上のクーデターと、10月3～4日の武装抗争の帰結としての大統領による権力集中は、現在のロシアの改革史の上でどのような意味をもっているのだろうか。

この政変に改革の行き詰りや逆流をみる見解もあるが、筆者は改革の前進と考えている。議会は、古い社会主義の遺産を物質的な根拠として改革に抵抗していた。「共産主義が死に場所を求めている」(伊東孝行之、「エコノミスト」93-10-26)という評価に筆者も賛成である。あれだけの権勢を誇った共産主義はそう簡単には歴史の舞台から退場してはくれない。

ロシアの議会は、「ソビエト」機構の遺産であり、また実際今日まで「ソビエト」の語を維持してきた。最高会議の原語は「最高ソビエト」であるし、地方議会も「ソビエト」の語をそのまま使用してきた。そのため最近のロシアの文献は、「大統領エリツィンはソビエト権力の歴史に終止符を打った」(イ93-10-28)とか、「ボリス・エリツィンはもう一度ソビエト権力の終焉を宣言した」(独立新聞93-10-26)と評価している。「今日のソビエトは旧ソ連邦共産

党の事実上の継承者である」とし、今回の政変を「ソビエト権力からの解放」と説く者もいる。「1917年10月から1993年10月へ」の長いソビエト権力の歴史にやっと終止符が打たれたのである（トルード93-10-12）。ペレストロイカの過程でソビエトは議会型の機関に変質しつつあり、91年のソ連邦の崩壊、社会主義の放棄とともに、ソビエト体制もすでに崩壊していたから、このような評価は正確とは言えない。しかし根拠はある。

他方で、大統領による議会の解散を独裁権力の確立として危ぶむ声もある。革命前のニコライ2世による国会の解散や、1918年のポリシェビキによる憲法制定会議の解散と対比してその危険性を指摘する声もある（独立新聞93-9-24）。しかしエリツィン大統領は独裁者にはなりえない。彼の個人的資質としては暴君的な体質があるように感じられる。しかし彼を支えているいわゆる民主勢力は、現在のロシアにおいてはともかくも自由と民主主義の価値を理解し、西欧諸国との協調の重要性を認識している部分である。さらに重要なのは、大統領が市場経済への移行政策をともかくも推進していることである。市場経済と独裁政治は基本的に相容れない。つまり市場経済の推進者が独裁者になることはありえないのである。

大統領が強権を発動することはありうる。しかし、旧体制を打破するために、また半封建的・分権的な地方の壁を破って政策を実現するために、それはむしろ必要なことである。とは言っても、今回の政変が、エリツィン大統領自身にとっても汚点を残したことは事実である。革命は既存の法体系を乗り越えて進むとはいえ、法治国家について多少とも学んだロシアにおいては、これはエリツィンをマイナス評価する根拠になる。そのようなマイナスを敢えて侵してもなお国民の実質的な支持が得られるならば、その行為は正当化される。きたるべき選挙が公平に行われるべきであるし、そこで人民の選択が行われる。その判断を待つしかない（93年11月10日）。

**資料 1993年ロシア連邦憲法**

以下は93年11月10日に公表されたロシア連邦憲法の最終草案である。同年12月12日の人民投票で正式に憲法として採択された。[ ]内の註記は、93年7月12日に発表された憲法協議会の憲法案〔旧案〕との相違点を示すものである。

なお旧案では条文中の項の番号を示す数字はなかった。

**ロシア連邦憲法(1993年)**

われわれ〔われわれの語—追加〕ロシア連邦の多民族からなる人民は、  
この大地に共通の運命で結ばれ、

人の権利および自由〔権利と自由の語順入れ替え〕〔、尊厳なる生活—削除〕  
ならびに市民的平和および協調を確認し、

歴史的に形成されてきた國家的統一を維持し、

諸人民の平等権および自決の一般的に承認された諸原則に依拠し、

祖国への愛および敬意〔敬意—追加〕と、善および正義に対する〔輝かしい—  
削除〕信念をわれわれに〔旧案—それに〕伝えた祖先の記憶を呼び戻し、  
〔このパラグラフは旧案では第2パラグラフであった〕

ロシアの主権国家体制を復興し、その民主的基礎の不動性を確認し〔旧案—  
基礎を揺るぎないものとし〕、ロシアの発展と繁栄を保証するよう努め、

現在および未来の世代を前にして自らの祖国に対する責任を負い、

自らが世界共同体の一部であることを自覚し、

ここにロシア連邦憲法を採択する。

## 第 1 編

## 第 1 章 憲法体制の基礎

## 第 1 条 (基本規定)

① ロシア連邦—ロシアは、[主権を有し—削除]、民主主義に立脚し、連邦体制をとる法治国家であり、共和制統治形態をとる。

② 「ロシア連邦」と「ロシア」の名称は同義である。

## 第 2 条 (最高の価値)

人、その権利および自由は、[ロシア連邦における—削除] 最高の価値である。人および市民の [奪うことのできない—削除] 権利および自由の承認、遵守および擁護は、国家の義務である。

## 第 3 条 (人民主権)

① ロシア連邦における主権の担い手であり、権力の唯一の源泉であるのは、その多民族からなる人民である。

② [ロシア連邦の—削除] 人民は、直接に、また国家権力機関および地方自治機関をとおしてその権力を行使する。

③ 人民の権力の最高の直接的表現 [旧案—直接的権力の最高表現] は、人民投票および自由な選挙である。

④ いかなる者もロシア連邦における権力を横奪することはできない。権力の奪取または権力の権限の横奪は連邦の法律によって追及される [旧案—国家権力の横奪は特に重大な犯罪である]。

## 第 4 条 (国家主権)

① [全一的で不可分の国家としての—削除] ロシア連邦の主権は、その全領土に及ぶ。

② ロシア連邦憲法および連邦の法律は、ロシア連邦の全領土で最高性を有する [旧案—ロシア連邦は、内政・外交政策を策定・実施し、その全領土で最高性を有する憲法および連邦の法律を採択する]。

③ ロシア連邦は自ら領土の全一性および不可侵性を保証する〔旧案—ロシア連邦の領土上で、国家権力の統一性が保証される〕。

#### 第5条 〔連邦制度〕

① 〔連邦国家としての一削除〕ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体としての共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区によって構成される。

② 共和国（国家）は自らの憲法および立法を有する。道、州、連邦構成市、自治州および自治区は、自らの憲章および立法を有する。〔旧案—共和国は主権国家であり、ロシア連邦の構成単位である。共和国によるその主権的諸権利の行使は、ロシア連邦憲法と矛盾してはならない。道、州、連邦構成市、自治州および自治区は、国家的・地域的構成体であり、ロシア連邦の構成単位である。連邦権力機関との関係において、ロシア連邦の構成主体は相互に同権である。〕

③ ロシア連邦の連邦体制は、その国家的全一性、国家権力システムの統一性、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の管轄対象および権限の区分、ならびにロシア連邦の諸人民の同権および自決に基礎をおく。〔旧案—ロシア連邦の国家体制は、その統一性、権力の非集権性、ならびにロシア連邦を構成する諸人民の同権および自決を保証する。〕

④ 連邦国家権力機関との関係において、ロシア連邦のすべての構成主体は相互に同権である〔旧案2項の最後の文を少し表現を変えて4項として独立させた〕。

#### 第6条 〔市民権〕

① ロシア連邦の市民権は、連邦の法律に従って取得され、終了する。ロシア連邦市民権は単一であり、その取得の事由に関わりなく平等である〔旧案では1つの文だったが2つに分割、旧3項を1項へ〕。

② ロシア連邦の各市民は、その領土上で、ロシア連邦憲法の定めるすべて

の権利および自由を享受し、平等の義務を負う〔旧1項〕。

③ ロシア連邦市民は、自らの市民権、または市民権を変更する権利を奪われることはない〔旧4項〕。

〔旧2項削除—ロシア連邦の構成単位である共和国は自らの市民権を定めることができる。共和国の全市民はロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民はその居住している共和国の市民のすべての権利を享受する。〕

### 第7条 〔社会国家〕

① ロシア連邦は社会国家であり、その政策は、しかるべき生活および人間の自由な発展を保証する条件の創造に向けられる〔旧案—個人の精神的および物質的要求を満たし、人および社会の福祉を保障することに向けられる〕。

② ロシア連邦においては、人々の労働および健康が保護され、〔最低生活費が定められ—削除〕最低労働報酬保証〔保証—追加〕額が定められ、家族・母性・父性、児童、障害者および高齢者への国家〔国家—追加〕援助が保障され、社会的な職務〔ボランティア活動〕のシステムが発展し、国家の年金、扶助料およびその他の社会的保護の保障が定められる。

### 第8条 〔自由経済〕

① ロシア連邦においては、経済的空間の統一性、商品、サービスおよび財政資金の自由な流通、競争の支援〔旧案—擁護〕、ならびに〔法律で禁止されていない—削除〕経済活動の自由が保障される。

② ロシア連邦においては、私的、国家的、自治体的およびその他の形態の所有が認められ、等しく保護される。

### 第9条 〔土地〕

① ロシア連邦における土地およびその他の天然資源は、その地域に居住する人民の生活および活動の基礎として利用され、保護される。

② 土地およびその他の天然資源は、私的、国家的、自治体的およびその他の形態の〔その他の形態の—追加〕所有のもとにおかれる。

## 第10条 [権力分立]

ロシア連邦における国家権力は、立法、執行および裁判権力の分割に基づく。立法、執行および裁判権力の諸機関は、自主的である [旧案第11条2項より移動]。

## 第11条 [権力諸機関]

① ロシア連邦大統領、連邦集会 (連邦院および国家院)、ロシア連邦政府およびロシア連邦裁判所は、ロシア連邦の国家権力を行使する。

② ロシア連邦の構成主体の組織する国家権力諸機関は、[ロシア連邦憲法に従い一削除]、ロシア連邦の構成主体の国家権力を行使する。

③ ロシア連邦の国家権力諸機関とロシア連邦の構成主体の国家権力諸機関の間の管轄対象および権限の区分は、この憲法ならびに管轄対象および権限の区分に関する連邦条約およびその他の条約によってなされる [旧案第10条の一部を多少修正して移動]。

## 第12条 [地方自治]

ロシア連邦においては地方自治が認められ保証される。地方自治は自らの権限の範囲内で自主的である。地方自治機関は国家権力機関のシステムには入らない。

## 第13条 [複数主義、平等、反憲法的団体の規制]

① ロシア連邦においては、イデオロギー的多様性が認められる。

② いかなるイデオロギーも固定イデオロギーとしてはならず、また強制してはならない。

③ ロシア連邦においては、政治的多様性および複数政党制が認められる [旧案の1項後半を分割して3項へ]。

④ 社会団体は法律の下で平等である [旧3項]。

⑤ その目的および行動が憲法体制の基礎の暴力的変更、ロシア連邦の全一性の侵害、国家の安全の破壊、[ロシア連邦憲法および連邦の法律の定めてい

ない権力構造の創設—削除)、武装部隊の創設、または、[社会的・民族的・人種的もしくは宗教的帰属を指標とした排除もしくはあらゆる形態の差別の宣伝を含め—削除)、社会的・人種的・民族のおよび宗教的反目の扇動に向けられている社会団体の創設および活動は禁止される [旧案—許されない]。

#### 第14条 [宗教と国家の分離]

① ロシア連邦は世俗国家である。いかなる宗教も国教として定めることはできず、また強制してはならない。

② 宗教団体は国家から分離され、法律の前で平等である。

#### 第15条 [法体系]

① ロシア連邦憲法は最高の法的効力を有し、直接に作用し、ロシア連邦の全領土で適用される。ロシア連邦において採択される法律およびその他の法令はロシア連邦憲法と矛盾してはならない。

② 国家権力諸機関、地方自治諸機関、公務員、市民およびその団体はロシア連邦憲法および法律を遵守する義務を負う。

③ 法律は公式に公表されなければならない。公表されない法律は適用されない。人および市民の権利、自由および義務に関わるあらゆる規範的法令は、それを周知させるために公式に公表されていない限り適用することはできない。

④ 国際法の一般的に認められた諸原則および諸規範ならびにロシア連邦の締結した国際条約は、ロシア連邦の法システムの構成部分となる。ロシア連邦の締結した国際条約が法律の規定とは異なる規則を定めている場合は、国際条約の規則の方が適用される。

#### 第16条 [憲法第1章の意義]

① 憲法の本章の諸規定はロシア連邦の憲法体制の [揺ぎなき—削除] 基礎をなし、この憲法の定める手続による以外には変更することはできない。

② この憲法の他のいかなる諸規定も [旧案—憲法のその他の諸規定は]、ロシア連邦の憲法体制の基礎と矛盾してはならない。

## 第2章 人および市民の権利および自由

### 第17条 〔一般規定〕

① ロシア連邦においては、国際法の一般的に承認された諸原則および諸規範、ならびにこの憲法〔この憲法—追加〕に従い、人および市民の権利および自由が認められ、保障される。

② 人の基本的権利および自由は譲り渡すことができず、出生とともに各人に帰属する。

③ 人および市民の権利および自由の実現は、他の人の権利および自由を侵害してはならない。

### 第18条 〔直接の効力〕

人および市民〔市民—追加〕の権利および自由は直接に効力を有する。それらは法律の意味、内容および適用を確定し、立法および執行権ならびに地方自治の活動を定め〔旧案—立法および執行権ならびに地方自治を拘束し〕、司法によって保障される。

### 第19条 〔平等〕

① 万人は法律および裁判所の下で平等である。

② 国家は、性、人種、民族、言語、出生、財産上および職務上の地位、居住地、宗教に対する態度、信念、社会団体への帰属、またその他の事情に関わりなく、人および市民の権利および自由を平等に保障する。〔旧案では、国家によって保障されるという受身表現〕。社会的、人種的、民族的、言語的または宗教的帰属に基づく市民の権利の制限は、いかなる形態であれ禁止される〔第2の文は追加〕。

③ 男女は平等の権利および自由ならびにその実現のための平等の可能性を有する。

### 第20条 〔生命権〕

① 各人は生命権を有する。

② 死刑は、それが廃止されるまで、陪審員の参加する裁判所で事件の審理を受ける権利を被告人に与えたうえで、生命に対する特に重大な犯罪に対する例外的な刑罰手段として、連邦の法律によって定めることができる。[旧案では、陪審員の参加する裁判所の判決によってのみ科すことができる、という表現があった。]

#### 第21条 〔個人の尊厳等〕

① 個人の尊厳は国家によって〔国家によって一追加〕保護される。いかなることもそれを軽視する根拠とはなりえない。

② 何人も拷問、暴力、またはその他の残酷なもしくは人間的な尊厳を傷つけるような扱いまたは刑罰を受けることがあってはならない。何人も、自発的同意なしに、医療的、科学的またはその他の実験を受けることがあってはならない。

#### 第22条 〔人身の不可侵〕

① 各人は自由および人身の不可侵の権利を有する。

② 勾留および拘禁は、裁判所の決定によってのみ許される。裁判所の決定以前に、48時間を超えて拘束することはできない。

#### 第23条 〔通信の秘密等〕

① 各人は、私生活の不可侵、個人的および家族的な秘密、ならびに自らの名誉および名声の擁護の権利を有する。

② 各人は、文通、電話による通話、郵便、電信およびその他の通信の秘密の権利を有する。この権利の制限は、裁判所の決定に基づいてのみ許される。

#### 第24条 〔プライバシーの権利等〕 [旧45条]

① 人の私生活に関する情報の収集、保存、利用および流布は、その者の同意なしには許されない。

② 国家権力〔権力一追加〕機関および地方自治機関ならびにその公務員は、

法律で別段の定めがない限り、各人に、その権利および自由に直接関わる記録および資料を閲覧する可能性を保証しなければならない。

#### 第25条 〔住居の不可侵〕

住居は不可侵である。何人も、連邦の法律で定められた場合、または裁判所の決定に基づく場合を除いて、そこに居住する者の意思に反して住居に侵入する権利を有しない。

#### 第26条 〔民族的帰属の決定権〕〔旧24条〕

① 各人は、自らの民族的帰属を〔自由に一削除〕定め、申告する権利を有する。何人も自らの民族的帰属の決定および申告を強制されてはならない。

② 各人は、母語の利用、ならびに交際、養育、教育および創造のための言語の自由な選択の権利を有する。

#### 第27条 〔移転の自由〕〔旧26条〕

① ロシア連邦の領土上に合法的に存在している各人は、自由に移転し、所在地および居住地を自由に選択する権利を有する〔移転と選択の語は、名詞から動詞に変わった〕。

② 各人は、自由にロシア連邦の領域外に出ることができる。ロシア連邦市民は、妨げられることなくロシア連邦に戻る権利を有する。

#### 第28条 〔信教の自由〕〔旧27条〕

個人的にまたは他人と共同で任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰せず、宗教的およびその他の信念を自由に選択し、保持し、流布し、それ〔旧案—自らの信念〕に従って行動する権利を含め、各人に、良心の自由および信教の自由〔の権利—削除〕が保障される。

#### 第29条 〔言論の自由等〕〔旧28条〕

① 各人に思想および言論の自由が保障される。〔旧案—各人は、思想および言論の自由、ならびに自らの意見および信念を妨げられることなく表現する権利を有する。〕

② 社会的、人種的、民族的または宗教的憎悪および敵対を刺激する宣伝または扇動は許されない。社会的、人種的、民族的、宗教的または言語的優越性の宣伝は禁止される。[2項—追加]

③ 何人も、自らの意見および信念を表明するよう、またはそれらを放棄するよう強制されることはない。[旧2項]

④ 各人は、任意の合法的方法で、情報を自由に探索、入手、伝達、生産および流布する権利を有する [旧案—情報を探索、入手、伝達、生産および流布する自由の権利]。国家機密である情報の [網羅的—削除] リストは、連邦の法律によって定められる。[旧3項]

⑤ マスメディアの自由は保障される。検閲は禁止される。[旧4項]

#### 第30条 [結社の自由] [旧29条]

① 各人は、自らの利益を擁護するための労働組合の創設の権利を含め、結社 [ассоциация から объединение へ] の権利を有する。社会団体の活動の自由は保障される。

② 何人も、何らかの団体への加入またはそこへの出席を強制されることはない。[③ 結社の自由の権利の利用の制限は、憲法体制の基礎の擁護のために、またはその他法律で定められた目的のために、ロシア連邦憲法に基づいて、または連邦の法律もしくは裁判所の決定に基づいて定めることができる。—削除]

#### 第31条 [集会の権利] [旧30条]

ロシア連邦の市民は、武器を持たずに平和的に集合し、集会、会合、示威運動、行進およびピケティングを行う権利を有する。

#### 第32条 [国政参加権] [旧31条]

① ロシア連邦市民は、国家の事務の管理に、直接に、または自らの代表をとおして参加する権利を有する。

② ロシア連邦市民は、国家権力機関および地方自治機関の選挙権および被

選挙権、ならびに人民投票への参加権を有する。〔旧 32 条 1 項—ロシア連邦市民は、法律に従い、国家権力機関および地方自治機関の選挙権および被選挙権を有する。一を修正〕

③ 裁判所によって行為無能力と認定された市民、および裁判所の判決に基づいて自由剥奪地で服役している市民は、選挙権および被選挙権を有しない。〔旧 32 条 3 項より移動〕

④ ロシア連邦市民は、国家の職務への平等な接近可能性〔公務員の採用等〕を有する。〔旧 2 項〕

⑤ ロシア連邦市民は裁判機能に参加する権利を有する。〔5 項追加〕

〔旧 32 条 2 項—18 歳に達したロシア連邦市民は選挙に参加することができる。一削除〕

### 第 33 条 (国家機関等への訴え)〔追加〕

ロシア連邦市民は、国家機関および地方自治機関に直接訴え、また個人的および集団的訴えを送付する権利を有する。

### 第 34 条 (経済活動の自由)〔旧 33 条〕

① 各人は、自らの能力および財産を、企業活動およびその他の法律で禁止されていない経済活動のために自由に利用する権利を有する。〔旧案—各人に・・・権利が帰属する〕

② 独占および不公正競争に向けられる経済活動は許されない。〔国家はいかなる者にも、任意の経済活動に従事するための特別のまたは優先的な権利を与える権限を有しない。一削除〕

### 第 35 条 (私的所有権)〔旧 34 条〕

① 私的所有権は法律によって保護される。〔旧案—私的所有権は人の自然権である〕

② 各人は、単独で、または他人と共同で、財産を所有し、それを占有、利用および処分する権利を有する。

③ 何人も、[連邦の法律に基づく場合および一削除] 裁判所の決定に基づく場合を除いて、自らの財産を奪われることはない。国家的必要のための財産の強制収用は、事前の等価補償という条件の下でのみ行うことができる [国家的必要以下一追加]。

④ 相続権は保障される。[旧3項から独立]

### 第36条 (土地所有権) [旧35条]

① 市民およびその団体は、[法律に従って取得した一削除] 土地を私的に所有する権利を有する。

② 土地およびその他の天然資源の占有、利用および処分は、それが周囲の環境に損害を与えず、他人の [旧案—当該地域に居住する人の] 権利および合法的利益 [権利および合法的の語—追加] を侵害しない限り、その所有者によって自由に実現される。

③ 土地の利用の条件および手続は、連邦の法律に基づいて定められる [旧案—法律によって定められる]。

### 第37条 (労働の自由等) [旧36条]

① 労働は自由である。各人は自らの労働能力を自由に処分し、活動および職業の種類を自由に選択する権利を有する。

② 強制労働は禁止される。

③ 各人は安全および衛生の要求に応える条件下で労働する権利、いかなる差別もなく、連邦の [連邦の一追加] 法律で定められた最低労働報酬額以上の報酬を受け取る権利、ならびに失業から保護される権利を有する。

④ ストライキ権を含め、連邦の法律で定められた解決方法を利用して [連邦の法律以下一追加] 個人的および集団的労働争議を行う権利が認められる。

⑤ 各人は休息権を有する。労働契約に基づいて働く者は、連邦の [連邦の一追加] 法律で定められた労働継続時間の制限、休日および祝日、ならびに年次有給休暇が保障される。

**第38条**〔家族の保護等〕〔旧37条〕

① 母性、児童および家族〔旧案—家族、母性および児童〕は国家の保護の下に置かれる。

② 児童およびその養育についての配慮は、両親の平等の権利であり、義務である。〔児童の養育についての労働は、社会保障を受ける根拠となる。一削除〕〔旧1項から独立〕

③ 18歳に達した〔旧案—成人した〕労働能力のある子は、労働無能力の親について配慮しなければならない。

**第39条**〔社会保障の権利〕〔旧38条〕

① 各人は、老齢、病気、障害、〔労働能力喪失—削除〕および扶養者喪失の場合に、子の養育のために、および法律の定めるその他の場合に〔子の養育以下—追加〕〔国家の負担で—削除〕社会保障が保証される。

② 年金および社会扶助料の制度が法律によって定められる。〔旧案—年金、社会扶助料および社会的援助は、法律で定められた最低生活基準以上の生活水準を保障しなければならない—旧3項〕

③ 自発的な社会保険、社会保障の追加的諸形態の創設および慈善事業が奨励される〔旧2項〕

**第40条**〔住宅権〕〔旧39条〕

① 各人は住宅権を有する。何人も恣意的に住居を奪われることはない。

② 国家機関および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅権実現のための条件を創造する。

③ 貧民および住宅に困窮している法律の定めるその他の市民には、無料で、または入居料を支払って、国家、自治体またはその他の住宅資産から、法律の定める基準に従って、住宅が提供される。

**第41条**〔健康権〕〔旧40条〕

① 各人は、健康保護および医療援助の権利〔旧案—医療援助を含め、健康

保護の権利] を有する。国家および自治体の保健施設における医療援助は、それぞれ予算、保険料またはその他の収入による資金の負担において、無料で市民に提供される。

② ロシア連邦においては、住民の健康の保護および強化の連邦プログラムのための予算措置が講じられる。国家、自治体および私的な保健システムの発展措置がとられ、人の [旧案—各人の] 健康の強化、体育およびスポーツの発展、ならびにエコロジー上および衛生上・伝染病予防上の安全を促進する活動が奨励される。

③ 人々の生命および健康に脅威を与える事実および状況を隠匿した公務員は、連邦の法律に従って自らの [自らの—追加] 責任を問われる。

#### 第42条 [環境権] [旧41条]

各人は、良好な環境の権利、その状況についての信頼しうる情報を得る権利 [その状況以下—追加] およびエコロジー上の法違反によってその健康または財産が被った損害の補償を受ける権利を有する。

#### 第43条 [教育権] [旧42条]

① 各人は教育権を有する。

② 国家および自治体の教育の施設および企業において、無料でだれでも入学できる学齢前の教育、基礎的な [旧案—中等] 普通教育および中等職業教育が保証される。

③ 各人は、国家または自治体の教育の施設および企業において、競争試験をとおして、高等教育を無料で受ける権利を有する。

④ 基礎的な普通教育は義務である。両親またはそれに代わる者は、児童が基礎的な普通教育を受けられるよう保証するものとする。

⑤ ロシア連邦は、連邦国家教育基準を定め、教育および自主学習のさまざまな形態を支援する。

#### 第44条 [創造の自由等] [旧43条]

① 各人に、文学、芸術、科学、技術およびその他の形態の創作の自由、ならびにそれらの教育の自由が保障される。知的所有権は法律によって保護される。[表現が少し変化]

② 各人は文化的生活への参加権、文化施設の利用権および文化財へ接する権利を有する。

③ 各人は、歴史のおよび文化的遺産の保存に配慮し、歴史上および文化上の記念物を大切にしなければならない。

#### 第45条 (権利の保護) [旧44条]

① ロシア連邦において、人および市民の権利および自由の国家による保護が保証される。

② 各人は、法律で禁止されていないあらゆる手段によって、自らの権利および自由を擁護する権利を有する。

#### 第46条 (裁判を受ける権利)

① 各人には、その権利および自由の裁判による保護が保証される。

② 国家権力〔権力一追加〕機関、地方自治機関、社会団体および公務員の決定および行為は、裁判所に訴えることができる。

③ 各人は、既存のすべての国内の法的保護手段を尽くした後に、ロシア連邦の締結した国際条約に従い、人の権利および自由の保護のための国際機関に訴える権利を有する。

#### 第47条 (陪審制等)

① 何人も、法律によってそれを〔旧案—当該事件を〕管轄とする裁判所および裁判官において事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

② 犯罪実行の疑いで訴追されている者は、連邦の法律が定めている場合は、陪審員の参加する裁判所で審理を受ける権利を有する。

#### 第48条 (弁護人依頼権)

① 各人には、水準の高い法律的援助を受ける権利が保証される。法律の定

める場合法律〔旧案—この〕援助は無料で提供される。

② 犯罪実行の嫌疑で逮捕、勾留または訴追されている者はすべて、それぞれ逮捕、勾留または訴追の提起の時から弁護士（弁護人）の援助を受ける権利を有する。

#### 第49条 〔無罪推定原則〕

① 犯罪実行の嫌疑で訴追されている者はすべて、その有責性が連邦の法律の定める手続で立証され、〔権限ある独立かつ公正な—削除〕裁判所の判決によって確定され、それが発効するまでは、無罪とみなされる。

② 被訴人は、自らの無責性を立証する義務を負わない〔旧1項から独立〕。

③ 人の有責性に拭い去ることのできない疑いが残る場合でも、それは被訴人に有利なように解釈される。

#### 第50条 〔一事不再理等〕

① 何人も、同一の犯罪〔旧案—法違反〕について繰り返して有罪宣告を受けることはない〔旧案—責任を追及されることはない〕。

② 裁判権の行使に際して、連邦の法律に違反する方法で得られた証拠の利用〔の利用—追加〕は許されない。

③ 犯罪のために有罪判決を受けた者はすべて、連邦の法律の定める手続で上級裁判所に判決の再審を求め、また特赦もしくは減刑を求める権利を有する。

#### 第51条 〔証言の免除〕

① 何人も、自分自身、その配偶者および連邦の法律が定める範囲の近親者について不利な証言をする義務を負わない。

② 連邦の法律によって、証言提供の義務を免除されるその他の場合を定めることができる。

#### 第52条 〔被害者の権利〕

犯罪および権力濫用のために被害を受けた者の権利は、法律によって保護される。国家は、被害者が〔旧案—彼が〕裁判所に訴え、被った損害の補償が受

けられるよう保証する。

#### 第53条 (国家賠償)

各人は、国家権力〔権力一追加〕機関またはその公務員の違法な行為(または不作為)〔または一追加〕によって被った損害について国家の補償を受ける権利を有する。

#### 第54条 (刑事法不遡及原則)

① 人の責任を定め、またはそれを加重する法律は遡及効をもたない。

② 何人も、その実行の時に法違反と認められていなかった行為について責任を問われることはない。法違反の実行の後にその責任が除去され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。〔1項、2項に分割〕

#### 第55条 (権利の制限等)

① ロシア連邦憲法に基本的な権利および自由を列挙することは、その他の一般に認められた人および市民〔市民一追加〕の権利および自由を否定し、または縮小するものと解釈してはならない。

② ロシア連邦においては、人および市民の権利および自由を破棄し、または縮小する法律を発してはならない。

③ 人および市民の権利および自由は、憲法体制の基礎、他人の道徳観念、健康、権利および合法的利益の擁護、ならびに国の防衛および国家の安全の保障のためにそれが必要とされる限度においてのみ、連邦の法律によって制限することができる。

#### 第56条 (非常事態)

① 非常事態の条件の下では、市民の安全の保障および憲法体制の擁護のために、連邦の憲法的法律に従い、その効力の範囲と期間を明示したうえで、権利および自由の個々の制限を定めることができる。

② ロシア連邦の全領土における、またはその個々の地域における非常事態体制は、連邦の憲法的法律の定める事由が存在する場合、その定める手続に従っ

て導入することができる。

③ ロシア連邦憲法第20条、第21条、第23条（1項）、第24条、第28条、第34条（1項）、第40条（1項）、第46条及至第54条の定める権利および自由は制限することはできない。[条文のズレ等で表記は変わっているが、実質的には変化なし]

#### 第57条 【納税の義務】

各人は、合法的に定められた租税および公課を支払う義務を負う。新しい租税を定め [旧案一導入し]、または納税者の負担を強化する法律は遡及効をもたない。

#### 第58条 【自然保護義務】

各人は、自然および環境を保持し、自然の富を大切に扱う義務を負う。

#### 第59条 【防衛義務】

① 祖国の防衛は、ロシア連邦市民の責務であり義務である。

② ロシア連邦 [ロシア連邦一追加] 市民は、連邦の法律に従い兵役に就く。

③ ロシア連邦 [ロシア連邦一追加] 市民は、その信念および信教が兵役の負担と矛盾する場合、また連邦の法律の定めるその他の場合に、それを市民的職務で代替するよう求める権利を有する [表現が少し変化]。

#### 第60条 【成人年齢】

ロシア連邦市民は、18歳になったとき [成人と認められ一削除]、自らの権利および義務をその完全な範囲において自主的に実現することができる。[法律はその例外を定めることができる。一削除]

#### 第61条 【国外追放の禁止等】

① ロシア連邦市民は、ロシアの領域外に追放され、または他国に送還されることはない。

② ロシア連邦は、その領域外に存在する自らの市民に、保護および庇護を保証する。

**第62条** 〔二重国籍等〕

① ロシア連邦市民は、連邦の法律またはロシア連邦の締結した国際条約に従い、外国市民権（二重市民権）を有することができる。

② ロシア連邦市民が外国の市民権を有していることは、連邦の法律またはロシア連邦の締結した国際条約に別段の定めがない限り、その権利および自由を縮小するものではなく、またロシア市民権から生じる義務を免除するものでもない。

③ 外国市民および無国籍者は、ロシア連邦において、連邦の法律または〔相互性の原則に基づいて一削除〕ロシア連邦の締結した国際条約によって定められた場合を除いて、ロシア連邦市民と等しく〔旧案—その市民の〕権利を享受し、義務を負う。〔3項は旧63条〕

**第63条** 〔亡命権〕〔旧64条〕

① ロシア連邦は、一般に認められた国際法規範に従い、外国市民および無国籍者に政治的避難所を提供する。

② ロシア連邦においては、政治的信念のために、またロシア連邦においては犯罪とは認められない行為（または不作為）〔括弧内—追加〕のために追及されている者を他国に送還することは許されない。犯罪の実行のために〔実行—追加〕訴追されている者の送還、また他国で刑に服すための受刑者の引渡は、連邦の法律またはロシア連邦の締結した国際条約に基づいて実施される。

**第64条** 〔憲法における本章の位置〕〔追加〕

本章の諸規定はロシア連邦における個人の法的地位の基礎をなしており、本憲法の定める手続による以外に変更することはできない。

**第3章 連邦体制****第65条** 〔連邦の構成単位〕

① ロシア連邦を構成するのは、次の連邦構成主体である。

アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、アルタイ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリャーチア共和国、[ダゲスタン・ソビエト社会主義共和国—削除]—ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルジノ・バルカル共和国、カルムイキヤ共和国—ハルムク・タンクチ、カラチャエボ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドビア共和国 [旧案—モルドワ・ソビエト社会主義共和国]、サハ共和国（ヤクーチア）、北オセチア共和国 [旧案—北オセチア・ソビエト社会主義共和国]、タタールスタン共和国（タタールスタン）、トゥワ共和国、ウドゥムルト共和国、ハカシヤ共和国、チェチェン共和国、チュワシ共和国—チャワシ共和国

アルタイ道、クラスノダール道、クラスノヤルスク道、沿海道、スタブローポリ道、ハバロフスク道

アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリャンスク州、ウラジーミル州、ボルゴグラード州、ボログダ州、ボロネジ州、イワノボ州、イルクーツク州、カリーニングラード州、カルーガ州、カムチャッカ州、ケメロボ州、キーロフ州、コストローマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リベツク州、マガダン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジェゴロド州、ノブゴロド州、ノボシビルスク州、オムスク州、オレンブレク州、オリョール州、ベンザ州、ペルミ州、プスコフ州、ロストフ州、リャザン州、サマラ州、サラトフ州、サハリン州、スベルドロフスク州、スモレンスク州、タムボフ州、トゥベリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、ウリヤノフスク州、チェラビンスク州、チタ州、ヤロスラブリ州

モスクワ、サンクト・ペテルブルク—連邦構成市 [旧案—連邦構成市としてのモスクワ、連邦構成市としてのサンクト・ペテルブルク]

ユダヤ自治州

アギン・ブリャート自治区、コミ・ペルミヤック自治区、コリャーク自治区、ネネツ自治区、タイムィル（ドルガノ・ネネツ）自治区、ウスチ・オルダ・ブ

リャート自治区、ハントウイ・マンシー自治区、チュクチ自治区、エベンキ自治区、ヤマロ・ネネツ自治区

② 新しい連邦構成主体のロシア連邦への受け入れおよび形成は、連邦の憲法的法律の定める手続に従って行われる。[2項は旧66条5項を修正] [旧2項—共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区の名称の変更は、連邦構成主体によって自主的になされる。—削除]

#### 第66条 [連邦構成主体の地位]

① 共和国の地位は、ロシア連邦憲法および共和国の憲法によって定められる。

② 道、州、連邦構成市、自治州および自治区の地位は、ロシア連邦憲法ならびに道、州、連邦構成市、自治州および自治区の、それぞれのロシア連邦の構成主体の立法(代表)機関によって採択される憲章[(基礎となる法律)—削除]によって定められる。

[ロシア連邦憲法、ならびにロシア連邦の構成主体のそれぞれの憲法および憲章に従い、管轄対象および権限の区分に関する条約によって、ロシア連邦の個々の構成主体に特別の地位を与えることができる。この場合、ロシア連邦の憲法体制の基礎および他の構成主体の権利を侵害してはならない。—旧3項削除]

③ 自治州および自治区の立法および執行機関の提案に基づき、自治州および自治区に関する連邦の法律を採択することができる。[旧4項]

④ 道または州の構成部分である自治区の諸関係は、連邦の法律、および自治区の国家権力機関と対応する道または州の国家権力の間の条約によって規制することができる。[4項は追加]

⑤ ロシア連邦の構成主体の地位は、連邦の憲法的法律に従い、ロシア連邦とロシア連邦構成主体の相互の合意によって変更することができる。[旧案—ロシア連邦の構成主体の法的地位は、その同意なしに変更することはできない。]

## 第67条〔領土〕

① ロシア連邦の領土は、その構成主体の〔旧案—共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区の〕領土、ならびにロシア連邦の内海、領海および領空をその内に含む。

② ロシア連邦は主権的諸権利を有し、連邦の法律および国際法規範によって定められた手続に従い、ロシア連邦の大陸棚および専管〔専管—追加〕経済水域の管轄権を行使する。

③ 〔ロシア連邦構成主体の領土は、その同意なしに変更することはできない。—削除〕ロシア連邦構成主体間の境界は、その相互の合意に基づいて変更することができる。〔ロシア連邦構成主体の発議によって、構成主体間の境界の変更の問題を、当該領土上に居住している住民の人民投票に付すことができる—削除〕

## 第68条〔言語〕

① ロシア連邦のその全領土においてロシア語が国語である。〔ロシア語は、ロシア連邦のすべての国家の機関および施設において使用される—削除〕

② 共和国は自らの国語を定めることができる。共和国の国語は、共和国の国家権力機関、地方自治機関および国家施設において〔旧案—共和国の国家の機関および施設において〕、ロシア連邦の国語と並んで使用される。

③ ロシア連邦〔旧案—国家〕は、ロシア連邦の全人民に、母語の維持ならびにその学習および発展のための条件を創造する権利を保障する。

## 第69条〔先住少数民族の権利〕

ロシア連邦は、国際法の一般的に承認された諸原則および諸規範、ならびにロシア連邦の締結した国際条約に従い、先住少数民族の諸権利を保障する。〔旧案—先住少数民族の諸権利は、国際法の一般的に承認された諸原則および諸規範、ならびにロシア連邦の締結した国際条約に従い、ロシア連邦憲法および連邦の法律によって保障される。〕

## 第70条 〔国の象徴、首都〕

① ロシア連邦の国旗、国章および国歌、ならびにその内容および公式の利用手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。〔旧案—ロシア連邦は国旗、国章および国歌を有する。その内容および公式の利用手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。〕

② ロシア連邦の首都はモスクワ市である。首都の地位は連邦の法律によって定められる。

## 第71条 〔連邦管轄〕

ロシア連邦の管轄に属するのは次の事項である。

a) ロシア連邦の憲法および連邦の法律の採択および改正、ならびにそれらの遵守の統制

b) ロシア連邦の連邦体制および領土

c) 人および市民の権利および自由の規制および保護、ロシア連邦の市民権、ならびに少数民族の権利の調整および保護

d) 連邦の立法、執行および裁判機関のシステム、ならびにそれらの組織化および活動の手続の制定、ならびに連邦国家権力〔権力—追加〕機関の形成

e) 連邦国家所有およびその管理

f) 連邦の政策の基礎の確立、ならびにロシア連邦の国家的、経済的、エコロジック的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦綱領

g) 統一市場の法的基礎の確立、ならびに金融、通貨、信用および関税の規制、通貨発行、価格政策の基礎、ならびに連邦銀行を含む連邦の経済的職務

h) 連邦財政、連邦の租税および公課、連邦の地域発展基金

i) 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギー、核分裂物質、連邦輸送、交通手段、情報および通信、ならびに宇宙での活動

j) ロシア連邦の外交政策および国際関係、ロシア連邦の国際条約、ならびに戦争および平和の問題

## k) ロシア連邦の対外経済関係

l) 防衛および安全、軍需生産、武器・弾薬・軍事技術およびその他の軍需品の売却および購入手続の決定、[核分裂物質、一削除] 毒物および麻薬性物質の生産およびその利用手続

m) ロシア連邦の国境、領海 [海の名語が水から海に変化]、領空、専管 [専管—追加] 経済水域および大陸棚の地位の決定 [決定—追加] および防衛

n) 裁判所制度、検察制度、刑事・刑事訴訟および刑事執行に関する立法、大赦および特赦、民事・民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、ならびに知的所有権の法的規則

## o) 連邦低級法

p) 気象業務、規格、度量衡、メートル法および計時法、測地法および地図作成、地理上の対象の名称 [地理上の以下—追加] ならびに公式統計および簿記

## q) ロシア連邦の国家褒賞および名誉称号

## r) 連邦国家公務員制度

## 第72条 [共同管轄]

① ロシア連邦およびロシア連邦構成主体の共同管轄に属するのは次の事項である。[表現が多少変化]

a) 共和国の憲法および法律、道、州および連邦構成市の憲章、法律およびその他の規範的法令、ならびに自治州および自治区の規範的法令が、ロシア連邦の憲法および連邦の法律に適合するよう保証すること

b) 人および市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の擁護、合法性、法秩序および社会的安全の保証、ならびに国境地域の管理体制

c) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、利用および処分の諸問題 [歴史的に形成されてきた伝統的経営形態の維持および支援、ならびに当該地域における天然資源の利用の必要性を考慮にいたした相互の約定に基

## づく連邦天然資源の地位の決定—削除]

- d) 国家的所有の区分
- e) 自然利用、環境保護、エコロジー的な安全の保証、特に保護される自然地域、ならびに歴史のおよび文化的記念物の保護
- f) 養育、教育、科学、文化、体育およびスポーツの一般的諸問題
- g) 保健の諸問題の調整、家族、母性、父性および児童の保護、ならびに社会保障を含む社会的保護
- h) 大惨事、自然災害および伝染病との闘争方法の実現 [旧案—実施]、ならびにその結果の除去
- i) ロシア連邦における課税および公課の一般的諸原則の確立
- j) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水および森林に関する立法、ならびに地下資源および環境保護に関する立法 [表現が多少変化]
- k) 裁判および法維持機関の要員育成、弁護士制度および公証人制度
- l) 少数民族社会の古来からの居住環境、および伝統的生活様式の擁護
- m) 国家権力および地方自治 [国家権力—追加] の諸機関のシステム [諸機関のシステム—追加] の組織の一般原則の確立
- n) ロシア連邦構成主体の国際的および対外経済的諸関係の調整、ならびにロシア連邦の締結した国際条約の履行

② [ロシア連邦憲法第5条に従い—削除] 本条の諸規定は、共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区に平等に適用される。

## 第73条 [連邦構成主体の権限]

ロシア連邦の管轄の範囲外では、またロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄の対象としてロシア連邦の権限が及ぶその範囲外では、ロシア連邦の構成主体がすべての完全な国家権力を保持する。[旧案—国家権力のすべての権限はロシア連邦の構成主体によって自主的に行使される。]

## 第74条 [商品等の自由な流通に対する制限]

① ロシア連邦の領土上に [旧案一領土上における]、商品、サービスおよび財政資金の自由な移転に対する関税障壁、賦課金、手数料およびその他のいかなる障害を設けることも許されない。

② 商品およびサービスの移転の制限は、それが安全の保障、人々の生命および健康の保護、ならびに自然および文化財の保護のためにそれが必要な場合は、連邦の法律に従って導入することができる。[表現多少変化]

#### 第75条 [通貨・租税・国債]

① ロシア連邦における通貨単位はルーブルである。通貨発行はロシア連邦中央銀行によってのみ行われる。ロシア連邦 [連邦一追加] における他の通貨の導入および発行は許されない。

② ルーブルの安定の擁護および保証は、ロシア連邦中央銀行の基本機能であり、この機能をロシア連邦中央銀行は他の国家権力機関から独立に行う。[2項一追加]

③ 連邦財政のために徴収される租税システム、ならびにロシア連邦における課税および公課の一般原則は連邦の法律によって定められる。[旧2項]

④ 国債は、連邦の法律の定める手続で発行され、[数格に一削除] 希望者にはのみ割り当てられる。[旧3項、表現が多少変化]

#### 第76条 [法令の序列]

① ロシア連邦の管轄対象については、ロシア連邦の全領土で直接効力を有する連邦の憲法的法律および連邦の法律が採択される。

② ロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄の対象については、連邦の法律および連邦の法律に従って採択されるロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的法令が採択される。

③ 連邦の法律は、連邦の憲法的法律と矛盾してはならない。[旧4項]

④ ロシア連邦の管轄の範囲外、かつロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄の範囲外で、共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区は、法

律およびその他の規範的法令の採択を含め、固有の法的規制を実施する。〔旧3項〕

⑤ 本条第1項および第2項に従って採択された〔本条以下—追加〕ロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的法令は、連邦の法律と矛盾してはならない。連邦の法律とロシア連邦において発せられた他の法令が矛盾する場合は、連邦の法律の方が効力を有する。

⑥ 連邦の法律と、本条第4項に従って発せられたロシア連邦構成主体の規範的法令が矛盾する場合は、ロシア連邦構成主体の規範的法令が効力を有する。〔6項—追加〕

#### 第77条 〔連邦構成主体の権力機関システム〕

① 共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区の国家権力機関のシステムは、ロシア連邦の憲法体制の基礎、ならびに連邦の法律によって定められた国家権力の代表および執行機関の組織の一般原則〔ならびに以下—追加〕に従い、ロシア連邦構成主体によって自主的に定められる。

② ロシア連邦の管轄内で、またロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄の対象についてはロシア連邦の権限の範囲内で、連邦執行権力機関とロシア連邦構成主体の執行権力機関は、ロシア連邦における執行権力の統一システムを形成する。

#### 第78条 〔連邦と連邦構成主体の執行権力機関の関係〕

① 連邦執行権力機関は、自らの権限の行使のために、自らの地域機関を創設し〔旧案—地域単位の支局を設け〕、それぞれの公務員を任命することができる。

② 連邦執行権力機関は、ロシア連邦構成主体の執行権力機関との合意のうえで、それがロシア連邦憲法および連邦の法律に矛盾しない限り、ロシア連邦構成主体の執行権力機関に、自らの権限の一部の行使を委ねることができる。

③ ロシア連邦構成主体の執行権力機関は、連邦執行権力機関との合意のう

えて、後者に自らの権限の一部の行使を委ねることができる。

④ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法に従い、ロシア連邦の全領土において、連邦国家権力の権限の行使を保証する。

#### 第79条 [国際団体への加盟]

ロシア連邦は、もしそれが人および市民の権利および自由の制限をもたらさず、またロシア連邦の憲法体制の基礎と矛盾しないならば、国際団体に参加し、国際条約に従って自らの権限の一部をそれに委ねることができる。[2文を1文にまとめ、表現に変化あり]

### 第4章 ロシア連邦大統領

#### 第80条 [基本規定]

① ロシア連邦大統領は国家元首である。

② ロシア連邦 [ロシア連邦—追加] 大統領は、ロシア連邦憲法、ならびに人および市民の権利および自由の保証人である。大統領は、ロシア連邦 [ロシア連邦—追加] 憲法の定める手続に従い、ロシア連邦の主権、その独立性および国家的一体性の保護措置をとり、[国家の内政・外交政策の基本方針を定め、一削除] [すべての一削除] 国家権力 [権力—追加] 機関が協調して機能し、相互に協力するよう保証する。

③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦の法律に従い、国家の内政および外交政策の基本方針を決定する。[旧2項の一部を修正して独立化]

[ロシア連邦大統領は、選挙で掲げた政治・経済綱領を実行するために、ロシア連邦憲法および連邦の法律によって大統領に与えられた権限を行使する。一旧3項削除]

④ ロシア連邦 [ロシア連邦—追加] 大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する [最高公職者である一削除]。

#### 第81条 [大統領選挙]

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦市民により、普通・平等・直接選挙権および秘密投票制によって、4年の任期で選出される。

② ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕大統領に選出される資格を有するのは、ロシア連邦に10年以上恒常的に居住する35歳以上〔60歳以下—削除〕のロシア連邦市民である。

③ 同一人物は、連続して二期を超えて大統領の職務に就くことはできない。  
〔旧4項〕

④ ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦の法律によって定められる。〔旧3項〕

#### 第82条 〔宣誓〕

① ロシア連邦大統領は、その職務に就任するに際して、人民に対して次の宣誓を行う。「ロシア連邦大統領の権限の行使に際して、人および市民の権利および自由を尊重・擁護し、憲法を遵守・擁護し、國家の主権および独立〔独立—追加〕、ならびに安全および一体性を擁護し、人民に誠実に奉仕することを誓う。」

② 宣誓は、連邦院議員、國家院議員およびロシア連邦憲法裁判所裁判官の出席の下に、〔旧表現—宣誓は連邦集会において、ロシア連邦憲法裁判所の出席の下に、〕厳かな雰囲気のもとで執り行われる。

#### 第83条 〔連邦大統領の人事権〕

ロシア連邦大統領は、

a) 國家院の同意を得て、ロシア連邦首相を任命する。〔旧表現—國家院に、ロシア連邦首相の任命について提案する。〕

b) ロシア連邦政府の会議を主宰する権利を有する。〔b号—追加〕

c) ロシア連邦政府の総辞職について決定を採択する。〔旧表現—國家院に対して、ロシア連邦政府の総辞職問題を提起する。〕

d) 國家院に、ロシア連邦中央銀行総裁の職務に任命するための候補者を

提案し、国家院に対して、ロシア連邦中央銀行総裁の解任問題を提起する。

e) ロシア連邦首相の提案に基づいて副首相および連邦大臣を任命し、それらを解任する。[表現が多少変化]

f) 連邦院に、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の職務に任命するための候補者、ならびにロシア連邦検事総長の候補者を提案し、連邦院に対して、ロシア連邦検事総長の解任を提案し、その他の連邦裁判所の裁判官を任命する。[表現が多少変化]

g) ロシア連邦の保安評議会を組織し、その長となる。保安評議会の地位は連邦の法律によって定められる。[g号—追加]

h) ロシア連邦の軍事ドクトリンを承認する。[h号—追加]

i) ロシア連邦大統領府を組織する。[その長官を任命し、解任する。—削除]

j) ロシア連邦大統領の全権代表を任命し、解任する。

k) ロシア連邦軍最高司令部を任命し、解任する。

l) 連邦集会の関係する委員会および院の委員会に諮問した後に、外国および国際組織におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召還する。

#### 第84条 [国家院の解散、人民投票指定等]

ロシア連邦大統領は、

a) ロシア連邦憲法および連邦の法律に従い、国家院 [旧表現—連邦集会両院] の選挙を指定し、

b) ロシア連邦憲法の定める場合に、その定める手続に従って国家院を解散し、

c) 連邦の憲法的法律の定める手続によって人民投票を指定し、

d) 国家院に法案を提出し、

e) 連邦の法律に署名し、公布する。[旧 f 号]

f) 国の状態について、また国家の内外政策の基本方針 [基本方針—追加]

について、年次〔年次—追加〕教書を連邦集會に送付する。〔旧e号〕

#### 第85条 〔権力機関の紛争の解決〕

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間、およびロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互間の不一致〔旧表現—紛争〕の解消のために協議手続を利用することができる。大統領は、協議が整わなかった場合は、紛争の解決をしかるべき裁判所の審理に委ねることができる〔旧表現—委ねる権利を有する〕。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関の法令がロシア連邦の憲法、連邦の法律〔連邦の法律—追加〕もしくはロシア連邦の国際的義務と矛盾し、または人および市民の権利および自由を侵害する場合は、しかるべき裁判所によるこの問題の解決までこれら法令の効力を停止する権利を有する。〔旧案には、違反を除去するよう、しかるべき裁判所に訴える権利を有する—という表現があった。〕

#### 第86条 〔外交〕

ロシア連邦大統領は、

- a) ロシア連邦の外交政策を指導する。
- b) 交渉を行い、ロシア連邦の締結する国際条約に署名する。
- c) 批准書に署名する。
- d) 外国の外交代表の信任状および召還状を受理する。〔旧案はa～d号に分割せず、1つの文であった。〕

#### 第87条 〔軍最高指令官等〕

- a) ロシア連邦大統領はロシア連邦軍の最高指令官である。
- b) ロシア連邦に対する攻撃または攻撃の直接の脅威が発生した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦全土〔旧表現—全国〕に、またはその個々の地域に戒厳令を敷き、直ちにこのことを連邦院および国家院〔国家院—追加〕に通知する。

- c) 戒厳令の体制については、連邦の憲法的法律によって定められる。

#### 第88条 〔非常事態〕

ロシア連邦大統領は、[ロシア連邦憲法または一削除] 連邦の憲法的法律に定められた事情が存在する場合には、その定めた手続に従って、ロシア連邦の全土またはその個々の地域に [ロシア連邦の全土以下一追加] 非常事態を宣言し、直ちにそのことを連邦院および国家院 [国家院一追加] に通知する。

#### 第89条 〔市民権、国家褒賞、大赦〕

ロシア連邦大統領は、

- a) ロシア連邦の市民権の諸問題および政治亡命の許可の問題を決定する。  
b) ロシア連邦の国家褒賞を授与し、ロシア連邦の名誉称号、最高軍事称号および最高特別称号を与える。  
c) 特赦を決定する。

#### 第90条 〔大統領令等〕

① ロシア連邦大統領は、[ロシア連邦憲法および連邦の法律によって課された権限に従い、一削除] 大統領令および処分を発する。

② ロシア連邦大統領の大統領令および処分は、ロシア連邦の全領土で執行が [執行が一追加] 義務づけられる。

③ ロシア連邦大統領の大統領令および処分は、ロシア連邦の憲法および連邦の法律と矛盾してはならない。

#### 第91条 〔不可侵特権〕

ロシア連邦大統領は不可侵特権を有する。

#### 第92条 〔大統領の権限終了〕

① ロシア連邦大統領は、その宣誓の実施の時からその権限の執行に入り、その任期が満了して新たに選出されたロシア連邦大統領が宣誓を行った時にその執行を終了する。[表現に多少変化あり]

② ロシア連邦大統領は、その辞任の場合、その健康状態のため自らに帰属

する権限を行使することが継続的に不可能な場合、または職務を解任された場合に、任期満了前に権限執行を終了する。この場合ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕大統領の選挙は、権限の執行〔執行—追加〕の任期満了前の終了の時から3カ月〔旧案—2カ月〕以内に実施されなければならない。〔表現に多少変化あり〕

③ ロシア連邦大統領が自らの職務を遂行することができない場合はすべて、ロシア連邦首相が臨時にその職務を遂行する。ロシア連邦大統領代行は、国家院を解散し、人民投票を指定し、またロシア連邦憲法の諸規定の改正および再検討の提案を行う権利を有しない。〔第2の文は追加〕

#### 第93条 〔大統領の解任〕

① 連邦院は、国家に対する裏切りまたはその他の重大な犯罪の実行の疑いで国家院によって提起された大統領に対する告発に基づき、ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕大統領の行動に犯罪の構成要素が存在していることがロシア連邦最高裁判所の結論によって確認され、かつこの大統領の告発の提起が所定の手続を遵守してなされたことがロシア連邦憲法裁判所の結論によって確認された場合にのみ、ロシア連邦大統領を職務から解任することができる。〔旧92条3項、旧108条より、表現変更〕

② 告発の提起に関する国家院の決定、および大統領の職務からの解任に関する連邦院の決定は、国家院の組織する特別委員会の結論を得て、各院の総数の3分の2以上の多数によって採択しなければならない。〔旧108条より、表現変更〕

③ ロシア連邦大統領の職務からの解任に関する連邦院の決定は、国家院による大統領に対する告発の提起から3カ月以内に採択しなければならない。この期間内に連邦院の決定が採択されない場合は、大統領に対する告発は却下されたとみなされる。〔旧108条より、表現変更〕

〔大統領の解任について、旧案では連邦集会の章（第5章）に次のような詳し

い規定があった。

#### 旧第108条〔大統領の解任〕

国家院は、国家院議員総数の3分の1以上の議員グループの提案に基づき、ロシア連邦大統領を国家に対する裏切りまたはその他の重要犯罪の実行の嫌疑で告発する根拠となりうる事実を審理するための委員会を組織する。

国家院の委員会の活動の結果、議員総数の3分の2の多数によって、国会に対する裏切りまたはその他の重要犯罪の実行のためロシア連邦大統領の告発が決定され、ロシア連邦最高裁判所に、大統領の行動に犯罪の構成要件が存在するか否かについて結論を提示するように質問を発する。

連邦院は、国家院の提起した告発に基づき、ロシア連邦大統領の行動に犯罪の構成要件が存在するというロシア連邦最高裁判所の結論、および告発の提起が所定の手続を遵守してなされたか否かについての連邦院の質問に対するロシア連邦憲法裁判所の結論を得た後に、連邦院の議員総数の3分の2の多数でロシア連邦大統領をその職務から解任する権利を有する。

ロシア連邦大統領をその職務から解任するという連邦院の決定は、国家院による大統領の告発の提起から3カ月以内になされなければならない。この期間内に連邦院の決定が採択されなかった場合は、大統領に対する告発は却下されたものとみなされる。]

## 第5章 連邦集会

### 第94条〔基本限定〕〔旧93条〕

ロシア連邦の連邦集会一議会は、ロシア連邦の代表・立法機関である。

### 第95条〔2院制〕〔旧94条〕

- ① 連邦集会は連邦院および国家院の2院によって構成される。
- ② 連邦院は、ロシア連邦院の構成主体から各2人の代表〔代表―代議員〕  
—国家権力の代表および執行機関から1人ずつ〔国家権力以下―追加〕—が構

成員となる〔旧案—選出される〕。

③ 国家員は450人〔旧案—400人〕の議員で構成される。

#### 第96条 〔議員の任期等〕〔旧95条〕

① 〔連邦院および一削除〕国家院は、4年の任期で選出される。

② 連邦院の形成手続〔旧案—連邦院議員〕および国家院議員の選挙手続は、連邦の法律によって定められる。

#### 第97条 〔議員資格等〕〔旧96条〕

① 〔連邦院議員および一削除〕国家院議員として選出することができるのは、21歳に達し、選挙に参加する権利を有するロシア連邦市民である。

② 同一人物が、同時に連邦院および国家院の議員になることはできない。国家院議員は、その他の国家権力の代表機関および地方自治機関の議員になることはできない。〔旧案では第2の文に連邦院議員も含まれていた〕

③ 〔連邦院議員および一削除〕国家院議員は、恒常的に専門職として活動する。〔連邦院議員および一削除〕国家院議員は、国家公務員になったり、有給のその他の活動に従事することはできない。但し、教育、研究およびその他の創造的活動はこの限りでない。

#### 第98条 〔議員の不可侵特権〕〔旧97条〕

① 連邦院議員および国家院議員は、その任期の全期間にわたり、〔議員としての—削除〕不可侵特権を有する。議員は現行犯逮捕の場合を除いて、逮捕され、勾留され、捜索を受けることはない。議員は、他人の安全を保障するために連邦の法律によって定められた場合〔旧案—それが不可欠である場合〕を除いて、身体検査をされることはない。

② 議員の不可侵特権の剥奪の問題は、〔そのために特別に組織される連邦院または国家院の委員会の結論に基づき、一削除〕ロシア連邦検事総長の提案に基づき、連邦集会の当該院によって決定される。

〔連邦院議員および国家院議員は、その表明した意見、採決に際しての立場、

および議員の地位に基づくその他の行為のために、その任期の満了後も含めて、法律的責任を追及されることはない。―旧3項―削除]

第99条 [連邦集会の招集等] [旧98条]

① 連邦集会は恒常的に活動する機関である。

② [連邦院および―削除] 国家院は、選挙後30日目にその最初の会議のために集合する。ロシア連邦大統領は、この期間以前に、国家院 [旧案―連邦集会の院] の会議を招集することができる。

③ 国家院 [旧案―院] の最初の会議は、最長老議員が開会する。

④ 新期の [連邦院または―削除] 国家院の活動の開始とともに、前期の国家院 [旧案―それぞれの院] の権限は終了する。

第100条 [院の会議等] [旧99条]

① 連邦院および国家院は別々に会議を開く。

② 連邦院および国家院の会議は公開で行われる。院の [院の―追加] 規則が定める場合、院は秘密会を行う権利を有する。

③ 両院は、ロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦憲法裁判所の教書、および外国指導者の演説を聴取するために合同会議を開くことができる。

第101条 [院の構成等] [旧100条]

① 連邦院は、その構成員の中から、連邦院議長および同副議長を選出する。国家院は、その構成員の中から、国家院議長および同副議長を選出する。

② 連邦院の議長および副議長、ならびに国家院の議長および副議長は会議を主宰し、院の内部規律を維持する。 [副議長の語2ヶ所―追加]

③ 連邦院および国家院は合同委員会および院の委員会を組織し、その管轄する諸問題について [議会統制を行い、―削除] 議会の聴聞 [および調査―削除] を行う。

④ 各院は [旧案―連邦院および国家院は] 自らの議院規則を制定し、自らの活動の内部規律の諸問題を解決する [旧案―組織およびその活動手続の諸問

題に関して処分を発する]。

⑤ 連邦予算の執行の統制を行うために、連邦院および国家院は会計院を組織するが、その構成および活動手続は連邦の法律によって定められる。

#### 第102条 [連邦院の管轄] [旧101条]

① 連邦院の管轄に属するのは次の事項である。

- a) ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更の承認
- b) 戒厳令の導入に関するロシア連邦大統領の大統領令の承認 [旧案—確認]

c) 非常事態を宣言したロシア連邦大統領の大統領令の承認 [旧案—確認]

d) ロシア連邦の領土外でのロシア連邦軍の使用の可能性に関する問題の決定

e) ロシア連邦大統領の選挙の指定

f) ロシア連邦大統領の職務からの解任

g) ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の任命

h) ロシア連邦検事総長の任命および解任

i) 会計院の副院長および検査官の半数の任命および解任

② 連邦院は、ロシア連邦憲法によってその管轄とされている諸問題に関して決定を採択する。[表現に多少の変化あり]

③ 連邦院の決定は、ロシア連邦憲法によって決定採択の別の手続が定められていない限り、連邦院議員総数の過半数によって採択される。

#### 第103条 [国家院の管轄] [旧102条]

① 国家院の管轄に属するのは次の事項である。

a) ロシア連邦首相の任命についてロシア連邦大統領に同意を与える。[旧案—ロシア連邦首相を任命する]

b) ロシア連邦政府の信任 [および総辞職—削除] の問題の決定

- c) ロシア連邦中央銀行総裁の任命および解任
  - d) 会計院の院長および検査官の半数の任命および解任
  - e) 連邦の憲法的法律に従って活動する [連邦の以下一追加] 人権オンブスマンの任命および解任
  - f) 大赦の公示
  - g) ロシア連邦大統領解任のための告発の提起
- ② 国家院は、ロシア連邦憲法によってその管轄とされている諸問題に関して決定を採択する。[表現に多少の変化あり]

③ 国家院の決定は、ロシア連邦憲法によって決定採択の別の手続が定められていない限り、国家院議員総数の過半数によって採択される。

#### 第104条 [立法発議権] [旧103条]

① 立法発議権は、ロシア連邦大統領、連邦院、連邦院議員、国家院議員、ロシア連邦政府およびロシア連邦構成主体の立法（代表）機関に帰属する。立法発議権は、その管轄する諸問題に関して、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所にも帰属する。[旧案では大統領は国家院議員に次いで4番目に規定されていた]

② 法案は国家院に提出される。

③ 租税の導入もしくは廃止、租税納付の免除、国債の発行、または国家の財政債務の変更に関する法案、その他連邦予算からの支出を必要とする法案は、その問題についてロシア連邦政府の結論を得てのみ提出することができる。

#### 第105条 [国家院の優越性] [旧104条]

① 連邦の法律は国家院によって採択される。

② 連邦の [連邦の一追加] 法律は、ロシア連邦憲法によって別段の定めがない限り、国家院議員の総数の過半数によって採択される。

③ 国家院によって採択された連邦の [連邦の一追加] 法律は、5日以内に、審理のために連邦院に送付される。

④ 連邦の〔連邦の一追加〕法律は、連邦院の議員総数の過半数がそれに賛成投票したとき、または14日以内にそれが連邦院によって審議を終らなかつたとき、連邦院によって支持されたものとみなされる。連邦院が連邦の〔連邦の一追加〕法律を拒否したときは、両院は生じた不一致を克服するために協議委員会を設置することができ、その後連邦の〔連邦の一追加〕法律は国家院で再度審議しなければならない。

⑤ 国家院が連邦院の決定に不同意の場合は、再投票に際して、国家院の議員総数の3分の2以上が賛成投票したとき、連邦の〔連邦一追加〕法律は採択されたとみなされる。

#### 第106条 〔連邦院の義務的審議〕〔旧105条〕

次の問題に関して国家院の採択した連邦の法律は、連邦院で必ず審議しなければならない。

- a) 連邦予算
- b) 連邦の租税および公課
- c) 金融、通貨、信用および関税の規制、ならびに貨幣発行
- d) ロシア連邦の締結した国際条約の批准および廃棄
- e) ロシア連邦の〔ロシア連邦の一追加〕国境の地位および防衛
- f) 戦争および平和

#### 第107条 〔大統領による法律の署名〕〔旧106条〕

① 採択された連邦の法律は、署名および公布のために、5日以内にロシア連邦大統領に送付される。

② ロシア連邦大統領は、14日以内に連邦の〔連邦の一追加〕法律に署名し、それを公布する。

③ ロシア連邦〔ロシア連邦一追加〕大統領が連邦の法律を受け取った日から14日以内にそれを拒否したときは、国家院および連邦院は、ロシア連邦憲法の定める手続に従い、当該法律を新たに審議する。再度の審議に際して、連

邦の〔連邦の一追加〕法律が、以前採択されたのと同じ内容で、連邦院議員および国家院議員の〔旧案—各院の議員〕総数の3分の2以上の多数の賛成を得たときは、大統領は7日以内に〔7日以内に—追加〕それに署名し、公布しなければならない。

#### 第108条 〔憲法的法律〕〔旧107条〕

- ① 連邦の憲法的法律は、ロシア連邦憲法の定める諸問題に関して採択される。
- ② 連邦の憲法的法律は、連邦院議員総数の4分の3以上および国家院議員総数の3分の2以上の多数が賛成したときに採択されたとみなされる。ロシア連邦大統領は、14日以内に、採択された連邦の憲法的法律に署名し、公布しなければならない。

#### 第109条 〔国家院の解散〕

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法第111条および第117条〔旧案—116条〕が定める場合、国家院を解散することができる。
- ② 国家院を解散した場合、ロシア連邦大統領は、新しく選出される国家院を解散の日から4カ月〔旧案—90日〕以内に招集することができるように選挙の日程を指定する。
- ③ 国家院の選挙の日から1年以内は、ロシア連邦憲法第117条〔旧案—116条〕の定める根拠に基づいて国家院を解散することはできない。
- ④ 国家院が大統領に対する告発を提起したときから連邦院によるしかるべき決定が採択されるまでは、国家院を解散することはできない。
- ⑤ ロシア連邦の全土に戒厳令または〔戒厳令—追加〕非常事態が宣言されている期間、およびロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕大統領の任期の終了前の6カ月間は、国家院を解散することはできない。

### 第8章 ロシア連邦政府

### 第110条 [連邦政府の構成等]

① ロシア連邦の執行権力を行使するのはロシア連邦政府である。

② ロシア連邦 [ロシア連邦—追加] 政府は、ロシア連邦首相、ロシア連邦 [ロシア連邦—追加] 副首相および連邦大臣によって構成される。

[ロシア連邦構成主体の執行権力の長は、職務上ロシア連邦政府の構成員となる。—旧3項削除]

### 第111条 [連邦首相の任命]

① ロシア連邦首相は、国家院の同意を得て、ロシア連邦大統領によって任命される。

[旧案—ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、国家院によって任命される。ロシア連邦首相の候補者は、新期の国家院の最初の会議後2週間以内に提案するものとする。]

② ロシア連邦首相の候補者は、新たに選出されたロシア連邦大統領が就任した後もしくはロシア連邦政府総辞職後2週間以内に、または国家院による候補者の拒否の日から1週間以内に、提案されるものとする。[大統領の提案した候補者を国家院が拒否したときは、大統領は首相任命の問題を新しく審理するよう国家院に提起する。—旧2項—削除]

③ 国家院は、ロシア連邦大統領によって提案されたロシア連邦首相の候補者を、候補者の提案の日から1週間以内に審理するものとする。[3項—追加]

④ 提案されたロシア連邦首相候補者が国家院によって3回拒否された場合は、ロシア連邦大統領はロシア連邦首相を任命し、国家院を解散して新選挙を指定する。[旧案3項および4項—国家院が候補者を再度拒否したときは、大統領は、最初の提案の日から1カ月以内に、3度び、首相候補者の審理を国家院に提起する。大統領は同じ候補者を2度提案する権利を有する。それでも国家院が首相を任命しなかったときは、大統領は国家院を解散する決定を採択し、首相代行を任命することができる。]

**第112条**〔連邦政府の構成等〕

① ロシア連邦首相は、その任命後1週間以内に、連邦執行権力機関の構成に関する提案をロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕大統領に提出する。

② ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領に、ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕副首相および連邦大臣の候補者を提案する。

**第113条**〔連邦首相の職務〕

ロシア連邦首相は、ロシア連邦憲法、連邦の法律およびロシア連邦大統領令に従い、ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕政府の活動の基本方針を決定し、その活動を組織する。

**第114条**〔連邦政府の職務〕

ロシア連邦政府は、

a) 連邦予算を作成し、国会院に提出し、その執行を保証する。連邦予算の執行について国会院に報告を提出する。

b) ロシア連邦における統一した金融、信用および通貨政策の実施を保証する。

c) ロシア連邦における文化、科学、教育、保健、社会保障およびエコロジーの分野の統一された国家政策の実施を保証する。

d) 連邦所有財産の管理を行う。

e) 国の防衛および国家的安全の保障、ならびにロシア連邦の外交政策の実現のための手段を行使〔旧案—採用〕する。

f) 合法性、市民の権利および自由の保障、ならびに所有および社会秩序の保護、ならびに犯罪との闘いのための措置を実行する。

g) ロシア連邦憲法、連邦の法律およびロシア連邦大統領令によって政府に課されたその他の権限を行使する。

② ロシア連邦政府の活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

**第115条**〔連邦政府の決定等〕

① ロシア連邦憲法、連邦の法律および規範的な性格をもつ〔規範的な、以下追加〕ロシア連邦大統領令に基づき、その執行のために、ロシア連邦政府は決定および処分を発し、その執行を保証する。〔連邦大臣は命令を発する。—削除〕

② 〔その権限の範囲内で発せられた—削除〕ロシア連邦政府の決定および処分〔ならびに連邦大臣の命令—削除〕は、ロシア連邦において執行が義務づけられる。

③ ロシア連邦政府の決定および処分がロシア連邦憲法、連邦の法律およびロシア連邦大統領令と矛盾する場合は、ロシア連邦大統領はそれを破棄することができる。

#### 第116条 〔大統領選出に伴う政府の権限解除〕〔追加〕

ロシア連邦大統領が新たに選出された場合、ロシア連邦政府はその権限を解除される。

#### 第117条 〔連邦政府の総辞職、不信任〕〔旧116条〕

① ロシア連邦政府は自ら総辞職を求めることができるが、ロシア連邦大統領はそれを受け容れ、または拒否する。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職の決定を採択することができる。〔旧案—ロシア連邦大統領は、國家院に対して、政府の総辞職の問題を提起することができる。〕

〔政府の総辞職に関する大統領の提案がその提起の時から1週間以内に國家院で審理されない場合は、大統領は再度政府の総辞職を宣言することができ、それによって國家院による問題の審理なしに政府は総辞職となる。—旧3項—削除〕

③ 國家院は、ロシア連邦政府に対して不信任を表明することができる。ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕政府に対する不信任の決定は、國家院議員総数の過半数によって採択される。國家院によるロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕

政府不信任の表明後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕政府の総辞職を宣言するか、または国家院の決定に同意しない権利を有する。国家院が3カ月以内に再度ロシア連邦政府に対する不信任を表明したときは、ロシア連邦大統領は政府の総辞職を宣言するか、または国家院を解散する。  
〔旧4項、5項を統合〕

④ ロシア連邦首相は、国家院に対して、ロシア連邦政府不信任の問題を提起することができる。国家院が信任を拒否した場合、大統領は7日以内にロシア連邦政府の総辞職の決定を行うか、または国家院の解散および新選挙の指定の決定を行う。〔4項—追加〕

⑤ ロシア連邦政府は、総辞職または権限解除の場合、ロシア連邦大統領の委任により、新しいロシア連邦政府が組織されるまで機能を続ける。〔5項—追加〕

〔旧第117条（新首相の提案）—削除（111条に対応）—ロシア連邦政府が総辞職した場合は、ロシア連邦大統領は、2週間以内に、ロシア連邦憲法の定める手続に従って政府を組織するところの新しいロシア連邦首相の候補者を国家院に提案する。〕

## 第7章 裁判権

### 第118条 〔一般規定〕

- ① ロシア連邦において裁判権を行使するのは裁判所のみである。
- ② 裁判権は、憲法訴訟、民事訴訟、行政訴訟および刑事訴訟をとおして実現される。
- ③ ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦憲法および連邦の憲法的法律によって定められる。特別裁判所の創設は許されない。

### 第119条 〔裁判官の資格〕

裁判官の資格を有するのは、25歳に達し、最高法律教育を受け、5年以上

法律の専門職の経歴を有するロシア連邦市民である。ロシア連邦裁判所の裁判官に必要な追加的要件を連邦の法律は定めることができる。

**第120条**〔裁判官の独立〕〔旧122条〕

① 裁判官は独立であり、ロシア連邦〔ロシア連邦—追加〕憲法および連邦の〔連邦の一追加〕法律にのみ従う。

② 裁判官は、事件の審理に際して、国家機関またはその他の機関の法令が法律に適合しないことを確認したときは、法律に従って決定を採択する。

**第121条**〔裁判官の身分保証〕〔旧120条〕

① 裁判官は更迭されない。

② 裁判官の権限は、連邦の法律の定める手続および根拠〔旧案—「手続」と「根拠」の語順入れ替え〕による場合を除いて終了することはなく、停止されることもない。

**第122条**〔裁判官の不可侵特権〕〔旧121条〕

① 裁判官は不可侵である。

② 裁判官は、連邦の法律の定める手続による以外に刑事責任を追及されることはない。

**第123条**〔裁判の諸原則〕

① あらゆる裁判所において事件の審理は公開である。秘密会議における事件の審理は、連邦の法律の定める場合にのみ許される。

② 裁判所における刑事事件の欠席審理は、連邦の法律の定める場合を除いて許されない。

③ 訴訟は、対審制および両当事者の平等権の原則に基づいて行われる。

④ 連邦の法律によって定められた場合、訴訟は陪審員の参加のもとに行われる。

**第124条**〔裁判所の財政〕

裁判所の財政は、連邦の法律〔の要求—削除〕に従い、連邦予算によつての

み賄われ、裁判を完全かつ独立に実現する可能性が保証されなければならない。

第125条〔憲法裁判所〕

① ロシア連邦憲法裁判所は19〔旧案—18〕人の裁判官で構成される。〔旧4項〕

② ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦院、国家院、連邦院議員もしくは国家院議員の5分の1、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、またはロシア連邦構成主体の立法もしくは執行権力機関の質問により、次に列記する法令のロシア連邦憲法への適合性に関する事件を解決する。〔2項—追加〕

a) 連邦の法律、ならびにロシア連邦大統領、連邦院、国家院およびロシア連邦政府の規範的法令

b) 共和国憲法、ならびにロシア連邦構成主体の憲章、法律、ならびにロシア連邦国家権力機関の管轄およびロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関の共同管轄に属する諸問題について発せられたその他の規範的法令

c) ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の間の条約、およびロシア連邦構成主体の国家権力機関の相互間の条約

d) ロシア連邦の発効前の国際条約

〔旧1項—ロシア連邦憲法裁判所は、法律、連邦院および国家院の決定、ロシア連邦大統領令、その他の連邦機関の法令、共和国の憲法、ロシア連邦構成主体の法律、憲章およびその他の規範的法令、ならびにロシア連邦の連邦内および国際的な条約のロシア連邦憲法への適合性、ならびに社会団体の創設および活動の合憲性に関する事件を解決する。〕

③ ロシア連邦憲法裁判所は次の権限に関する紛争を解決する。

a) 連邦国家権力機関相互間

b) ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関の間

## c) ロシア連邦構成主体の最高国家権力機関の間

[旧2項—ロシア連邦憲法裁判所は、連邦国家諸機関の相互間、連邦国家機関とロシア連邦構成主体の国家機関の間、ならびにロシア連邦構成主体の国家諸機関の相互間の権限をめぐる紛争を解決する。]

④ ロシア連邦憲法裁判所は、市民の憲法上の権利および自由の侵害に関する訴願に基づき、または裁判所の質問に基づき、具体的事件において適用された、または適用すべきである法律の合憲性を、連邦の法律の定める手続で点検する。[旧3項—ロシア連邦憲法裁判所は、個人の訴願に基づき、人および市民の憲法上の権利および自由の保護に関する法適用実務の合憲性を点検する。]

⑤ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦院、国家院、ロシア連邦政府またはロシア連邦構成主体の立法権力機関の質問に基づき、ロシア連邦憲法の解釈を行う。[5項—追加]

⑥ 憲法違反と認定された法令またはその個々の規定は効力を失う。ロシア連邦憲法に適合しないロシア連邦の締結した国際条約は、発効させることはできず、適用することもできない。[6項—追加]

⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦院の審問に基づき、国家に対する裏切りまたはその他の重大な犯罪の実行の嫌疑によるロシア連邦大統領の告発の提起が所定の手続を遵守しているか否かについて結論を与える。[7項—追加]

## 第126条 [最高裁判所]

ロシア連邦最高裁判所は、民事、刑事、行政および通常の裁判所の管轄に属するその他の事件に関する最高裁判機関であり、連邦の[連邦の一追加]法律の定める訴訟形態において、それらの活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の諸問題に関して[裁判上の一削除]解説を与える。

## 第127条 [最高仲裁裁判所]

ロシア連邦最高仲裁裁判所は、経済紛争および仲裁裁判所で審理されるその他の紛争の解決に関する最高裁判機関であり、連邦の[連邦の一追加]法律の

定める訴訟形態において、それらの活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の諸問題に関して〔裁判上の一削除〕解説を与える。

#### 第128条 〔裁判官の任命等〕

① ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦院によって任命される。

② その他の連邦裁判所の裁判官は、連邦の法律の定める手続に従い、ロシア連邦大統領によって任命される。

③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所およびその他の連邦の裁判所〔および以下―追加〕の権限、組織手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

#### 第129条 〔検察機関〕

① ロシア連邦検察庁は統一的集権システムを構成し、下級検事は上級検事およびロシア連邦検事総長に従属する。〔1項追加〕

② ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦院によって任命され、解任される。

③ ロシア連邦構成主体の検事長は、その構成主体の同意を得て、ロシア連邦検事総長によって任命される。〔3項追加〕

④ その他の検事はロシア連邦検事総長が任命する。〔4項追加〕

⑤ ロシア連邦検察庁の権限、組織および活動手続は、連邦の法律によって定められる。〔5項追加〕

〔旧1項―ロシア連邦検事総長を長とするロシア連邦検察庁は、犯罪事件の捜査の合法性の監督、裁判所における国家訴追の維持、国家の利益・市民の権利および自由の擁護のための民事訴訟の裁判所への提起、ならびに国家機関・地方自治機関および公務員の違法な法令の裁判所への異議申立を行う。一削除〕

## 第8章 地方自治

### 第130条 [基本限定]

① ロシア連邦における地方自治は、地方レベルの諸問題の住民による自主的〔かつ自己の責任による一削除〕決定、ならびに自治体所有財産の占有、利用および処分を保証する。

② 地方自治は、人民投票、選挙およびその他の直接的意思表示の形態によって〔旧案一さまざまな諸形態の直接的意思表示（人民投票、集会、寄合）によって〕、また被選挙機関およびその他の地方自治の諸機関をとおして実現される。

### 第131条 [地方自治の単位]〔旧130条の3、4項〕

① 地方自治は、市、村落およびその他の地域で、歴史のおよびその他の地方の伝統を考慮して実現される。地方自治機関の構造は住民によって自主的に定められる。〔旧案130条3項一地方自治は、共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区内の市、地区、町、村およびその他の地域単位（住民の民族的特殊性を考慮にいれて形成されたものを含む）において実現される。〕

② 地方自治が行われる地域〔単位一削除〕の境界の変更は、当該地域の住民の意見を考慮にいれて〔旧案一同意を得て〕のみ許される。

### 第132条 [地方自治の権限]〔旧131条、133条〕

① 地方自治機関は、〔法律に従い、一削除〕自治体所有財産を自主的に管理し、地方予算を策定、承認および執行し、地方の租税および公課を定め、社会秩序を維持し、地方レベルのその他の諸問題を決定する。

② 地方自治機関に、法律によって個々の国家的権限を譲与し、その実現のために必要な物質的および財政的資産を提供することができる。譲与された権限の実現は、国家の統制下におかれる。〔旧133条1項〕

〔旧131条2項一ロシア連邦の国家権力機関およびロシア連邦構成主体の国家権力機関は、地方自治に協力する。一削除〕

〔旧133条2項一地方自治の課題の実現のために連合体（同盟）を創設する

ことができる。—削除]

#### 第133条〔地方自治の保証〕〔旧132条〕

ロシア連邦における地方自治は、裁判による保護を受ける権利、国家権力機関によって採択された決定の結果生じた追加的支出の補償を受ける権利、ならびにロシア連邦憲法および連邦の法律によって定められた地方自治の諸権利の制限の禁止〔旧案から削除—ならびに地方自治の内部構造の自主的決定〕によって保証される。

〔旧2項—地方自治の組織および保証の一般的諸原則は、連邦の法律によって定められる。—削除〕

### 第9章 憲法改正および憲法の再検討

#### 第134条〔改正の提案〕

ロシア連邦憲法の諸規定の改正および再検討を提起することができるのは、ロシア連邦大統領、連邦院、国家院、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表）機関、および連邦院議員または国家院議員〔旧案—連邦集会の両院の1つにおける議員総数〕の5分の1以上の数の議員グループである。

#### 第135条〔憲法の第1章等の改正〕

① ロシア連邦憲法第1章、第2章および第9章〔第2章以下—追加〕の諸規定については、連邦集会は再検討することはできない。

② ロシア連邦憲法第1章、第2章および第9章〔第2章以下—追加〕の諸規定の再検討〔旧案—変更〕の提案が連邦院議員および国家院議員〔旧案—連邦集会の各院の議員〕総数の5分の3によって支持されたときは、連邦の憲法的法律に従い、憲法集会が招集される。

③ 憲法集会はロシア連邦憲法を変更しないことを確認するか、またはロシア連邦の新憲法草案を作成する。新憲法は憲法集会によりその構成員総数の3分の2の多数によって採択されるか、または全人民投票に付される。全人民投

票に付した場合、ロシア連邦憲法は、有権者の過半数が投票に参加し、投票に参加した選挙人の過半数が賛成した場合に採択されたとみなされる。〔旧案—憲法集会はロシア連邦憲法の不変更を確認するか、または新憲法を採択する。憲法集会の議員は、国家院の選挙のために定められた手続および基準に従って選出される。憲法集会の議員は平等であり、各自1票を有する。〕

第136条 〔憲法第3章～第8章の改正〕

① ロシア連邦憲法第3章〔旧案—第2章〕～第8章の〔諸規定の一削除〕改正は、連邦の憲法的法律の採択のために定められた手続によって採択され、ロシア連邦構成主体の3分の2以上の立法権力機関の〔立法権力機関—追加〕賛成を得たときに発効する。

〔旧2項—ロシア連邦憲法第2編の諸規定の改正は、本条第1項の定める手続で採択されるが、ロシア連邦の当該条約に署名した全構成主体の賛成が必要である。—削除〕

第137条 〔憲法第65条の改正〕

① ロシア連邦の構成を定めたロシア連邦憲法第65条の〔諸規定の一削除〕変更は、ロシア連邦の新構成主体のロシア連邦への受け入れおよび形成に関する連邦の憲法的法律、およびロシア連邦構成主体の憲法上の地位の変更に関する連邦の憲法的法律に基づいてなされる。

② 共和国、道、州、連邦構成市、自治州および自治区の名称の変更の場合、ロシア連邦構成主体の新しい名称は、ロシア連邦憲法第65条の中に含まれるものとする。

〔表現に多少変化あり〕

〔次の第2編は確定した新憲法のものだけで、7月12日案との比較は行っていない〕

## 第2編 結び規定および過渡的規定

1. ロシア連邦憲法は、人民投票の結果に基づき、それが公式に公表された日に発効する。

全人民投票の日である1993年12月12日は、ロシア連邦憲法採択の日とみなされる。

同時に、1978年4月12日に採択され、その後変更・追加されたロシア連邦—ロシアの憲法（基本法）の効力は終了する。

連邦条約—ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する主権共和国の国家権力機関の間の管轄対象および権限の区分に関する条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の道、州、モスクワ市、およびサンクト・ペテルブルク市の国家権力機関の間の管轄対象および権限の区分に関する条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する自治州および自治区の国家権力機関の間の管轄対象および権限の区分に関する条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関の間のその他の条約、ならびにロシア連邦構成主体の国家権力機関相互間の条約の諸規定が、ロシア連邦憲法の規定に適合しない場合は、ロシア連邦憲法の規定の方が効力を有する。

2. この憲法の発効のときまでロシア連邦の領土上で有効であった法律およびその他の法令で、ロシア連邦憲法と矛盾しない部分は適用される。

3. ロシア連邦—ロシアの憲法（基本法）に従って選出されたロシア連邦大統領は、この憲法の発効の日から、この憲法の定める権限を、その選出された時の任期が満了するまで行使する。

4. ロシア連邦の閣僚会議—政府は、この憲法の発効の日から、ロシア連邦憲法の定めるロシア連邦政府の権利、義務および責任を獲得し、以後ロシア連邦政府と称する。

5. ロシア連邦における裁判官は、この憲法の定める権限に従い、裁判権を行使する。

ロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、憲法の発効後、その選出された任期が満了するまで自らの権限を維持する。欠員は、この憲法の定める手続によって補充される。

6. 陪審員の参加する裁判所による事件の審理手続を定める連邦の法律が発効するまで、それぞれ事件の裁判所による審理の旧来の手続が維持される。

この憲法の規定に従ってロシア連邦の刑事訴訟立法が導入されるまで、犯罪実行の疑いがある者の勾留、拘禁および逮捕の旧来の手続が維持される。

7. 第1期の連邦院および第1期の国家院は、2年の任期で選出される。

8. 連邦院は、選挙の30日後に最初の会議のために集合する。連邦院の最初の会議はロシア連邦大統領によって開会される。

9. 第1期の国家院議員は、同時にロシア連邦政府の構成員であることができる。国家院議員でもあるロシア連邦政府の構成員には、代議員の不可侵特権に関するこの憲法の規定のうち、職務の遂行と結びついた行為（または不作為）に対する責任の部分は適用されない。

第1期の連邦院議員は、非常勤のかたちで自らの権限を行使する。

資料 連邦条約案(93-7-12)

(以下は93年7月12日案のみ、最終案=新憲法には条約は付いていない)

## 第2章 ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成部分である主権共和国の権力機関の間の管轄対象および権限の区分に関する条約

われわれロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する主権共和国の権力機関の全権代表は、

ロシア連邦の諸人民の歴史、伝統、文化、言語および民族的尊厳に敬意を表し、

ロシア連邦の諸人民の歴史的に形成された国家的統一、およびそれを構成している共和国の一体性および領土の維持を自らの責務と認め、

民族間の合意、信頼および相互理解の達成および強化を目的として掲げ、民族的帰属および居住地域に関わりなく人および市民の権利および自由の優越性ならびに諸人民の自決権を実現し、

権限の自発的配分およびその効率的実現の原則の上に、連邦関係の質的刷新に努め、

自らの権限の範囲内で、ロシア連邦を構成する共和国の国家権力諸機関は、それぞれの地域でこの権力を自主的に行使することに依拠し、

ロシア連邦の国家主権宣言、ロシア連邦を構成する共和国の国家主権宣言、ならびにロシア連邦における連邦構造および連邦関係の諸問題に関するロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議の諸決定に導かれ、

以下のように約定した。

### 第1条 (連邦管轄)

1. ロシア連邦の連邦国家権力機関の管轄に関わるのは次の事項である。

① ロシア連邦憲法および連邦の法律の採択および変更、ならびにそれらの遵守の統制

② ロシア連邦の連邦体制および領土

③ 人および市民の権利および自由の規制、少数民族の権利の保護ならびにロシア連邦の市民権

④ 連邦の立法、執行および裁判権力機関のシステム、ならびにその組織化および活動の手続の確立、ならびに連邦国家機関の形成

⑤ 連邦国家の所有およびその管理

⑥ 連邦の諸政策の基礎の確立、およびロシア連邦における国家的、経済的、エコロジー的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦綱領

⑦ 統一市場の法的基礎の確立、金融・通貨・信用および関税の規制、通貨発行、価格政策の基礎、ならびに連邦銀行を含む連邦の経済職務

⑧ 連邦予算、連邦の租税および公課、ならびに連邦の地域発展基金

⑨ 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギーおよび核分裂物質、連邦輸送、交通手段、情報および通信、ならびに宇宙での活動

⑩ ロシア連邦の外交政策および国際関係、ロシア連邦の国際条約、ならびに戦争および平和の諸問題

⑪ ロシア連邦の対外経済関係

⑫ 防衛および安全、軍需生産、武器・弾薬・軍事機械およびその他の軍事物資の売却および購入手続の決定、核分裂物質・毒性物質および麻薬性物質の生産およびその利用手続

⑬ ロシア連邦の国境、領海、領空、経済水域および大陸棚の地位および防衛

⑭ 裁判所制度、検察庁制度、刑事・刑事訴訟および刑事執行に関する立法、大赦および特赦、ならびに民事・民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法

⑮ 連邦抵触法

⑯ 気象業務、規格、度量衡、メートル法および計時法、ならびに測地法、地図作成、公式統計および簿記

⑰ ロシア連邦の国家褒賞および名誉称号

⑱ 連邦公務員制度

ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦の法

律の定める範囲内において連邦の権限の行使に参加する。

ロシア連邦を構成する共和国には、ロシア連邦の連邦国家権力機関への代表権が保証される。

## 第2条 〔共同管轄〕

1. ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の共同管轄に属するのは次の事項である。

① ロシア連邦を構成する共和国の憲法および法律が、ロシア連邦の憲法および法律に適合するよう保証する。

② 人および市民の権利および自由な、ならびに少数民族の権利の保護、ならびに合法性、法秩序および社会的安全の保証、ならびに国境地帯の管理体制の確立

③ 国家的所有の区分

④ 自然利用、環境保護、およびエコロジ的の安全の保証、特に保護される自然地域の管理、歴史的および文化的記念物の保護

⑤ 養育、教育、科学、文化、体育およびスポーツの一般的諸問題

⑥ 保健の諸問題の調整、ならびに家族、母性、父性および児童の保護、ならびに社会保障を含む社会的保護

⑦ 大惨事、自然災害および伝染病との闘争措置の実施およびその結果の除去

⑧ 課税および公課の一般原則の確立

⑨ 行政、行政訴訟、労働、家族、土地、住宅、水および森林に関する立法、地下資源および環境保護に関する立法、ならびに知的所有権の法的規則

⑩ 裁判所制度、弁護士制度および公証人制度、ならびに法維持機関の要員養成

⑪ 少数民族社会の古来からの居住環境および伝統的生活様式の保護

⑫ 地方自治組織の一般原則の確立

2. 本条第1項に列挙された諸問題に関して、ロシア連邦の連邦国家権力機関は基本法を制定し、ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、それに従って、法律およびその他の法規範の採択を含め、固有の法的規制を実施する。

3. 本条第1項に列挙された共同管轄の対象に関する法律の草案は、ロシア連邦を構成する共和国に送付され、そのしかるべき提案は、ロシア連邦の最高会議で審理される。

### 第3条 〔共和国の権限〕

1. ロシア連邦を構成する共和国（国家）は、この条約に従い、ロシア連邦の連邦国家権力機関の管轄に委ねられた（管轄に関わる）権限を除いて、全領土で、すべての完全な国家（立法、執行および裁判）権力を有する。ロシア連邦を構成する共和国の領土および地位は、その同意なしに変更することはできない。

2. ロシア連邦を構成する共和国は、それがロシア連邦の憲法および法律、ならびに本条約に矛盾しない限り、国際関係および対外経済関係、ならびにロシア連邦の他の共和国、道、州、自治州および自治区との協定の自主的な参加者である。ロシア連邦を構成する共和国の国際関係および対外経済関係の調整は、ロシア連邦を構成する共和国と共同で、ロシア連邦の連邦国家権力機関によって実施される。

3. 土地およびその地下資源、水域および動植物界は、それぞれの共和国の領土上に居住する人民の財産（所有物）である。土地、地下資源、水およびその他の天然資源の占有、利用および処分問題は、ロシア連邦の基本法およびロシア連邦を構成する共和国の立法によって規制される。ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の相互の約定により、連邦の天然資源の地位が定められる。

4. ロシア連邦の連邦国家権力機関により、ロシア連邦を構成する共和国の領土上に非常事態が宣言される場合は、当該共和国の国家権力機関の事前の同

意が必要である。非常事態導入の根拠となる事情が、ロシア連邦を構成する1つの共和国の領土にのみ関わる場合は、当該共和国の国家権力機関は、連邦の法律に従ってその共和国における非常事態を宣言することができるが、ロシア共和国大統領およびロシア連邦最高会議に直ちに通知するものとする。

#### 第4条 〔連邦と共和国の権限の一部移譲〕

1. ロシア連邦の連邦国家権力機関は、ロシア連邦を構成する共和国の権力機関との協定により、自らの権限の一部の行使を後者に移譲することができる。

2. ロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、ロシア連邦の連邦国家権力機関との協定により、自らの権限の一部の行使を後者に移譲することができる。

#### 第5条 〔連邦法の効力等〕

1. ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する共和国の権力機関は、連邦の法律およびロシア連邦のその他の法令を、ロシア連邦の立法の定める手続に従い、ロシア連邦を構成する共和国において執行する。

2. ロシア連邦および共和国の権力機関によって発せられた法律的文書は、その機関、施設および公務員の権限の範囲内で、ロシア連邦の全領土上で承認される。

#### 第6条 〔紛争の解決等〕

1. ロシア連邦の連邦国家権力機関は、ロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の管轄に関わる諸問題について法令を発することはできない。ロシア連邦を構成する共和国の権力機関が、ロシア連邦の連邦国家権力機関の排他的管轄に関わる諸問題について法律およびその他の法令を発したときは、連邦の法律の法が適用される。

2. ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する共和国の国家権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法、共和国憲法、相互の尊重および相互責任に基づいて構築される。紛争は、ロシア連邦の憲法および法律の定める手続により、協議手続を必ず利用して解決される。

3. 本条第1項に列挙された諸問題、および本条約第2条に従い共同管轄の対象となっている諸問題をめぐる紛争は、ロシア連邦憲法裁判所によって解決される。

#### 第7条 [管轄・権限の一方的変更の禁止]

本条約で定められた管轄対象および権限の区分は、一方的に変更することはできない。

#### 第8条 [本条約の発効]

本条約はその調印の日に発効する。本条約は、ロシア連邦人民代議員大会で賛成を得た後にロシア連邦憲法の構成部分(独立した編)となる。ロシア連邦憲法の本編の変更および追加は、本条約に調印したロシア連邦を構成する共和国の同意を得てなされる。

ロシア連邦を構成する各共和国は、この条約に調印する権利、およびロシア連邦憲法およびロシア連邦を構成する当該共和国の憲法に従い、ロシア連邦の連邦国家権力機関との権限の区分に関する自らの態度を規制する権利を自ら維持する。

★ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の権力機関との間の管轄対象および権限の区分に関する条約

ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成部分である自治州および自治区の権力機関の間の管轄対象および権限の区分に関する条約

[共和国の場合と基本的に共通であるが、部分的に異なる。それも単なる字句の修正か、それとも本質的な意味があるのかよく分らない。もともとロシア連邦の構成単位は平等とされており、ただ形式的に、共和国は主権国家という形態をとる(憲法をもち、政府を有する等)点で区別されるにすぎないとされている。この条約案で若干相違点があるのは、もともと連邦側が用意した意識的

な区別か、それとも相互の交渉過程での妥協の結果なのか分からない。いずれにしる草案の段階なので細かく詮索しても意味は少なく、主要な点のみふれる。道、州等を州で代表させることがある。]

### 三つの連邦条約案の相違

前文にも若干相違があるが省略する。

連邦管轄一州との連邦条約、自治州との連邦条約の方には、共和国の場合と異なって「測地学」や「地図作成」が入っていない。他方で州の方には、「新しい道、州の創設の承認」、「道、州等の境界の変更の承認」、「道、州等の代表・執行権力機関のシステムの組織の一般原則の承認」などが付け加わっている。また立法管轄のうち、「行政訴訟法」、「家族法」、「知的所有権の法的規制」は、州や自治州の方では連邦管轄になっているが、共和国の方では共同管轄になっている。これは実質的な意味をもちうる。

共同管轄の列挙—共和国との連邦条約案にある事項のなかで、「国家的所有の区分」、「少数民族の権利保護」は、他の連邦条約案にはない。立法管轄の相違点は先に指摘した。法維持機関の要員の養成は共和国の方は共同管轄になっているが、他にはない。租税の一般原則の制定について、州の方は「道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市における」という限定が付いている。自治州の方も同様である。共和国の方は、「地方自治組織の一般原則の制定」が掲げられているが、州や自治州の方は、「州や自治州等における」地方自治と限定が明記され、他に「行政区画」の一般原則の制定も掲げられている。

連邦構成主体の管轄規定は、三つの連邦条約案それぞれ表現が違ふ。共和国の条約案は構成主体の権限が一番強力に表現されている。共和国が連邦管轄に引き渡した権限を除き、共和国が国家権力の全権を有するという表現である。州との条約案では、連邦管轄と共同管轄を除く国家権力の全権限が州の国家権力機関によって行使されると表現されている。自治州等の場合は、連邦管轄と共同管轄以外の国家権力の権限は、個別の自治州法、自治区法、その他の法令

によって定められとされているが、これらの法律は自治州等が提案し、連邦の最高会議が採択するものである。また共和国の場合は、その領土・地位は共和国の同意なしに変更できないと明記されている。

土地、地下資源等について、共和国との条約案には、それらが当該共和国に居住する人民の財産であるという規定がある。これは重要な表現のようにみえるが、従来からロシアで使用されている意味からすれば、一般原則以上の具体的な意味はない。ただしベレストロイカ以後のソ連・ロシアでは、それまで無意味だった一般原則を根拠に具体的な主張が展開され、しかもそれを無視できなくなった事実がある。例えばソ連からの脱退権の規定などがそうであった。土地に関する規定も、連邦の権限を一切否定する根拠になりうる。

連邦が共和国に非常事態を宣言する場合は、当該共和国の事前の同意が必要である。また共和国は自国に非常事態を宣言することができる（直ちに連邦の大統領および最高会議に通知する）。州や自治州等については連邦の国家権力機関が非常事態を導入し、州等の権力機関に通知する。

共和国との連邦条約案には、その発効について多少詳しい規定がある。条約は調印後発効し、憲法の一部となるが、その改正には署名した共和国の同意が必要である。共和国は署名するか否かを決定する権利、また連邦との権限の区分に対する自らの態度を決定する権限を維持する。

連邦条約案については以上である。憲法案では、第2編のこの連邦条約案に続いて、第3編に「経過規程」が置かれている。しかしこれは憲法が正式に制定されて初めて意味をもつものだから、ここでは省略する。

#### 資料 1992年12月の憲法改正

★前文を次のように改める。

「ロシア連邦＝ロシアの人民代議員大会は、  
ロシアの運命に対する歴史的責任を自覚し、

ロシア連邦のすべての人民〔ナロート〕の諸権利に対して敬意を表し、  
人およびロシア連邦の市民の諸権利の優越性を承認し、

ロシア連邦＝ロシアの諸人民の意思を表現し、

その全領土におけるロシア連邦＝ロシアの国家主権を確認し、民主的法治国家を創設する決意を表明する。」

★第3条1項の「道、州」の語の後に、「モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」の語を追加する。

★第4条1項を次のように改める。

「ロシア連邦およびそのすべての国家機関は、合法性に基づいて行動し、法秩序、社会の利益、ならびに人および市民の権利および自由の保護を保障する。」

★第5条の「国家生活」の語の後に、「ロシア連邦の憲法および法律によって定められた手続に従い」の語を追加する。

★第7条を次のように改める。

「すべての政党、その他の社会団体および大衆運動は、その綱領および規約に定められた目的を遂行するに際し、ロシア連邦の憲法および法律、ならびにロシア連邦内共和国の憲法および法律の枠内で、また自治州、自治区、道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の人民代議員会議の法令に従って行動する。

憲法体制の暴力的改変、ロシア連邦の全一性の侵害、および国家の安全の解体、ロシア連邦の憲法および法律に規定されていない権力構造ならびに不法な武装部隊の創設、ならびに種族的、民族的、人種的または宗教的帰属を指標とした排除およびあらゆる形態の差別の宣伝を含む社会的、民族的および宗教的反目の扇動を目的とする政党、社会団体および運動の創設および活動は許されない。」

★第10条を次のように改める。

ロシア連邦においては、次のような所有形態が認められ、保護される。私的

所有（法人および市民）、集団所有（含有 *общая совместная соб.* および共有 *общая долевая соб.*）、国家的所有、自治体所有ならびに社会団体所有。

国家は多様な所有形態の発展のための条件をつくり、すべての所有形態の平等な保護を保障する。

所有は、社会の利益ならびに他の市民の権利および自由と対立する目的に利用することはできない。

財産の没収および収容は、法律の定める場合にも、法律の定める手続によってのみ許される。

法律は、社会的利益に依拠し、経済活動の自由の限界を定める。

★第11条3項を次のように改める。

ロシア連邦においては、天然資源に対する次のような所有形態が定められる—国家的所有（連邦所有、ロシア内共和国所有、自治州所有、自治区所有、道所有、州所有、モスクワ市所有およびサンクト・ペテルブルク所有）、自治体所有ならびに私的的所有（法人所有、市民所有）ならびに集団所有（含有および共有）。天然資源の占有、利用および処分はロシア連邦およびロシア内共和国の法令（*законодательство*）ならびに自治州、自治区、道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の人民代議員会議の法令（*правовой акт*）、ならびにその権限の範囲内で発せられた地方人民代議員会議の法令（*акт*）によって規制される。

★第11条の1の4項に、「モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」の語を追加する。

★第12条の3項を次のように改正して3項、4項とする（第4項、第5項を第5項、第6項とする）。

所有物として受け取った土地、または取得した土地を、その所有者は、それが所有物となった期間の長さに関わりなく、その用途を变ることなく、売却を

含めて、譲渡することができる。

その場合、人民代議員会議に対しては、その土地が提供された時と同じ条件で、その後この土地に費やされた費用を考慮にいれて譲渡することができる。

自然人および法人に対しては、個人副業経営、別荘地経営、菜園および個人住宅建設のために、契約価格で譲渡することができる。

本条3項が定めている場合を除き、他の場合はすべて、土地を無償で所有物として受け取った場合は、10年以上経過して、有償で取得した場合は5年以上経過した後に、契約価格で自然人および法人に譲渡することができる。

★第30条を次のように改める。

「ロシア連邦は国の安全および防衛能力を保障し、ロシア連邦武装力に必要なすべての装備を保証する。

国の安全保障およびその防衛能力の強化に関する国家諸機関、公務員および市民の義務は、ロシア連邦の法令〔законодательство〕によって定められる。」

★第58条を次のように改める。

「ロシア連邦市民は住宅権を有する。この権利は、国家および自治体住宅資産のアパートの居室を、居住面積基準の範囲内で賃貸借〔наём〕の契約の条件に基づいて提供することにより、または面積制限なしの賃貸借〔аренда〕の条件による提供、もしくは住宅の取得もしくは建設の方法によって保証される。

所定の基準を満たす住宅を保障されていない市民に対して、国家は、賃貸借契約に基づく居室の提供を使命とする国家および自治体住宅資産の建設を促進し、また住宅の建設、維持および修理の支出に対する補償（補助金）および特典の制度を活用することによって援助を与える。」

★第67条の9を次のように改める。

「ロシア連邦市民は、連邦法に従い、人民参審員または陪審員として司法の

実現に参加する。」

★第70条2項、3項の「州」の語の後に、「モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」の語を追加する。

★第71条2項の、「カラチャエボ・チェルケス・ソビエト社会主義共和国」、「コミ・ソビエト社会主義共和国」および「マリ・ソビエト社会主義共和国＝マリー・エル共和国」の語を、それぞれ「カラチャエボ・チェルケス共和国」、「コミ共和国」および「マリー・エル共和国」に改め、アレファベット順に並べ変える。

第71条2項の「共和国管轄」の語を、「連邦構成」に改める。

★第9章の1の名称を「ロシア連邦内の道、州および連邦構成市」に改める。

★第84条の7を次のように改める。

「ロシア連邦の構成には、道、州および連邦構成市が含まれる。」

★第84条の8を次のように改める。

「道、州および連邦構成市は、ロシア連邦の憲法および法律に適合し、その特殊性を考慮にいれた自らの憲章を有する。

道、州および連邦構成市の憲章、ならびに道および州人民代議員会議、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の人民代議員会議がその権限の範囲内で採択した法令は、ロシア連邦の法律と同じように当該地域において国家的に擁護される。」

★第84条の9を次のように改める。

「道、州および連邦構成市の領土は、それぞれの道、州および連邦構成市の同意なしに変更することはできない。」

★第84条の10を次のように改める。

「ロシア連邦の法律は、すべての道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の領土において拘束力を有し、同一の効力を有する。」

★第84条の11の1項の4号を次のように改める。

「道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の領土上における国家的所有の区分：ロシア連邦における予算システムおよび課税の一般原則の制定：」

第84条の11の1項の12号は削除する。

★第86条の1の「自治区」の語の後に、「モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の人民代議員会議」の語を追加する。

★第87条2項の二箇所の「区」の後に、「モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」の語を追加する。

★第92条3項の最初の文を、次の二つの文に改める。

「ロシア連邦閣僚会議議長、第一副首相〔複数〕、副首相、大臣、ロシア連邦国家委員会委員長、ロシア連邦政府のその他の構成員、およびそれらの代理は、同時にロシア連邦の人民代議員になることはできない。ロシア連邦内共和国の閣僚会議（内閣）の構成員になっている者―首相を除く―、ロシア連邦内共和国の省庁の長、ならびに道および州の行政府、自治州、自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の行政府、地方行政府、行政府の部・課その他の行政部局の長、ならびにその代理は、対応する国家権力または地方自治の代表機関の代議員になることはできない。」

第92条に次のような4項を追加する。

「本条3項に定められた職務に任命または選出されたロシア連邦の人民代議員の権限は、その職務に任命または選出された時点で終了する。」

第92条の4項を5項とする。

★第104条5項の「共和国人民」の語を「全人民」に改める。

★第106条3項の「および自治区」の語を「自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」に改める。

★第108条2項の「および自治区」語を「自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」に改める。

★第109条1項3号を次のように改める。

「㊦ロシア連邦閣僚会議=政府の首相、ロシア連邦外相、ロシア連邦国防相、ロシア連邦保安相、およびロシア連邦内相の職務への任命に同意を与える。」

第109条1項4号に「ロシア連邦中央銀行総裁を任命する」の語を追加する。

第109条1項6号から「法典を採択する」の語を削除する。

第109条1項に次のような6号の1を追加する。

「ロシア連邦の連邦国家権力機関と、ロシア連邦内共和国、自治州、自治区、道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の国家権力機関の共同管轄事項に関する基本法および連邦法を制定し、ロシア連邦の連邦国家権力機関の管轄事項に関して法典および法律を制定する。」

第109条1項に次のような8号の1を追加する。

「ロシア連邦内共和国の最高会議と共同で、ロシア連邦内共和国の憲法のロシア連邦憲法への適合性を保証する。」

第109条1項9号を次のように改める。

「連邦の立法、執行および裁判機関の組織化および活動の手續を定め、ロシア連邦の領土における代表権力機関および執行権力機関のシステムの組織化の一般的諸原則を定める。」

第109条1項10号を次のように改める。

「ロシア連邦の全領土でその活動を行う社会団体の法的地位を定める。」

第109条1項11号を次のように改める。

「ロシア連邦の人民代議員会議の活動に指針を与える。」

第109条1項12号の「共和国直轄市」の語を「連邦構成市」に改める。

第109条1項18号を次のように改める。

「ロシア連邦の裁判所によって有罪判決を受けた者の大赦に関する法令を発する。」

第109条1項19号を次のように改める。

「ロシア連邦最高会議幹部会の幹部会令および決定、ロシア連邦最高会議議長の処分、ならびにロシア連邦憲法裁判所の結論に基づいてロシア連邦大統領の大統領令および処分を破棄する。ロシア連邦政府の決定を破棄するようロシア連邦大統領に提案する。ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法裁判所にロシア連邦大統領の大統領令および処分の合憲性の審査について訴えた場合、ロシア連邦憲法裁判所によるその解決がなされるまでそれらの効力を停止する権限を有する。」

第109条1項20号の「(共和国—ロシア連邦—直轄市)」の語を「(連邦構成市)」に改める。

第109条1項24号に次の文を追加する。

「ロシア連邦人民代議員が、この憲法によってロシア連邦人民代議員の地位と両立できないとされている職務に任命または選出された場合、その権限は、上記職務に任命または選出されたときに終了する。」

★第110条1項の「ロシア連邦大統領」の語の後に、「ロシア連邦閣僚会議」を追加し、「および自治区」の語を「自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」に改める。

第110条2項の「共和国レベルの機関の名において」の語を、「ロシア連邦の全領土で活動を行う」に改める。

★第111条に次のような2項を追加する。

「ロシア連邦大統領は、その提出した法律案の優先的審議を求めることができる。」

第111条3項の「または自治区」の語を、「自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市」に改める。

第111条の2項および3項を、それぞれ3項および4項とする。

★第121条の5の5号に、次のような第2段を追加する。

「ロシア連邦外相、ロシア連邦国防相、ロシア連邦保安相およびロシア連邦

内相は、ロシア連邦最高会議の同意を得てその職務に任命される。」

第121条の5に、次のような6号の1を追加する。

「ロシア連邦最高会議に、ロシア連邦の省、国家委員会および官庁の新設、改組および廃止についての提案を提出する。」

第121条の5に、次のような16号を追加する。

「⑩ロシア連邦軍の最高司令官であり、ロシア連邦軍の上級幹部の職務に任命し、そこから解任し、また法律の定める手続により上級軍階級称号を授与する。」

第121条の16号を17号とみなす。

★第121条の6に、「それに違反した場合は、それらは直ちに終了する。」の語を追加する。

★第121条の11の1号に次の文を追加する。

「ロシア連邦大統領の権限をロシア連邦副大統領が代行することが不可能な場合は、それは順次ロシア連邦閣僚会議議長、次いでロシア連邦最高会議議長に移行する。」

★第122条を次のように改める。

「ロシア連邦閣僚会議=政府は、ロシア連邦人民代議員大会、ロシア連邦最高会議および大統領に報告義務を負う執行権力機関である。」

★第123条1項に次の文を追加する。

「ロシア連邦外相、ロシア連邦国防相、ロシア連邦保安相およびロシア連邦内相は、ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦大統領によってその職務に任命される。」

第123条3項の「ロシア連邦のその他の機関および組織」の語を、「ロシア連邦政府管轄下のその他の中央国家管理機関」に改める。

★第125条2項2号の「共和国直轄」の語を、「連邦構成」に改める。

★第128条1項の「(共和国直轄市)」を「(連邦構成市)」に改める。

★第6編の1の名称を「ロシア連邦内の道、州、自治州、自治区および連邦構成市の国家権力・管理諸機関」に改める。

★第16章の1の名称を「ロシア連邦内の道、州、自治州、自治区および連邦構成市の人民代議員会議」に改める。

★第136条の1を次のように改める。

「道、州、自治州、自治区および連邦構成市の人民代議員会議は、道、州、自治州、自治区および連邦構成市の代表国家権力機関である。」

★第136条の2を次のように改める。

「道、州、自治州、自治区および連邦構成市の人民代議員会議の権限および活動手続は、ロシア連邦の憲法および法律、ならびに道、州および連邦構成市の憲章によって定められる。」

★第16章の2の名称を「道および州の行政府、自治州、自治区および連邦構成市の行政府」に改める。

★第158条を次のように改める。

「ロシア連邦の国家予算システムには、その自主的な構成部分として、ロシア連邦の共和国予算、ロシア連邦内共和国の予算、道の道予算、州の州予算、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の市予算、自治州の州予算、自治区の区予算、および地方予算が含まれる。」

★第160条を次のように改める。

「ロシア連邦の共和国予算、ロシア連邦内共和国の共和国予算、道の道予算、州の州予算、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の市予算、自治州の州予算、自治区の区予算、および地方予算の間のロシア連邦国家予算の歳入および歳出の区分はロシア連邦の法律によって定められる。」

★第163条2項の「地区（市）人民裁判所」の語の後に、「治安判事」の語を追加する。

★第164条1項に次の文を追加する。

「訴訟手続への陪審員の参加は、ロシア連邦の法律に従い、民事および刑事事件を審理する裁判所によって保証される。」

第164条に、次のような2項および3項を新しく追加する。

「ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦人民代議員大会によって選出される。」

「治安判事はその管轄の及ぶ管区の住民によって、5年の任期で選出される。」

第164条の2項、3項、4項、5項、6項および7項を、それぞれ4項、5項、6項、7項、8項および9項とする。

第164条8項を次のように改める。

「ロシア連邦における裁判官の権限は、ロシア連邦の憲法および法律で別の定めがない限り、一定の任期によって制限されることはない。裁判官は更迭することはできない。すべての裁判所の人民参審員は5年の任期で選出される。」

第164条9項から、「裁判官および」の語を削除する。

★第165条の1の1項の「道および州の憲章」の後に、「モスクワ市およびサント・ペテルブルク市」の語を、「自治区」(二カ所)の語の後に「モスクワ市およびサント・ペテルブルク市」の語を追加する。

第165条の1の2項の「自治区」の語の後に、「モスクワ市およびサント・ペテルブルク市」の語を追加する。

第165条の1の3項の「自治区」の語の後に「連邦構成市」の語を追加する。

★第167条を次のように改める。

「裁判官、陪審員および人民参審員は独立であり、法律にのみ従属する。

裁判官、陪審員および人民参審員は、その権利および義務の支障なき効果的実現のための諸条件が保証される。司法の実現に際しての裁判官、陪審員および人民参審員の活動に対するいかなる干渉も許されず、法律によって責任を追究される。

裁判官、陪審員および人民参審員の不可侵性、およびその独立性のその他の

保障は、ロシア連邦の法令〔законодательный акт〕によって定められる。」

★第168条の「原理に基づいて」の語の後に、「当事者主義および」の語を追加する。

★第173条2項に、「およびロシア連邦内共和国〔の法律〕、ならびに道、州、自治州、自治区および連邦構成市の法令〔правовой акт〕によって」の語を追加する。

★第176条から「最高の」の語を削除する。

第176条の「地方人民代議員会議、その執行および処分機関」の語を、「道、州、自治州、自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の人民代議員会議、ならびに道および州の行政府、自治州、自治区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市の行政府、ならびに地方自治および地方行政府の諸機関」の語に改める。

第176条に次のような2項を追加する。

「ロシア連邦検事総長およびその指揮下の検事の司法の実現の分野における権限は、ロシア連邦の訴訟手続に関する法律によって定められる。」

★第183条を次のように改める。

「モスクワ市はロシア連邦の首都である。首都の地位はロシア連邦の法律〔単数：以前憲法裁判にまでなったので念のため〕によって定められる。」